

令和 8 年度

地方税に関する参考計数資料

令和 8 年 2 月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	地方税及び地方譲与税収入見込額（令和8年度）	1
2	税制改正による増減収見込額（令和8年度）	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	38
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	40
13	市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和7年度）	42
14	超過課税の状況	46
15	法定外税の実施状況（令和7年度）	48
16	政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（令和6年度）	65
17	地方税の税率等の推移	66
18	都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（令和6年度）	180
19	道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（令和6年度）	182
20	道府県税収入等の都道府県別所在状況（令和6年度）	184
21	市町村税収入等の都道府県別所在状況（令和6年度）	192
	（参考）超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況（令和6年度）	202
22	県民経済計算	204
23	主要経済指標の推移	206

1 地方税及び地方譲与税収入見込額（令和8年度）

I 地方税

(1) 総括表

（単位：億円）

区 分	令和7年度 当初見込額 (A)	令 和 8 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		令和7年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和7年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	213,018	18,495	231,513	△ 6,026	△ 17	△ 6,043	225,470	12,452	105.8	47.2
2. 市町村税	241,475	11,463	252,938	△ 207	△ 16	△ 223	252,715	11,240	104.7	52.8
3. 合 計	454,493	29,958	484,451	△ 6,233	△ 33	△ 6,266	478,185	23,692	105.2	100.0

（参考1） 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

（単位：億円）

区 分	令和7年度 当初見込額 (A)	令 和 8 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		令和7年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和7年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	170,592	12,874	183,466	△ 6,026	1,381	△ 4,645	178,821	8,229	104.8	37.4
2. 市町村税	283,901	17,084	300,985	△ 207	△ 1,414	△ 1,621	299,364	15,463	105.4	62.6
3. 合 計	454,493	29,958	484,451	△ 6,233	△ 33	△ 6,266	478,185	23,692	105.2	100.0

（参考2） 特別法人事業譲与税を含めた場合の合計金額は、次のとおりである。

（単位：億円）

特別法人事業譲与税	23,470	2,552	26,022		△ 6	△ 6	26,016	2,546	110.8
再 計 <small>（特別法人事業譲与税を含む）</small>	477,963	32,511	510,474	△ 6,233	△ 39	△ 6,272	504,202	26,239	105.5

※ 端数処理の関係で、計とは一致しない場合がある。

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	令 和 8 年 度								
	令和7年度 当初見込額 (A)	令和7年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和7年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) — ×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	60,885	4,695	65,580		△ 3	△ 3	65,577	4,692	107.7
<ul style="list-style-type: none"> 個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 利子割 配当割 株式等譲渡所得割 	669	4	673				673	4	100.6
	49,053	2,273	51,326				51,326	2,273	104.6
	1,516	24	1,540				1,540	24	101.6
	2,114	303	2,417		△ 3	△ 3	2,414	300	114.2
	449	483	932				932	483	207.6
	2,684	981	3,665				3,665	981	136.5
	4,400	627	5,027				5,027	627	114.3
2. 事業税	55,228	4,814	60,042		△ 14	△ 14	60,028	4,800	108.7
<ul style="list-style-type: none"> 個人 法人 	2,493	88	2,581				2,581	88	103.5
	52,735	4,726	57,461		△ 14	△ 14	57,447	4,712	108.9
3. 地方消費税	65,227	8,329	73,556				73,556	8,329	112.8
<ul style="list-style-type: none"> 譲渡割 貨物割 	42,805	7,823	50,628				50,628	7,823	118.3
	22,422	505	22,927				22,927	505	102.3
4. 不動産取得税	4,144	811	4,955	△ 45		△ 45	4,910	766	118.5
5. 道府県たばこ税	1,499	32	1,531				1,531	32	102.1
6. ゴルフ場利用税	418	11	429				429	11	102.6
7. 軽油引取税	8,997	△ 80	8,917	△ 4,297		△ 4,297	4,620	△ 4,377	51.4
8. 自動車税	16,551	△ 99	16,452	△ 1,685		△ 1,685	14,767	△ 1,784	89.2
<ul style="list-style-type: none"> 環境性能割(～R8.3) 種別割(～R8.3) 自動車税 	1,652	33	1,685	△ 1,685		△ 1,685	0	△ 1,652	皆減
	14,899	△ 132	14,767	△ 14,767		△ 14,767	0	△ 14,899	皆減
	—	—	—	14,767		14,767	14,767	14,767	皆増
9. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0
10. 固定資産税(特例分等)	98	△ 26	72				72	△ 26	73.5
普通税計	213,050	18,486	231,536	△ 6,026	△ 17	△ 6,043	225,493	12,443	105.8
(II) 目的税									
1. 狩猟税	7	0	7				7	0	100.0
目的税計	7	0	7				7	0	100.0
(III) 道府県税小計	213,057	18,486	231,543	△ 6,026	△ 17	△ 6,043	225,500	12,443	105.8
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 39	9	△ 30				△ 30	—	—
(V) 道府県税計	213,018	18,495	231,513	△ 6,026	△ 17	△ 6,043	225,470	12,452	105.8

(単位：億円)

区 分	令 和 8 年 度									
	令和7年度 当初見込額 (A)	令和7年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和7年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) — ×100 (A) (%)	
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
B市町村税										
(I) 普通税										
1. 市町村民税	109,031	6,075	115,106		△ 16	△ 16	115,090	6,059	105.6	
個人均等割	2,006	8	2,014				2,014	8	100.4	
	所得割	89,989	4,100	94,089			94,089	4,100	104.6	
	法人均等割	4,558	46	4,604			4,604	46	101.0	
	法人税割	12,478	1,922	14,400		△ 16	△ 16	14,384	1,906	115.3
2. 固定資産税	101,240	4,184	105,424				105,424	4,184	104.1	
土地	38,112	790	38,902				38,902	790	102.1	
	家屋	43,441	1,309	44,750			44,750	1,309	103.0	
	償却資産	18,801	2,079	20,880			20,880	2,079	111.1	
純固定資産税小計	100,354	4,178	104,532				104,532	4,178	104.2	
交付金	886	6	892				892	6	100.7	
3. 軽自動車税	3,372	66	3,438	△ 207		△ 207	3,231	△ 141	95.8	
環境性能割(～R8.3)	237	16	253	△ 207		△ 207	46	△ 191	19.4	
	種別割(～R8.3)	3,135	50	3,185	△ 3,185		△ 3,185	0	△ 3,135	皆減
	軽自動車税	—	—	—	3,185		3,185	3,185	3,185	皆増
4. 市町村たばこ税	9,177	198	9,375				9,375	198	102.2	
5. 鉱産税	22	4	26				26	4	118.2	
6. 特別土地保有税	0	0	0				0	0	0.0	
普通税計	222,842	10,527	233,369	△ 207	△ 16	△ 223	233,146	10,304	104.6	
(II) 目的税										
1. 入湯税	222	16	238				238	16	107.2	
2. 事業所税	4,131	187	4,318				4,318	187	104.5	
3. 都市計画税	14,387	692	15,079				15,079	692	104.8	
4. 水利地益税等	0	0	0				0	0	0.0	
目的税計	18,740	895	19,635				19,635	895	104.8	
(III) 市町村税小計	241,582	11,422	253,004	△ 207	△ 16	△ 223	252,781	11,199	104.6	
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 107	41	△ 66				△ 66	—	—	
(V) 市町村税計	241,475	11,463	252,938	△ 207	△ 16	△ 223	252,715	11,240	104.7	

(参考)

(単位：億円)

個人住民税	149,250	8,476	157,726				157,726	8,476	105.7
地方法人二税+ 特別法人事業譲与税	96,871	9,573	106,444		△ 39	△ 39	106,405	9,534	109.8
地方法人二税	73,401	7,020	80,421		△ 33	△ 33	80,388	6,987	109.5
	特別法人事業譲与税	23,470	2,552	26,022		△ 6	△ 6	26,016	2,546

※ 「個人住民税」は、個人道府県民税（均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額である。

※ 「地方法人二税」は、法人道府県民税（均等割及び法人税割）、法人市町村民税（均等割及び法人税割）及び法人事業税の合計額である。

※ 端数処理の関係で、計とは一致しない場合がある。

II 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	令和7年度 当初見込額 (A)	令 和 8 年 度					(E) — ×100 (A) (%)
		令和7年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正に よる増減 (△)収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C)+(D) (E)	令和7年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	
1.地方揮発油譲与税	2,127	△ 347	1,780		1,780	△ 347	83.7
2.石油ガス譲与税	40	0	40		40	0	100.0
3.自動車重量譲与税	3,077	95	3,172		3,172	95	103.1
4.航空機燃料譲与税	145	0	145		145	0	100.0
5.特別とん譲与税	113	0	113		113	0	100.0
6.森林環境譲与税	689	△ 23	666		666	△ 23	96.7
7.特別法人事業譲与税	23,470	2,552	26,022	△ 6	26,016	2,546	110.8
合 計	29,661	2,277	31,938	△ 6	31,932	2,271	107.7

※ 端数処理の関係で、計とは一致しない場合がある。

2 税制改正による増減収見込額（令和8年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	△ 292	△ 547	△ 838			
（1）物価上昇局面における対応	△ 283	△ 531	△ 814			
（2）ひとり親控除の控除額の引上げ	△ 8	△ 16	△ 24			
2 不動産取得税	△ 4		△ 4	△ 45		△ 45
（1）新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の見直し等						
①床面積要件の見直し	△ 41		△ 41	△ 41		△ 41
②立地要件の見直し	37		37			
（2）免税点の引上げ	△ 9		△ 9	△ 9		△ 9
（3）その他	9		9	6		6
3 軽油引取税	△ 4,687		△ 4,687	△ 4,297		△ 4,297
当分の間税率の廃止	△ 4,687		△ 4,687	△ 4,297		△ 4,297
4 車体課税	△ 1,685	△ 253	△ 1,938	△ 1,685	△ 207	△ 1,892
環境性能割の廃止	△ 1,685	△ 253	△ 1,938	△ 1,685	△ 207	△ 1,892
5 固定資産税		△ 44	△ 44			
（1）再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長		△ 10	△ 10			
（2）免税点の引上げ		△ 39	△ 39			
（3）その他		6	6			
合 計	△ 6,668	△ 844	△ 7,511	△ 6,027	△ 207	△ 6,234
国税の税制改正に伴うもの	150	△ 107	42	△ 17	△ 16	△ 32
個人住民税	△ 35	△ 28	△ 64			
法人住民税	△ 13	△ 79	△ 92	△ 3	△ 16	△ 18
法人事業税	84		84	△ 14		△ 14
地方消費税	114		114			
再 計	△ 6,518	△ 951	△ 7,469	△ 6,044	△ 223	△ 6,266

（注1）上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。

（注2）上記の他、地方譲与税の増減収額は下記のとおり。

・森林環境譲与税の減収額は、平年度△8億円と見込まれる。

・特別法人事業譲与税の減収額は、平年度△308億円、初年度△6億円と見込まれる。

（注3）上記の国税の改正に伴うもののうち、賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）の見直しによる法人住民税及び法人事業税の増収見込額は平年度332億円である。

（注4）物品販売に係る地方消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる地方消費税額は、平年度42億円である。

（注5）軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う地方の安定財源の確保については、令和8年度税制改正における税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。安定財源の確保の完成までの間、地方財政措置において適切に対応する。

（注6）環境性能割の廃止に伴う減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

区分 年度	国内総生産（名目）		国民所得	
	実数	対前年度伸長率(%)	実数	対前年度伸長率(%)
昭和 27 年度	-	-	52,159	117.6
28	-	-	60,015	115.1
29	-	-	65,917	109.8
30	85,979	-	69,733	105.8
31	96,477	112.2	78,962	113.2
32	110,641	114.7	88,681	112.3
33	118,451	107.1	93,829	105.8
34	138,970	117.3	110,421	117.7
35	166,806	120.0	134,967	122.2
36	201,708	120.9	160,819	119.2
37	223,288	110.7	178,933	111.3
38	262,286	117.5	210,993	117.9
39	303,997	115.9	240,514	114.0
40	337,653	111.1	268,270	111.5
41	396,989	117.6	316,448	118.0
42	464,454	117.0	375,477	118.7
43	549,470	118.3	437,209	116.4
44	650,614	118.4	521,178	119.2
45	752,985	115.7	610,297	117.1
46	828,993	110.1	659,105	108.0
47	964,863	116.4	779,369	118.2
48	1,167,150	121.0	958,396	123.0
49	1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50	1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51	1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52	1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53	2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54	2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55	2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56	2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57	2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58	2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59	3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60	3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61	3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62	3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63	3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平成 元 年度	4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2	4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3	4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4	4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5	4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6	5,220,403	104.2	3,798,608	100.4
7	5,347,062	102.4	3,866,932	101.8
8	5,493,590	102.7	4,009,651	103.7
9	5,522,607	100.5	3,953,156	98.6
10	5,409,567	98.0	3,800,064	96.1
11	5,368,624	99.2	3,775,438	99.4
12	5,458,445	101.7	3,925,225	104.0
13	5,353,987	98.1	3,790,384	96.6
14	5,305,473	99.1	3,746,477	98.8
15	5,324,111	100.4	3,799,487	101.4
16	5,346,032	100.4	3,856,048	101.5
17	5,388,724	100.8	3,835,782	99.5
18	5,428,157	100.7	3,916,179	102.1
19	5,438,160	100.2	3,927,478	100.3
20	5,224,717	96.1	3,610,780	91.9
21	5,008,420	95.9	3,497,018	96.8
22	5,091,794	101.7	3,622,431	103.6
23	5,042,047	99.0	3,555,647	98.2
24	5,045,383	100.1	3,574,215	100.5
25	5,191,542	102.9	3,729,120	104.3
26	5,337,461	102.8	3,791,067	101.7
27	5,519,449	103.4	3,958,639	104.4
28	5,562,733	100.8	3,949,030	99.8
29	5,676,681	102.0	4,031,062	102.1
30	5,699,444	100.4	4,086,160	101.4
令和 元 年度	5,706,189	100.1	4,028,433	98.6
2	5,543,423	97.1	3,790,631	94.1
3	5,765,540	104.0	4,030,656	106.3
4	5,916,513	102.6	4,191,459	104.0
5	6,193,904	104.7	4,413,626	105.3
6	6,424,147	103.7	4,520,193	102.4
7 実績見込	6,692,000	104.2	4,776,000	105.7
8 見込	6,919,000	103.4	4,961,000	103.9

(注) 1 国内総生産（名目）は、令和6年度までは「国民経済計算」による実績、令和7年度実績見込及び令和8年度見込は「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和8年1月23日閣議決定）における額である。

2 国民所得は、令和6年度までは実績、令和7年度実績見込及び令和8年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。

3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の令和2年=100を基準とした年度の指数（総合）である。なお、令和6年度までは実績、令和7年度実績見込及び令和8年度見込は(注)1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

(単位 億円)

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分 年度
指数2年=100	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和 27 年度
6.4	-	10,362	125.0	3,361	109.2	28
6.6	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	29
7.5	111.7	11,369	100.7	3,815	104.3	30
9.1	124.1	12,061	106.1	4,499	117.9	31
10.4	112.5	13,425	111.3	5,272	117.2	32
10.4	102.8	14,556	108.4	5,439	103.2	33
12.9	125.2	16,239	111.6	6,109	112.3	34
15.8	122.5	19,249	118.5	7,442	121.8	35
18.8	118.5	23,911	124.2	9,065	121.8	36
19.7	104.7	28,874	120.8	10,567	116.6	37
22.9	115.3	33,088	114.6	12,129	114.8	38
25.6	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4	39
26.5	103.2	43,651	114.2	15,494	110.7	40
31.1	117.1	50,262	115.1	17,686	114.1	41
36.8	118.6	57,255	113.9	21,495	121.5	42
42.2	117.2	67,296	117.5	25,801	120.0	43
49.3	116.7	80,339	119.4	30,902	119.8	44
54.7	110.8	98,149	122.2	37,507	121.4	45
55.7	102.0	119,095	121.3	42,358	112.9	46
61.5	110.8	146,183	122.7	50,044	118.1	47
69.1	114.8	174,739	119.5	64,913	129.7	48
62.3	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9	49
59.6	95.6	256,545	112.1	81,548	99.0	50
66.1	110.8	289,070	112.7	95,641	117.3	51
68.2	103.2	333,621	115.4	110,052	115.1	52
73.0	107.0	383,470	114.9	122,371	111.2	53
78.8	108.0	420,779	109.7	140,315	114.7	54
80.4	102.2	457,808	108.8	158,938	113.3	55
82.0	102.0	491,653	107.4	173,255	109.0	56
81.6	99.4	511,333	104.0	186,286	107.5	57
86.2	106.4	523,069	102.3	198,413	106.5	58
93.4	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	59
95.6	102.5	562,935	104.5	233,165	108.5	60
95.5	99.8	587,171	104.3	246,282	105.6	61
101.2	105.9	632,201	107.7	272,040	110.5	62
110.1	108.9	664,016	105.0	301,169	110.7	63
114.8	104.3	727,290	109.5	317,951	105.6	平成 元 年度
120.5	105.0	784,732	107.9	334,504	105.2	2
119.7	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	3
112.6	93.7	895,597	106.9	345,683	98.6	4
108.4	96.0	930,764	103.9	335,913	97.2	5
111.9	103.0	938,178	100.8	325,391	96.9	6
114.2	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	7
118.0	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2	8
119.4	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	9
111.2	93.0	1,001,975	102.6	359,222	99.4	10
114.2	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	11
119.0	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	12
108.1	90.9	974,317	99.8	355,488	100.0	13
111.3	102.8	948,394	97.3	333,785	93.9	14
114.5	103.5	925,818	97.6	326,657	97.9	15
118.9	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	16
120.8	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17
126.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	18
129.9	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	19
113.6	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	20
102.8	90.5	961,064	107.2	351,830	88.9	21
111.9	108.8	947,750	98.6	(358,234)	(90.6)	
				343,163	97.5	22
				(357,323)	(99.7)	
111.1	99.3	970,026	102.4	341,714	99.6	23
				(357,142)	(99.9)	
108.1	97.1	964,186	99.4	344,608	100.8	24
				(361,317)	(101.2)	
111.7	103.4	974,120	101.0	353,743	102.7	25
				(373,545)	(103.4)	
111.1	99.4	985,228	101.1	367,855	104.0	26
				(391,733)	(104.9)	
110.3	99.3	984,052	99.9	390,986	106.3	27
				(412,012)	(105.2)	
111.2	100.8	981,415	99.7	393,924	100.8	28
				(411,700)	(99.9)	
114.3	102.9	979,984	99.9	399,044	101.3	29
				(417,496)	(101.4)	
114.2	99.9	980,206	100.0	407,514	102.1	30
				(428,379)	(102.6)	
110.2	96.5	997,022	101.7	412,115	101.1	令和 元 年度
				(432,541)	(101.0)	
99.7	90.5	1,254,588	125.8	408,256	99.1	2
				(424,862)	(98.2)	
105.2	105.5	1,233,677	98.3	424,089	103.9	3
				(442,624)	(104.2)	
104.9	99.7	1,173,557	95.1	440,522	103.9	4
				(462,181)	(104.4)	
102.9	98.1	1,124,220	95.8	446,209	101.3	5
				(467,953)	(101.2)	
101.5	98.6	1,159,823	103.2	462,691	103.7	6
				(487,560)	(104.2)	
-	100.3	973,566	83.9	483,329	104.5	7 実績見込
				(508,474)	(104.3)	
-	101.2	1,026,825	105.5	490,163	101.4	8 見 込
				(516,180)	(101.5)	

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から令和6年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還補助金と相殺された償還金を除く。）、令和7年度実績見込及び令和8年度見込は地方財政計画額である。

5 地方税収入総額は、令和6年度までは決算額、令和7年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和8年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方法人特別課税及び特別法人事業課税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)
昭和5年度		1,103 百万円		64.7
8		1,002		64.3
10		1,202		65.5
14		2,933		79.5
16		4,931	(4,508)	84.9 (77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1 (85.4)
25		5,702 億円	(4,617)	75.2 (60.9)
30		9,363	(7,542)	71.1 (57.2)
35		18,010	(14,538)	70.8 (57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1 (56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3 (54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2 (53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3 (54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9 (52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4 (51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2 (51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3 (52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6 (51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5 (50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6 (50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5 (50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4 (51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7 (47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0 (48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7 (47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6 (45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5 (48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0 (48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1 (46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7 (44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2 (47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3 (48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1 (47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7 (46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5 (48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7 (48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4 (47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2 (45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2 (47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3 (46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4 (44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0 (45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4 (46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0 (45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1 (43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6 (42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8 (41.7)
11		492,139	<367,165> (355,206)	58.4 <43.6> (42.2)
12		527,209	<379,358> (368,005)	59.7 <43.0> (41.7)
13		499,684	<356,149> (321,060)	58.4 <41.6> (37.5)
14		458,442	<334,172> (287,309)	57.9 <42.2> (36.3)
15		453,694	<340,612> (272,765)	58.1 <43.6> (35.0)
16		481,029	<343,833> (303,113)	58.9 <42.1> (37.1)
17		522,905	<364,797> (332,569)	60.0 <41.9> (38.2)
18		541,169	<357,191> (339,172)	59.7 <39.4> (37.4)
19		526,558	<376,208> (360,754)	56.7 <40.5> (38.8)
20		458,309	<329,594> (288,858)	53.7 <38.6> (33.8)
21		402,433	<300,653> (223,734)	53.4 <39.9> (29.7)
22		【 395,693 】		【 52.5 】
		437,074	<308,602> (238,603)	56.0 <39.6> (30.6)
		【 422,875 】		【 54.2 】
23		451,754	<315,890> (246,665)	56.9 <39.8> (31.1)
		【 436,194 】		【 55.0 】
24		470,492	<338,819> (273,022)	57.7 <41.6> (33.5)
		【 453,794 】		【 55.7 】
25		512,274	<366,583> (313,801)	59.2 <42.3> (36.2)
		【 492,264 】		【 56.9 】
26		578,492	<420,536> (376,032)	61.1 <44.4> (39.7)
		【 554,547 】		【 58.6 】
27		599,694	<422,005> (400,082)	60.5 <42.6> (40.4)
		【 578,888 】		【 58.4 】
28		589,563	<421,937> (391,830)	59.9 <42.9> (39.8)
		【 571,747 】		【 58.1 】
29		623,803	<451,990> (433,704)	61.0 <44.2> (42.4)
		【 605,225 】		【 59.2 】
30		642,241	<457,305> (448,954)	61.2 <43.6> (42.8)
		【 621,362 】		【 59.2 】
令和元年度		621,751	<442,356> (423,329)	60.1 <42.8> (40.9)
		【 601,315 】		【 58.2 】
2		649,330	<487,884> (456,598)	61.4 <46.1> (43.2)
		【 632,836 】		【 59.8 】
3		718,811	<504,353> (487,951)	62.9 <44.1> (42.7)
		【 700,142 】		【 61.3 】
4		763,377	<543,014> (542,312)	63.4 <45.1> (45.0)
		【 741,610 】		【 61.6 】
5		773,872	<556,949> (545,227)	63.4 <45.6> (44.7)
		【 752,104 】		【 61.6 】
6		810,659	<576,144> (563,303)	63.7 <45.2> (44.2)
		【 785,502 】		【 61.7 】
7 実績見込		867,791	<613,719> (604,030)	64.2 <45.4> (44.7)
		【 842,546 】		【 62.4 】
8 見 込		899,942	<636,043> (632,733)	64.7 <45.8> (45.5)
		【 873,877 】		【 62.9 】

(注) 1 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含み、令和6年度までは決算額、令和7年度実績見込は補正後予算額、令和8年度見込は当初予算額である。
 2 地方税は、令和6年度までは決算額、令和7年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和8年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
 3 国税欄の < > 内は、国税から地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の < > 内は、地方税に地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。
 4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別

地 方 税		租 税 総 額		区 分
税 額 B	租税総額に対する割合B/C(%)	税 額 C	年度	
601 百万円	35.3	1,704 百万円	昭和5年度	
557	35.7	1,559	8	
632	34.5	1,834	10	
757	20.5	3,690	14	
879	(1,302)	5,810	16	
986	(1,834)	12,527	20	
1,883 億円	(2,968)	7,585 億円	25	
3,815	(5,636)	13,178	30	
7,442	(10,914)	25,452	35	
9,065	(13,537)	31,334	36	
10,567	(15,750)	34,464	37	
12,129	(18,292)	39,435	38	
13,996	(20,942)	45,588	39	
15,494	(23,156)	48,279	40	
17,686	(26,576)	54,316	41	
21,495	(32,037)	65,441	42	
25,801	(37,662)	79,021	43	
30,902	(46,566)	95,434	44	
37,507	(56,691)	115,239	45	
42,358	(63,414)	126,784	46	
50,044	(75,708)	154,021	47	
64,913	(99,149)	205,386	48	
82,375	(126,587)	239,919	49	
81,548	(117,540)	226,591	50	
95,641	(137,401)	263,661	51	
110,052	(160,303)	294,393	52	
122,371	(181,335)	354,610	53	
140,315	(201,556)	389,881	54	
158,938	(239,148)	442,626	55	
173,255	(263,121)	477,806	56	
186,286	(265,132)	506,317	57	
198,413	(276,561)	540,034	58	
214,939	(308,683)	582,687	59	
233,165	(335,973)	624,667	60	
246,282	(348,458)	674,792	61	
272,040	(388,028)	750,108	62	
301,169	(433,154)	823,107	63	
317,951	(486,024)	889,312	平成元年度	
334,504	(510,442)	962,302	2	
350,727	(525,922)	982,837	3	
345,683	(506,498)	919,647	4	
335,913	(495,637)	907,055	5	
325,391	(465,128)	865,398	6	
336,750	(479,173)	886,380	7	
350,937	(507,431)	903,198	8	
361,555	(530,105)	917,562	9	
359,222	(508,224)	871,199	10	
350,261	<475,235>	842,400	11	
355,464	<503,315>	882,673	12	
355,488	<499,023>	855,172	13	
333,785	<458,055>	792,227	14	
326,657	<439,739>	780,351	15	
335,388	<472,584>	816,417	16	
348,044	<506,152>	870,949	17	
365,062	<549,040>	906,231	18	
402,668	<553,018>	929,226	19	
395,585	<524,300>	853,894	20	
351,830	<453,609>	754,262	21	
【 358,234 】		【 753,928 】		
343,163	<471,635>	780,237	22	
【 357,323 】		【 780,198 】		
341,714	<477,578>	793,468	23	
【 357,142 】		【 793,336 】		
344,608	<476,281>	815,100	24	
【 361,317 】		【 815,111 】		
353,743	<499,434>	866,017	25	
【 373,545 】		【 865,809 】		
367,855	<525,810>	946,346	26	
【 391,733 】		【 946,880 】		
390,986	<568,675>	990,679	27	
【 412,012 】		【 990,900 】		
393,924	<561,549>	983,486	28	
【 411,700 】		【 983,447 】		
399,044	<570,857>	1,022,847	29	
【 417,496 】		【 1,022,721 】		
407,514	<592,451>	1,049,756	30	
【 428,379 】		【 1,049,742 】		
412,115	<591,510>	1,033,866	令和元年度	
【 432,541 】		【 1,033,857 】		
408,256	<569,702>	1,057,586	2	
【 424,862 】		【 1,057,698 】		
424,089	<638,547>	1,142,900	3	
【 442,624 】		【 1,142,766 】		
440,522	<660,885>	1,203,899	4	
【 462,181 】		【 1,203,791 】		
446,209	<663,132>	1,220,081	5	
【 467,953 】		【 1,220,057 】		
462,691	<697,206>	1,273,350	6	
【 487,560 】		【 1,273,063 】		
483,329	<737,401>	1,351,120	7 実績見込	
【 508,474 】		【 1,351,020 】		
490,163	<754,062>	1,390,105	8 見 込	
【 516,180 】		【 1,390,057 】		

事業債償還交付金、臨時沖縄特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金並びに令和3年度から令和8年度における新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含む。)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖縄特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金並びに令和3年度から令和8年度における新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含む。)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した場合の金額である。

5 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税及び特別法人事業税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3
34	14,950	16,239	108.6
35	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和37年度	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22	953,123	947,750	99.4
23	1,007,154	970,026	96.3
24	970,872	964,186	99.3
25	1,001,889	974,120	97.2
26	988,135	985,228	99.7
27	982,303	984,052	100.2
28	975,418	981,415	100.6
29	981,156	979,984	99.9
30	989,747	980,206	99.0
令和元年度	1,013,665	997,022	98.4
2	1,475,974	1,254,588	85.0
3	1,446,495	1,233,677	85.3
4	1,323,855	1,173,557	88.6
5	1,275,788	1,124,220	88.1
6	1,230,240	1,159,823	94.3
7実績見込	1,335,012	973,566	72.9
8見込	1,223,092	1,026,825	84.0

(注) 1 国の歳出は令和6年度までは決算額、令和7年度実績見込は補正後予算額、令和8年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。
2 地方の歳出は、令和6年度までは決算額（ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額）、令和7年度実績見込及び令和8年度見込は地方財政計画額であり、その会計区分は次のとおりである。
明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計
大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計
昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計
昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～令和6年度 普通会計の純計
3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
		百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)		(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,798,608	540,007	325,391	865,398	14.2	8.6	22.8
7	3,866,932	549,630	336,750	886,380	14.2	8.7	22.9
8	4,009,651	552,261	350,937	903,198	13.8	8.8	22.5
9	3,953,156	556,007	361,555	917,562	14.1	9.1	23.2
10	3,800,064	511,977	359,222	871,199	13.5	9.5	22.9
11	3,775,438	492,139	350,261	842,400	13.0	9.3	22.3
12	3,925,225	527,209	355,464	882,673	13.4	9.1	22.5
13	3,790,384	499,684	355,488	855,172	13.2	9.4	22.6
14	3,746,477	458,442	333,785	792,227	12.2	8.9	21.1
15	3,799,487	453,694	326,657	780,351	11.9	8.6	20.5
16	3,856,048	481,029	335,388	816,417	12.5	8.7	21.2
17	3,835,782	522,905	348,044	870,949	13.6	9.1	22.7
18	3,916,179	541,169	365,062	906,231	13.8	9.3	23.1
19	3,927,478	526,558	402,668	929,226	13.4	10.3	23.7
20	3,610,780	458,309	395,585	853,894	12.7	11.0	23.6
21	3,497,018	402,433	351,830	754,262	11.5	10.1	21.6
		(395,693)	(358,234)	(753,928)	(11.3)	(10.2)	(21.6)
22	3,622,431	437,074	343,163	780,237	12.1	9.5	21.5
		(422,875)	(357,323)	(780,198)	(11.7)	(9.9)	(21.5)
23	3,555,647	451,754	341,714	793,468	12.7	9.6	22.3
		(436,194)	(357,142)	(793,336)	(12.3)	(10.0)	(22.3)
24	3,574,215	470,492	344,608	815,100	13.2	9.6	22.8
		(453,794)	(361,317)	(815,111)	(12.7)	(10.1)	(22.8)
25	3,729,120	512,274	353,743	866,017	13.7	9.5	23.2
		(492,264)	(373,545)	(865,809)	(13.2)	(10.0)	(23.2)
26	3,791,067	578,492	367,855	946,346	15.3	9.7	25.0
		(554,547)	(391,733)	(946,280)	(14.6)	(10.3)	(25.0)
27	3,958,639	599,694	390,986	990,679	15.1	9.9	25.0
		(578,888)	(412,012)	(990,900)	(14.6)	(10.4)	(25.0)
28	3,949,030	589,563	393,924	983,486	14.9	10.0	24.9
		(571,747)	(411,700)	(983,447)	(14.5)	(10.4)	(24.9)
29	4,031,062	623,803	399,044	1,022,847	15.5	9.9	25.4
		(605,225)	(417,496)	(1,022,721)	(15.0)	(10.4)	(25.4)
30	4,086,160	642,241	407,514	1,049,756	15.7	10.0	25.7
		(621,362)	(428,379)	(1,049,742)	(15.2)	(10.5)	(25.7)
令和元年度	4,028,433	621,751	412,115	1,033,866	15.4	10.2	25.7
		(601,315)	(432,541)	(1,033,857)	(14.9)	(10.7)	(25.7)
2	3,790,631	649,330	408,256	1,057,586	17.1	10.8	27.9
		(632,836)	(424,862)	(1,057,698)	(16.7)	(11.2)	(27.9)
3	4,030,656	718,811	424,089	1,142,900	17.8	10.5	28.4
		(700,142)	(442,624)	(1,142,766)	(17.4)	(11.0)	(28.4)
4	4,191,459	763,377	440,522	1,203,899	18.2	10.5	28.7
		(741,610)	(462,181)	(1,203,791)	(17.7)	(11.0)	(28.7)
5	4,413,626	773,872	446,209	1,220,081	17.5	10.1	27.6
		(752,104)	(467,953)	(1,220,057)	(17.0)	(10.6)	(27.6)
6	4,520,193	810,659	462,691	1,273,350	17.9	10.2	28.2
		(785,502)	(487,560)	(1,273,063)	(17.4)	(10.8)	(28.2)
7 実績見込	4,776,000	867,791	483,329	1,351,120	18.2	10.1	28.3
		(842,546)	(508,474)	(1,351,020)	(17.6)	(10.6)	(28.3)
8 見 込	4,961,000	899,942	490,163	1,390,105	18.1	9.9	28.0
		(873,877)	(516,180)	(1,390,057)	(17.6)	(10.4)	(28.0)

(注) 1 国民所得は、令和6年度までは実績、令和7年度実績見込額及び令和8年度見込は「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和8年1月23日閣議決定)における額である。

2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、令和6年度までは決算額、令和7年度は補正後予算額、令和8年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。

3 地方税は、令和6年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、令和7年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和8年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。

4 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税及び特別法人事業税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別税及び特別法人事業税と税を加算した場合である。

5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
25	6,854	2,263	9,117	11,396
30	10,311	4,201	14,512	18,140
35	18,772	7,757	26,529	33,161
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	(311,427)	(281,946)	(593,374)	(741,718)
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	(333,143)	(281,501)	(614,644)	(768,305)
23	356,668	269,789	626,457	783,071
	(344,383)	(281,970)	(626,352)	(782,940)
24	371,462	272,074	643,535	804,419
	(358,278)	(285,266)	(643,544)	(804,430)
25	398,848	275,419	674,267	842,834
	(383,269)	(290,836)	(674,105)	(842,631)
26	451,149	286,879	738,027	922,534
	(432,475)	(305,501)	(737,975)	(922,469)
27	468,269	305,300	773,568	966,960
	(452,022)	(321,718)	(773,740)	(967,175)
28	460,931	307,977	768,907	961,134
	(447,002)	(321,874)	(768,876)	(961,095)
29	488,463	312,468	800,931	1,001,164
	(473,916)	(326,916)	(800,832)	(1,001,040)
30	503,941	319,760	823,703	1,029,629
	(487,559)	(336,132)	(823,692)	(1,029,615)
令 和 元 年 度	489,036	324,148	813,184	1,016,480
	(472,962)	(340,214)	(813,177)	(1,016,471)
2	512,679	322,339	835,018	1,043,773
	(499,656)	(335,450)	(835,107)	(1,043,884)
3	570,812	336,771	907,583	1,134,479
	(555,986)	(351,490)	(907,476)	(1,134,345)
4	608,672	351,246	959,918	1,199,898
	(591,316)	(368,515)	(959,831)	(1,199,789)
5	619,667	357,295	976,962	1,221,203
	(602,236)	(374,707)	(976,943)	(1,221,179)
6	652,018	372,145	1,024,164	1,280,205
	(631,784)	(392,148)	(1,023,933)	(1,279,916)
7 実 績 見 込	697,970	388,745	1,086,715	1,358,394
	(677,665)	(408,969)	(1,086,634)	(1,358,293)
8 見 込	723,829	394,241	1,118,071	1,397,589
	(702,865)	(415,167)	(1,118,032)	(1,397,540)

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(ウ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(エ) 昭和42年度から平成24年度までは、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口

(オ) 平成25年度以降は、各年度の1月1日現在住民基本台帳人口。ただし、令和7年度及び令和8年度は、令和7年1月1日現在住民基本台帳人口

7
税 負 担 額 の 累 年 比 較

6
の 国 税 及 び 地 方 税 負 担 額 の 累 年 比 較

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区分 年度	租 額		税 額		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭和10年度	1,834 百万円	100.0 %	1,008 百万円	55.0 %	826 百万円	45.0 %
15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
25	7,585 億円	100.0	4,737 億円	62.5	2,848 億円	37.5
30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
平成2年度	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
18	906,231	100.0	640,998	70.7	265,233	29.3
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0
21	754,262	100.0	513,770	68.1	240,492	31.9
22	(753,928)	(100.0)	(513,435)	(68.1)	(240,492)	(31.9)
23	(780,237)	(100.0)	(536,362)	(68.7)	(243,875)	(31.3)
24	(780,198)	(100.0)	(536,321)	(68.7)	(243,875)	(31.3)
25	(793,468)	(100.0)	(547,423)	(69.0)	(246,046)	(31.0)
26	(793,336)	(100.0)	(547,288)	(69.0)	(246,046)	(31.0)
27	(815,100)	(100.0)	(567,792)	(69.7)	(247,309)	(30.3)
28	(815,111)	(100.0)	(567,802)	(69.7)	(247,307)	(30.3)
29	(866,017)	(100.0)	(611,064)	(70.6)	(254,952)	(29.4)
30	(865,809)	(100.0)	(610,857)	(70.6)	(254,952)	(29.4)
令和元年度	946,346	100.0	639,488	67.6	306,858	32.4
2	(946,280)	(100.0)	(639,422)	(67.6)	(306,858)	(32.4)
3	990,679	100.0	650,499	65.7	340,180	34.3
4	(990,900)	(100.0)	(650,720)	(65.7)	(340,180)	(34.3)
5	983,486	100.0	648,865	66.0	334,622	34.0
6	(983,447)	(100.0)	(648,825)	(66.0)	(334,622)	(34.0)
7 実績見込	1,022,847	100.0	685,740	67.0	337,107	33.0
8 見 込	(1,022,721)	(100.0)	(685,614)	(67.0)	(337,107)	(33.0)
令和元年度	1,049,756	100.0	709,933	67.6	339,823	32.4
2	(1,049,742)	(100.0)	(709,919)	(67.6)	(339,823)	(32.4)
3	1,033,866	100.0	691,537	66.9	342,329	33.1
4	(1,033,857)	(100.0)	(691,528)	(66.9)	(342,329)	(33.1)
5	1,057,586	100.0	692,639	65.5	364,947	34.5
6	(1,057,698)	(100.0)	(692,751)	(65.5)	(364,947)	(34.5)
7	1,142,900	100.0	757,750	66.3	385,151	33.7
8	(1,142,766)	(100.0)	(757,615)	(66.3)	(385,151)	(33.7)
令和元年度	1,203,899	100.0	800,547	66.5	403,351	33.5
2	(1,203,791)	(100.0)	(800,439)	(66.5)	(403,351)	(33.5)
3	1,220,081	100.0	819,084	67.1	400,997	32.9
4	(1,220,057)	(100.0)	(819,060)	(67.1)	(400,997)	(32.9)
5	1,273,350	100.0	846,198	66.5	427,152	33.5
6	(1,273,063)	(100.0)	(845,910)	(66.4)	(427,152)	(33.6)
7 実績見込	1,351,120	100.0	921,823	68.2	429,296	31.8
8 見 込	(1,351,020)	(100.0)	(921,724)	(68.2)	(429,296)	(31.8)
令和元年度	1,390,105	100.0	955,111	68.7	434,995	31.3
2	(1,390,057)	(100.0)	(955,062)	(68.7)	(434,995)	(31.3)

区分 年度	国 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭和10年度	1,202 百万円	100.0 %	421 百万円	35.0 %	781 百万円	65.0 %
15	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
25	5,702 億円	100.0	3,136 億円	55.0	2,566 億円	45.0
30	9,363	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2
平成2年度	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
7	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
12	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
17	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7
18	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1
19	526,558	100.0	323,273	61.4	203,285	38.6
20	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3
21	402,433	100.0	212,941	52.9	189,492	47.1
22	(395,693)	(100.0)	(206,201)	(52.1)	(189,492)	(47.9)
23	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7
24	(422,875)	(100.0)	(232,025)	(54.9)	(190,849)	(45.1)
25	451,754	100.0	258,581	57.2	193,173	42.8
26	(436,194)	(100.0)	(243,020)	(55.7)	(193,172)	(44.3)
27	470,492	100.0	276,251	58.7	194,241	41.3
28	(453,794)	(100.0)	(259,553)	(57.2)	(194,239)	(42.8)
29	512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2
30	(492,264)	(100.0)	(291,371)	(59.2)	(200,893)	(40.8)
令和元年度	578,492	100.0	328,821	56.8	249,670	43.2
2	(554,547)	(100.0)	(304,876)	(55.0)	(249,670)	(45.0)
3	599,694	100.0	335,753	56.0	263,941	44.0
4	(578,887)	(100.0)	(314,947)	(54.4)	(263,941)	(45.6)
5	589,563	100.0	328,527	55.7	261,035	44.3
6	(571,747)	(100.0)	(310,712)	(54.3)	(261,035)	(45.7)
7 実績見込	623,803	100.0	360,767	57.8	263,036	42.2
8 見 込	(605,225)	(100.0)	(342,189)	(56.5)	(263,036)	(43.5)
令和元年度	642,241	100.0	377,375	58.8	264,866	41.2
2	(621,362)	(100.0)	(356,496)	(57.4)	(264,866)	(42.6)
3	621,751	100.0	353,168	56.8	268,584	43.2
4	(601,315)	(100.0)	(332,732)	(55.3)	(268,584)	(44.7)
5	649,330	100.0	362,085	55.8	287,245	44.2
6	(632,836)	(100.0)	(345,591)	(54.6)	(287,245)	(45.4)
7 実績見込	718,811	100.0	419,902	58.4	298,909	41.6
8 見 込	(700,142)	(100.0)	(401,233)	(57.3)	(298,909)	(42.7)
令和元年度	763,377	100.0	449,656	58.9	313,721	41.1
2	(741,610)	(100.0)	(427,889)	(57.7)	(313,721)	(42.3)
3	773,872	100.0	461,317	59.6	312,555	40.4
4	(752,104)	(100.0)	(439,549)	(58.4)	(312,555)	(41.6)
5	810,659	100.0	478,418	59.0	332,241	41.0
6	(785,502)	(100.0)	(453,261)	(57.7)	(332,241)	(42.3)
7 実績見込	867,791	100.0	533,727	61.5	334,064	38.5
8 見 込	(842,546)	(100.0)	(508,482)	(60.4)	(334,064)	(39.6)
令和元年度	899,942	100.0	560,698	62.3	339,244	37.7
2	(873,877)	(100.0)	(534,633)	(61.2)	(339,244)	(38.8)

地 額		方 接 税 率		間 接 税 等		区 分
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	
632 百万円	100.0 %	587 百万円	92.9 %	45 百万円	7.1 %	昭 和 10 年 度
784 億円	100.0	721 億円	92.0	63 億円	8.0	
1,883	100.0	1,601	85.0	282	15.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8	30
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4	35
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7	45
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4	50
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1	平 成 2 年 度
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0	
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0	12
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7	17
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2	18
402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3	19
395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7	20
351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5	21
(358,234)	(100.0)	(307,234)	(85.8)	(51,000)	(14.2)	22
343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5	
(357,323)	(100.0)	(304,296)	(85.2)	(53,026)	(14.8)	23
341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5	
(357,142)	(100.0)	(304,268)	(85.2)	(52,873)	(14.8)	24
344,608	100.0	291,540	84.6	53,068	15.4	
(361,317)	(100.0)	(308,249)	(85.3)	(53,068)	(14.7)	25
353,743	100.0	299,683	84.7	54,059	15.3	
(373,545)	(100.0)	(319,486)	(85.5)	(54,059)	(14.5)	26
367,855	100.0	310,667	84.5	57,188	15.5	
(391,733)	(100.0)	(334,546)	(85.4)	(57,188)	(14.6)	27
390,986	100.0	314,746	80.5	76,239	19.5	
(412,012)	(100.0)	(335,773)	(81.5)	(76,239)	(18.5)	28
393,924	100.0	320,337	81.3	73,587	18.7	
(411,700)	(100.0)	(338,113)	(82.1)	(73,587)	(17.9)	29
399,044	100.0	324,973	81.4	74,071	18.6	
(417,496)	(100.0)	(343,425)	(82.3)	(74,071)	(17.7)	30
407,514	100.0	332,558	81.6	74,956	18.4	
(428,379)	(100.0)	(353,423)	(82.5)	(74,956)	(17.5)	令 和 元 年 度
412,115	100.0	338,370	82.1	73,745	17.9	
(432,541)	(100.0)	(358,796)	(83.0)	(73,745)	(17.0)	2
408,256	100.0	330,554	81.0	77,702	19.0	
(424,862)	(100.0)	(347,160)	(81.7)	(77,702)	(18.3)	3
424,089	100.0	337,848	79.7	86,242	20.3	
(442,624)	(100.0)	(356,382)	(80.5)	(86,242)	(19.5)	4
440,522	100.0	350,891	79.7	89,630	20.3	
(462,181)	(100.0)	(372,550)	(80.6)	(89,630)	(19.4)	5
446,209	100.0	357,767	80.2	88,443	19.8	
(467,953)	(100.0)	(379,510)	(81.1)	(88,443)	(18.9)	6
462,691	100.0	367,780	79.5	94,911	20.5	
(487,560)	(100.0)	(392,649)	(80.5)	(94,911)	(19.5)	7 実績見込
483,329	100.0	388,096	80.3	95,232	19.7	
(508,474)	(100.0)	(413,242)	(81.3)	(95,232)	(18.7)	8 見 込
490,163	100.0	394,413	80.5	95,751	19.5	
(516,180)	(100.0)	(420,429)	(81.5)	(95,751)	(18.5)	

- (注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、令和6年度までは決算額、令和7年度実績見込は補正後予算額、令和8年度見込は当初予算額である。
- 2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。
 直接税：所得税、防衛特別所得税（仮称）、法人税、防衛特別法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人特別税、特別法人事業税、森林環境税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非被災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税
 間接税等：直接税以外のもの
 3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まず、令和6年度までは決算額、令和7年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和8年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。
 4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。
 直接税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税（平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、大税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税
 間接税等：直接税以外の諸税
 5 平成21年度以降の（ ）内は、国税の直接税から地方法人特別税及び特別法人事業税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合である。

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2 年度			昭和5 年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

(注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。
 2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。
 3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
 4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地 方 譲 与 税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	国 庫 支 出 金
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	そ の 他
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	小 計
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	地 方 債
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	繰 越 金
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地 方 譲 与 税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	国 県 支 出 金
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	そ の 他
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	小 計
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	地 方 債
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	繰 越 金
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	市 町 村 計
												合計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	国 庫 支 出 金 等
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	そ の 他
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	小 計
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	地 方 債
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	繰 越 金
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	合 計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国県支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

9 地方歳入中の割合の推移

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 庫 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	地 方 税
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地 方 譲 与 税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地 方 交 付 税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	国 庫 支 出 金
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	そ の 他
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	小 計
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	地 方 債
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	繰 越 金
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地 方 税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地 方 交 付 税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国 県 支 出 金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ の 他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小 計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地 方 債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰 越 金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市 町 村 計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地 方 税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地 方 交 付 税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ の 他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小 計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地 方 債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰 越 金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合 計

9 地方税収入の割合の推移

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成17年度			平成22年度			
	金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%		
都道府県													
地方税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	15,932,318	31.8	38.3	
地方譲与税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	1,593,264	3.2	3.8	
地方特例交付金等	—	—	—	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	156,631	0.3	0.4	
地方交付税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,766,464	17.5	21.1	
国庫支出金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	6,253,231	12.5	15.0	
その他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	8,853,942	17.7	21.3	
小計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	41,555,850	83.0	100.0	
地方債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	5,709,473	11.7	—	7,809,867	15.6	—	
繰越金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	794,318	1.6	—	700,395	1.4	—	
都道府県計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,694,518	100.0	—	50,066,112	100.0	—	
市町村													
地方税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	18,384,012	34.1	38.9	
地方譲与税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	475,925	0.9	1.0	
地方特例交付金等	—	—	—	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	226,534	0.4	0.5	
地方交付税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	8,427,087	15.6	17.8	
国庫支出金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	10,973,476	20.4	23.2	
その他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	8,815,047	16.4	18.6	
小計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	47,302,081	87.8	100.0	
地方債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	4,718,975	9.3	—	5,184,960	9.6	—	
繰越金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,366,984	2.5	—	
市町村計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,478,606	100.0	—	53,854,025	100.0	—	
純計													
地方税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	34,804,409	37.4	43.3	34,316,330	35.2	41.6	
地方譲与税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,848,962	2.0	2.3	2,069,189	2.1	2.5	
地方特例交付金等	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,518,006	1.6	1.9	383,165	0.4	0.5	
地方交付税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	17,193,551	17.6	20.8	
国庫支出金等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	14,234,558	14.6	17.3	
その他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	14,277,809	14.6	17.3	
小計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	82,474,602	84.6	100.0	
地方債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	10,376,345	11.2	—	12,969,520	13.3	—	
繰越金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,093,812	2.3	—	2,067,379	2.1	—	
合計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	92,936,469	100.0	—	97,511,501	100.0	—	

(単位 百万円)

平成27年度			令和2年度			令和5年度			令和6年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
20,142,594	38.7	44.7	20,524,577	33.2	38.3	23,370,798	40.0	44.8	24,936,026	41.7	46.3	地 方 税
2,257,839	4.3	5.0	1,799,994	2.9	3.4	2,320,433	4.0	4.4	2,631,273	4.4	4.9	地 方 譲 与 税
47,547	0.1	0.1	84,289	0.1	0.2	73,055	0.1	0.1	399,180	0.7	0.7	地方特例交付金等
8,845,703	17.0	19.6	8,878,057	14.3	16.5	9,699,708	16.6	18.6	10,067,039	16.8	18.7	地 方 交 付 税
6,264,392	12.0	13.9	12,349,337	20.0	23.0	7,863,334	13.4	15.1	6,800,791	11.4	12.6	国 庫 支 出 金
7,497,741	14.4	16.6	10,016,685	16.2	18.7	8,878,382	15.2	17.0	8,974,745	15.0	16.7	そ の 他
45,055,816	86.6	100.0	53,652,939	86.7	100.0	52,205,710	89.3	100.0	53,809,054	90.0	100.0	小 計
5,528,081	10.6	—	6,706,327	10.8	—	4,341,355	7.4	—	4,177,564	7.0	—	地 方 債
1,465,987	2.8	—	1,534,835	2.5	—	1,941,957	3.3	—	1,807,284	3.0	—	繰 越 金
52,049,884	100.0	—	61,894,101	100.0	—	58,489,022	100.0	—	59,793,902	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
18,955,969	32.3	36.7	20,301,044	26.0	28.7	21,250,138	30.7	33.9	21,333,071	29.6	32.7	地 方 税
421,408	0.7	0.8	432,341	0.6	0.6	454,722	0.7	0.7	464,973	0.6	0.7	地 方 譲 与 税
71,321	0.1	0.1	141,320	0.2	0.2	143,845	0.2	0.2	734,054	1.0	1.1	地方特例交付金等
8,544,937	14.5	16.5	8,110,895	10.4	11.5	9,307,247	13.4	14.9	9,867,579	13.7	15.1	地 方 交 付 税
12,902,014	22.0	25.0	29,622,837	38.0	41.9	18,014,119	26.0	28.7	18,350,359	25.4	28.1	国 庫 支 出 金
10,795,362	18.4	20.9	12,080,123	15.5	17.1	13,498,092	19.5	21.5	14,538,271	20.2	22.3	そ の 他
51,691,011	88.0	100.0	70,688,560	90.6	100.0	62,668,163	90.4	100.0	65,288,307	90.5	100.0	小 計
5,187,137	8.8	—	5,577,324	7.1	—	4,321,961	6.2	—	4,698,073	6.5	—	地 方 債
1,850,534	3.2	—	1,768,230	2.3	—	2,294,943	3.3	—	2,149,600	3.0	—	繰 越 金
58,728,682	100.0	—	78,034,114	100.0	—	69,285,067	100.0	—	72,135,980	100.0	—	市 町 村 計
												純計
39,098,563	38.4	44.5	40,825,620	31.4	35.7	44,620,935	38.2	43.0	46,269,097	38.5	43.1	地 方 税
2,679,246	2.6	3.0	2,232,335	1.7	1.9	2,775,155	2.4	2.7	3,096,246	2.6	2.9	地 方 譲 与 税
118,868	0.1	0.1	225,609	0.2	0.2	216,900	0.2	0.2	1,133,234	0.9	1.1	地方特例交付金等
17,390,640	17.1	19.8	16,988,952	13.1	14.8	19,006,956	16.3	18.3	19,934,618	16.6	18.6	地 方 交 付 税
15,221,213	14.9	17.3	37,402,395	28.8	32.7	21,075,381	18.1	20.3	20,146,971	16.8	18.8	国 庫 支 出 金 等
13,404,435	13.2	15.2	16,808,545	12.9	14.7	16,119,244	13.8	15.5	16,861,449	14.0	15.7	そ の 他
87,912,965	86.3	100.0	114,483,456	88.0	100.0	103,814,571	89.0	100.0	107,441,615	89.3	100.0	小 計
10,688,010	10.5	—	12,260,718	9.4	—	8,642,098	7.4	—	8,850,644	7.4	—	地 方 債
3,316,521	3.3	—	3,303,065	2.5	—	4,236,900	3.6	—	3,956,884	3.3	—	繰 越 金
101,917,496	100.0	—	130,047,239	100.0	—	116,693,569	100.0	—	120,249,143	100.0	—	合 計

9 地方税収入中の割合の推移

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鉦区	274		335		329		383		414	
漁業権税	48		50		—		—		—	
狩猟者税	294		366		308		351		315	
法定外普通税	220	11.8	264	2.3	339	1.3	251	0.9	261	3.8
道府県固定資産税	—		—		—		—		—	
旧法による税	7,331		1,782		672		258		4,580	
水利地益税	50		23		5		2		—	
軽油引取	—		—		—		—		—	
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	不明	—	不明	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土地	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家屋	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
償却資産	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
純固定資産税小計	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車	1,685		1,887		2,126		2,400		—	
荷車	1,175	2.4	1,189	2.0	1,229	1.8	1,245	1.8	—	
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鉦産	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告	166	166.0	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294		484		323		814		843	
旧法による税	13,820	11.9	5,556	4.0	2,652	1.6	1,281	1.0	722	0.7
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益	226		303		349		339		305	
共同施設	8	0.2	17	0.2	22	0.2	21	0.2	18	0.1
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

- (注) 1 各年度とも決算額である。
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。
 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。
 5 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
 6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道 府 県 民 税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個人分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法人分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事 業 税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個人分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法人分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特 別 所 得 税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不 動 産 取 得 税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道 府 県 た ば こ 消 費 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 場 税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	料 理 飲 食 等 消 費 税
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	(遊興飲食税)
474	—	542	—	605	—	694	—	810	—	自 動 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鉦 区 税
331	—	341	—	351	—	373	—	387	—	漁 業 権 税
321	2.4	408	2.3	730	1.9	690	2.2	387	1.8	狩 猟 者 税
2,155	—	2,819	—	2,373	—	3,087	—	3,099	—	法 定 外 普 通 税
260	—	141	—	361	—	62	—	51	—	道 府 県 固 定 資 産 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	水 利 地 益 税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	軽 油 引 取 税
										計
										市 町 村 税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市 町 村 民 税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個 人 均 等 割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所 得 均 等 割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法 人 均 等 割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法 人 税 割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固 定 資 産 税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	地 屋 税
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家 屋 税
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	償 却 資 産 税
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	純 固 定 資 産 税 小 計
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	交 付 金
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	納 付 金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自 転 車 荷 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 転 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷 車 税
—	—	—	—	—	—	2,042	0.6	2,744	0.8	軽 自 動 車 税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電 気 ガ ス 税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	鉦 産 税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木 材 引 取 税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入 湯 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	広 告 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接 客 人 税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法 定 外 普 通 税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧 法 に よ る 税
—	—	—	—	350	—	441	—	547	—	入 湯 税 (目的税)
—	—	3,149	—	6,858	—	8,197	—	9,053	—	都 市 計 画 税
318	—	284	—	279	—	267	—	280	—	水 利 地 益 税
19	0.1	17	—	33	—	17	—	16	—	共 同 施 設 税
234,432	100.0	264,808	100.0	296,995	100.0	316,550	100.0	347,075	100.0	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地 方 税

7 昭和54年度において狩猟免許税は狩猟者登録税に改称され、平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税が創設された。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税は、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

10 平成12年度において特別地方消費税が廃止された。

11 平成21年度において自動車取得税及び軽油引取税は目的税から普通税に改められた。

12 令和元年度において自動車取得税が廃止された。また、従来の自動車税、軽自動車税を自動車税・軽自動車税種別割とするほか、自動車税・軽自動車税環境性能割が創設された。

13 構成比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鉱区税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	430		539		600		341		355	
法定外普通税	422		474		558		561		586	
道府県固定資産税	4,105		4,926		5,824		4,545		4,441	
旧法による税	33	77	40	18	20					
自動車取得税	—	—	—	—	—					
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入猟税	—	—	—	—	—	299	305			
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鉱産税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入湯税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100.0	462,297	100.0	534,098	100.0	607,417	100.0	689,937	100.0
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道府県税
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道府県民税
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	個人均等割
								197,116	11.4	所得割
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	法人均等割
								125,112	7.2	法人税割
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事業税
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個人分)
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法人分)
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不動産取得税
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道府県たばこ消費税
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娯楽施設利用税
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	自動車税
825		802		846		878		861		鉱区税
393		435		491		546		604		狩猟者登録税 (狩猟免許税)
635	0.7	520	0.7	645	0.4	317	0.3	48	0.3	法定外普通税
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815		道府県固定資産税
15		2		1		1		15		旧法による税
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	自動車取得税
64,890	8.3	77,954	8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	軽油引取税
327		357		393	0.0	431	0.0	473	0.0	入猟税
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	計
										市町村税
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市町村民税
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個人均等割
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所得割
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法人均等割
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法人税割
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固定資産税
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土地
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家屋
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償却資産
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純固定資産税小計
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交付金
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納付金
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽自動車税
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市町村たばこ消費税
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電気ガス税
2,420	0.6	2,506	0.6	2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	鉱産税
2,497		2,628		2,709		2,711		2,595		木材引取税
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法定外普通税
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧法による税
1,356		1,469		1,646		1,869		2,047		入湯税
19,012	2.7	24,208	3.0	31,759	3.3	43,457	3.9	52,785	4.0	都市計画税
302		297		290		306		300		水利地益税
26		4		3		3		3		共同施設税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉱 区 税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入 猟 税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家 屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電気税 （電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	147,039	3.7
ガ ス 税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉱 産 税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入 湯 税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地 方 税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道 府 県 民 税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,885	0.2	個 人 均 等 割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所 得 割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法 人 均 等 割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法 人 税 割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事 業 税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個 人 分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法 人 分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不 動 産 取 得 税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道 府 県 た ば こ 消 費 税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯 楽 施 設 利 用 税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料 理 飲 食 等 消 費 税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自 動 車 税
592		530		993		961		1,029		鉦 区 税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩 猟 者 登 録 税 (狩 猟 免 許 税)
183	0.1	355	0.1	821	0.2	3,401	0.2	4,589	0.2	法 定 外 普 通 税
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		道 府 県 固 定 資 産 税
6		4		1		3		0		旧 法 に よ る 税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	自 動 車 取 得 税
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	軽 油 引 取 税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	入 猟 税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	計
										市 町 村 税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市 町 村 民 税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個 人 均 等 割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所 得 割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法 人 均 等 割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法 人 税 割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固 定 資 産 税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土 地
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	家 屋
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	償 却 資 産
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	純 固 定 資 産 税 小 計
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	交 付 金
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	納 付 金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	軽 自 動 車 税
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	市 町 村 た ば こ 消 費 税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	電 気 税 (電 気 ガ ス 税)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	ガ ス 税
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	鉦 産 税
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	木 材 引 取 税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	特 別 土 地 保 有 税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	法 定 外 普 通 税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	旧 法 に よ る 税
7,153		8,790		9,318		12,677		13,172		入 湯 税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		事 業 所 税
195,498	5.1	224,990	6.2	252,487	6.2	372,479	7.5	424,715	7.4	都 市 計 画 税
265		257		267		282		294		水 利 地 益 税
-		-		-		-		-		共 同 施 設 税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	計
8,154,841	-	9,564,091	-	11,005,216	-	12,237,054	-	14,031,511	-	地 方 税

10 及 地 方 税 の 税 目 別 の 入 移 額

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個人均等割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所得割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法人均等割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法人税割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（個人分）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（法人分）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不動産取得税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自動車税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉦区税	1,009	0.2	967	0.2	910	0.3	958	0.3	935	0.3
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140		5,111		8,661		11,575		14,700	
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2	0	0	0	0					
自動車取得税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽油引取税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入猟税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個人均等割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所得割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法人均等割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法人税割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固定資産税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償却資産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交付金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納付金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽自動車税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電気税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガス税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉦産税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木材引取税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法定外普通税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	13,024	7.3	13,021	7.1	13,232	7.2	13,001	7.3	13,533	7.2
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084		495,211		554,396		616,356		655,370	
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—	—	—	—	—					
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率							
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	(個 人 分)
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	(法 人 分)
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892		855		758		719		鉾 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348	0.4	16,628	0.4	23,055	0.4	20,880	0.3	法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉾 産 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957		14,886		15,699		16,217		入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084	7.1	791,002	7.3	828,762	7.1	844,335	6.9	都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

10 及 地 方 税 の 税 目 別 の 収 入 移 額

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,919,205	19.7	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉦区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入猟税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉦産税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道 府 県 民 税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個人均等割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所得割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法人均等割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法人税割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利子割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事 業 税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個人分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法人分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地 方 消 費 税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲 渡 割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨 物 割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不 動 産 取 得 税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道 府 県 た ば こ 税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴ ル フ 場 利 用 税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特 別 地 方 消 費 税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自 動 車 税
613		594		580		537		492		鉦 区 税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩 猟 者 登 録 税
23,903	0.3	21,256	0.2	21,980	0.2	20,467	0.2	20,211	0.3	法 定 外 普 通 税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道 府 県 固 定 資 産 税
679		515		398		207		110		旧 法 に よ る 税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自 動 車 取 得 税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽 油 引 取 税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入 猟 税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市 町 村 税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市 町 村 民 税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個人均等割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所得割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法人均等割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法人税割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固 定 資 産 税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土 地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家 屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償 却 資 産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純 固 定 資 産 税 小 計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交 付 金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽 自 動 車 税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市 町 村 た ば こ 税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉦 産 税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特 別 土 地 保 有 税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
20,006		20,823		21,733		22,207		22,612		入 湯 税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事 業 所 税
1,227,515	8.2	1,304,476	8.3	1,369,145	8.3	1,325,671	7.9	1,352,233	8.2	都 市 計 画 税
184		184		168		167		160		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地 方 税

10 及 地 方 所 得 税 の 税 目 別 の 収 入 推 移 額

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鋳区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.3	28,179	0.3	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		11,662		1,173		485		274	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鋳産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道 府 県 民 税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個 人 均 等 割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所 得 割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法 人 均 等 割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法 人 税 割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	利 子 割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配 当 割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株 式 等 譲 渡 所 得 割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事 業 所 税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個 人 分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法 人 分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地 方 消 費 税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲 渡 割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨 物 割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不 動 産 取 得 税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道 府 県 た ば こ 税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特 別 地 方 消 費 税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自 動 車 税
409		407		407		401		396		鉦 区 税
—		—		—		—		—		狩 猟 者 登 録 税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	32,875	0.3	法 定 外 普 通 税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道 府 県 固 定 資 産 税
140		90		62		38		18		旧 法 に よ る 税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自 動 車 取 得 税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽 油 引 取 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 猟 税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩 猟 税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法 定 外 目 的 税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市 町 村 税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市 町 村 民 税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個 人 均 等 割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所 得 割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法 人 均 等 割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法 人 税 割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固 定 資 産 税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土 地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家 屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償 却 資 産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純 固 定 資 産 税 小 計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交 付 金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納 付 金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽 自 動 車 税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市 町 村 た ば こ 税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉦 産 税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特 別 土 地 保 有 税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法 定 外 普 通 税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧 法 に よ る 税
24,195		24,366		25,011		24,686		23,704		入 湯 税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事 業 所 税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	1,224,964	7.3	都 市 計 画 税
94		53		51		47		42		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法 定 外 目 的 税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地 方 税

10 及 地 方 所 得 税 の 税 目 別 の 入 入 移 額

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	5,766,272	39.3	5,476,739	39.0	5,408,221	39.2	5,628,848	39.8	5,943,248	40.2
個人均等割	78,067	0.5	77,056	0.5	77,958	0.6	79,772	0.6	79,920	0.5
所得割	4,767,910	32.5	4,413,481	31.5	4,336,804	31.4	4,512,792	31.9	4,561,214	30.9
法人均等割	143,319	1.0	146,424	1.0	146,405	1.1	146,077	1.0	148,176	1.0
法人税割	543,516	3.7	611,452	4.4	639,074	4.6	685,947	4.8	692,118	4.7
利子割	165,147	1.1	150,245	1.1	126,587	0.9	115,091	0.8	114,943	0.8
配当割	46,174	0.3	58,118	0.4	64,804	0.5	70,398	0.5	130,083	0.9
株式等譲渡所得割	22,140	0.2	19,962	0.1	16,589	0.1	18,771	0.1	216,794	1.5
事業税	2,904,803	19.8	2,437,057	17.4	2,419,689	17.5	2,531,276	17.9	2,855,220	19.3
（個人分）	203,747	1.4	184,014	1.3	179,311	1.3	177,618	1.3	181,344	1.2
（法人分）	2,701,056	18.4	2,253,043	16.1	2,240,378	16.2	2,353,658	16.6	2,673,876	18.1
地方消費税	2,413,077	16.5	2,641,903	18.8	2,550,334	18.5	2,551,109	18.0	2,649,639	17.9
譲渡割	1,904,111	13.0	2,075,281	14.8	1,936,362	14.0	1,910,111	13.5	1,907,592	12.9
貨物割	508,966	3.5	566,622	4.0	613,972	4.5	640,998	4.5	742,047	5.0
不動産取得税	404,183	2.8	378,892	2.7	341,526	2.5	335,563	2.4	356,954	2.4
道府県たばこ税	249,666	1.7	256,123	1.8	293,347	2.1	288,934	2.0	172,537	1.2
ゴルフ場利用税	58,355	0.4	54,648	0.4	50,623	0.4	50,670	0.4	49,316	0.3
自動車取得税	231,032	1.6	191,582	1.4	167,795	1.2	210,433	1.5	193,426	1.3
軽油引取税	908,336	6.2	917,958	6.5	931,832	6.8	924,854	6.5	943,273	6.4
自動車税	1,654,390	11.3	1,615,469	11.5	1,597,169	11.6	1,585,966	11.2	1,574,379	10.7
鉾区税	394		393		386		368		346	
法定外普通税	36,222	0.4	40,412	0.3	20,215	0.2	25,604	0.2	24,170	0.2
道府県固定資産税	18,551		5,193		3,131		2,298		1,689	
旧法による税	12		7		5		6		2	
狩猟税	1,993	0.0	1,871	0.0	1,779	0.0	1,685	0.0	1,579	0.0
法定外目的税	7,253	0.0	7,988	0.1	7,989	0.1	7,972	0.1	8,074	0.1
計	14,654,541	100.0	14,026,237	100.0	13,794,040	100.0	14,145,587	100.0	14,773,853	100.0
市町村税										
市町村民税	9,124,144	44.4	8,748,480	43.1	8,698,342	42.7	9,070,771	44.7	9,171,988	44.5
個人均等割	181,583	0.9	179,354	0.9	179,217	0.9	180,052	0.9	181,813	0.9
所得割	7,167,340	34.9	6,615,627	32.6	6,508,379	31.9	6,762,066	33.3	6,832,817	33.2
法人均等割	401,725	2.0	412,633	2.0	412,987	2.0	413,617	2.0	416,669	2.0
法人税割	1,373,495	6.7	1,540,867	7.6	1,597,759	7.8	1,715,035	8.4	1,740,690	8.4
固定資産税	8,874,438	43.2	8,961,250	44.2	8,965,898	44.0	8,580,408	42.2	8,652,577	42.0
土地	3,467,441	16.9	3,476,159	17.1	3,436,470	16.9	3,399,016	16.7	3,373,994	16.4
家屋	3,664,150	17.8	3,781,568	18.6	3,868,179	19.0	3,551,372	17.5	3,648,443	17.7
償却資産	1,647,317	8.0	1,607,212	7.9	1,564,516	7.7	1,538,656	7.6	1,539,964	7.5
純固定資産税小計	8,778,908	42.8	8,864,938	43.7	8,869,164	43.5	8,489,044	41.8	8,562,401	41.6
交付金	95,530	0.5	96,311	0.5	96,734	0.5	91,364	0.4	90,176	0.4
軽自動車税	173,939	0.8	177,577	0.9	180,370	0.9	184,272	0.9	189,193	0.9
市町村たばこ税	766,630	3.7	787,615	3.9	899,464	4.4	887,112	4.4	983,229	4.8
鉾産税	1,950	0.0	1,754	0.0	1,889	0.0	1,979	0.0	1,947	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0	2,923	0.0	687	0.0	731	0.0	1,067	0.0
法定外普通税	1,218	0.0	1,407	0.0	1,374	0.0	1,386	0.0	1,918	0.0
旧法による税	4	0.0	4	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0
入湯税	22,790		22,349		20,863		21,799		22,062	
事業所税	327,465		329,464		338,988		349,796		348,399	
都市計画税	1,232,527	7.7	1,255,486	7.9	1,267,491	8.0	1,215,485	7.8	1,226,719	7.8
水利地益税	37		34		33		29		29	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	1,253	0.0	1,751	0.0	1,976	0.0	1,405	0.0	1,305	0.0
計	20,528,413	100.0	20,290,093	100.0	20,377,377	100.0	20,315,173	100.0	20,600,433	100.0
地方税	35,182,954	—	34,316,330	—	34,171,416	—	34,460,760	—	35,374,285	—

(単位 百万円)

平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
6,177,423	39.4	6,110,535	33.9	5,891,366	32.5	6,138,128	33.4	5,697,595	31.1	道 府 県 民 税
111,212	0.7	113,219	0.6	117,012	0.6	118,065	0.6	119,995	0.7	個 人 均 等 割
4,606,089	29.4	4,680,022	26.0	4,771,769	26.3	4,840,593	26.3	4,420,423	24.1	所 得 割
148,140	0.9	148,123	0.8	152,630	0.8	152,975	0.8	154,466	0.8	法 人 均 等 割
814,417	5.2	695,344	3.9	600,832	3.3	609,399	3.3	680,396	3.7	法 人 税 割
112,372	0.7	95,383	0.5	44,451	0.2	59,315	0.3	55,808	0.3	利 子 割
243,137	1.6	189,760	1.1	128,160	0.7	175,726	1.0	144,694	0.8	配 当 割
142,056	0.9	188,685	1.0	76,513	0.4	182,056	1.0	121,813	0.7	株 式 等 譲 渡 所 得 割
3,203,201	20.4	3,703,388	20.5	4,261,279	23.5	4,193,929	22.8	4,450,479	24.3	事 業 税
186,410	1.2	193,883	1.1	197,961	1.1	202,482	1.1	207,353	1.1	(個 人 分)
3,016,791	19.2	3,509,505	19.5	4,063,318	22.4	3,991,446	21.7	4,243,126	23.2	(法 人 分)
3,106,400	19.8	4,974,195	27.6	4,702,828	26.0	4,735,276	25.7	4,815,475	26.3	地 方 消 費 税
1,989,740	12.7	3,707,659	20.6	3,606,631	19.9	3,597,961	19.6	3,583,856	19.6	譲 渡 割
1,116,660	7.1	1,266,536	7.0	1,096,197	6.1	1,137,315	6.2	1,231,619	6.7	貨 物 割
371,713	2.4	376,758	2.1	396,717	2.2	406,547	2.2	403,623	2.2	不 動 産 取 得 税
155,341	1.0	153,023	0.8	148,901	0.8	140,948	0.8	138,941	0.8	道 府 県 た ば こ 税
47,888	0.3	47,538	0.3	45,940	0.3	44,728	0.2	43,322	0.2	ゴ ル フ 場 利 用 税
86,274	0.6	137,298	0.8	146,060	0.8	189,680	1.0	198,230	1.1	自 動 車 取 得 税
935,633	6.0	924,579	5.1	933,188	5.2	948,729	5.2	958,420	5.2	軽 油 引 取 税
1,556,198	9.9	1,542,803	8.6	1,534,927	8.5	1,540,464	8.4	1,550,446	8.5	自 動 車 税
332		327		331		332		327		鉦 区 税
31,162	0.2	39,658	0.2	39,887	0.2	42,884	0.3	48,759	0.3	法 定 外 普 通 税
1,692		2,261		2,793		4,430		10,890		道 府 県 固 定 資 産 税
1		1		1		1		0		旧 法 に よ る 税
1,487	0.0	935	0.0	881	0.0	848	0.0	813	0.0	狩 猟 税
8,751	0.1	8,939	0.0	8,931	0.0	9,731	0.1	10,670	0.1	法 定 外 目 的 税
15,683,495	100.0	18,022,240	100.0	18,114,031	100.0	18,396,655	100.0	18,327,990	100.0	計
										市 町 村 税
9,559,374	45.3	9,547,965	45.3	9,573,613	45.0	9,694,910	45.1	10,532,436	47.0	市 町 村 民 税
211,296	1.0	213,856	1.0	217,192	1.0	220,007	1.0	222,468	1.0	個 人 均 等 割
6,903,010	32.7	7,009,842	33.3	7,147,938	33.6	7,250,783	33.7	7,883,187	35.2	所 得 割
418,828	2.0	419,143	2.0	433,264	2.0	439,852	2.0	442,282	2.0	法 人 均 等 割
2,026,239	9.6	1,905,124	9.0	1,775,220	8.3	1,784,269	8.3	1,984,500	8.9	法 人 税 割
8,768,572	41.6	8,754,987	41.5	8,893,464	41.8	9,025,405	42.0	9,083,165	40.5	固 定 資 産 税
3,381,983	16.0	3,395,164	16.1	3,392,738	15.9	3,387,198	15.7	3,447,783	15.4	土 地
3,745,791	17.8	3,691,111	17.5	3,787,032	17.8	3,882,528	18.1	3,849,771	17.2	家 屋
1,547,423	7.3	1,577,585	7.5	1,623,442	7.6	1,667,580	7.8	1,698,208	7.6	償 却 資 産
8,675,197	41.1	8,663,860	41.1	8,803,212	41.4	8,937,307	41.6	8,995,762	40.1	純 固 定 資 産 税 小 計
93,375	0.4	91,127	0.4	90,252	0.4	88,098	0.4	87,403	0.4	交 付 金
195,066	0.9	200,254	1.0	238,411	1.1	248,597	1.2	258,116	1.2	軽 自 動 車 税
950,247	4.5	936,121	4.4	910,876	4.3	862,315	4.0	850,246	3.8	市 町 村 た ば こ 税
1,978	0.0	2,071	0.0	1,856	0.0	1,737	0.0	1,648	0.0	鉦 産 税
1,788	0.0	3,309	0.0	7,211	0.0	585	0.0	169	0.0	特 別 土 地 保 有 税
1,777	0.0	1,830	0.0	1,738	0.0	1,889	0.0	2,254	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	旧 法 に よ る 税
22,373		22,743		22,427		22,689		22,364		入 湯 税
355,597		361,325		365,941		371,200		378,270		事 業 所 税
1,243,919	7.7	1,244,437	7.7	1,261,635	7.8	1,276,694	7.8	1,291,420	7.5	都 市 計 画 税
29		28		28		27		25		水 利 地 益 税
-		-		-		-		-		共 同 施 設 税
1,236	0.0	1,254	0.0	1,160	0.0	1,699	0.0	3,338	0.0	法 定 外 目 的 税
21,101,956	100.0	21,076,323	100.0	21,278,361	100.0	21,507,747	100.0	22,423,452	100.0	計
36,785,451	-	39,098,563	-	39,392,391	-	39,904,402	-	40,751,442	-	地 方 税

10 及 地 方 税 の 税 目 別 の 収 入 移 入 額

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その8）

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	5,661,125	30.9	5,502,528	30.0	5,565,788	28.0	5,564,037	26.8	5,780,305	27.6
個人均等割	121,112	0.7	122,464	0.7	122,488	0.6	122,427	0.6	122,872	0.6
所得割	4,423,121	24.1	4,471,049	24.3	4,415,461	22.2	4,529,381	21.8	4,608,295	22.0
法人均等割	155,237	0.8	152,817	0.8	159,579	0.8	160,834	0.8	160,312	0.8
法人税割	665,961	3.6	395,201	2.2	352,075	1.8	364,560	1.8	357,577	1.7
利子割	30,295	0.2	32,540	0.2	25,966	0.1	21,389	0.1	22,248	0.1
配当割	167,028	0.9	152,195	0.8	223,882	1.1	207,461	1.0	240,721	1.2
株式等譲渡所得割	98,371	0.5	176,263	1.0	266,337	1.3	157,984	0.8	268,280	1.3
事業税	4,596,553	25.1	4,298,256	23.4	4,967,336	25.0	5,500,316	26.5	5,583,763	26.7
（個人分）	211,433	1.2	215,970	1.2	224,498	1.1	260,237	1.3	233,657	1.1
（法人分）	4,385,121	23.9	4,082,286	22.2	4,742,838	23.8	5,240,080	25.3	5,350,106	25.6
地方消費税	4,795,548	26.1	5,423,752	29.5	6,170,271	31.0	6,415,142	30.9	6,263,151	30.0
譲渡割	3,522,602	19.2	4,051,104	22.1	4,477,623	22.5	4,192,563	20.2	4,119,791	19.7
貨物割	1,272,946	6.9	1,372,648	7.5	1,692,648	8.5	2,222,579	10.7	2,143,360	10.3
不動産取得税	404,198	2.2	374,327	2.0	392,076	2.0	418,482	2.0	440,641	2.1
道府県たばこ税	139,535	0.8	133,459	0.7	142,297	0.7	150,419	0.7	151,462	0.7
ゴルフ場利用税	43,075	0.2	39,361	0.2	44,402	0.2	44,706	0.2	43,951	0.2
自動車取得税	103,867	0.6	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	944,857	5.2	910,147	5.0	926,533	4.7	919,807	4.4	908,864	4.3
自動車税	1,588,140	8.7	1,623,403	8.8	1,613,957	8.1	1,653,542	8.0	1,656,696	7.9
自動車税(～R1.9)	1,530,266	8.3	—	—	—	—	—	—	—	—
環境性能割	45,844	0.2	93,230	0.5	94,156	0.5	126,696	0.6	142,354	0.7
種別割	12,030	0.1	1,530,173	8.3	1,519,801	7.6	1,526,846	7.4	1,514,341	7.2
鉱区税	327		319		315		307		307	
法定外普通税	46,385	0.3	45,152	0.3	47,172	0.3	51,044	0.3	51,064	0.3
道府県固定資産税	7,995		9,383		7,555		4,413		4,792	
旧法による税	0		5		3		970		5,133	
狩猟税	767	0.0	748	0.0	740	0.0	719	0.0	707	0.0
法定外目的税	11,283	0.1	7,825	0.0	8,377	0.0	11,254	0.1	15,669	0.1
計	18,343,655	100.0	18,368,664	100.0	19,886,822	100.0	20,735,158	100.0	20,906,504	100.0
市町村税										
市町村民税	10,720,345	46.9	10,239,274	45.6	10,287,931	45.7	10,616,187	45.5	10,720,387	45.2
個人均等割	225,147	1.0	227,556	1.0	227,601	1.0	227,873	1.0	228,924	1.0
所得割	8,099,988	35.4	8,199,125	36.5	8,103,938	36.0	8,316,470	35.7	8,463,074	35.7
法人均等割	445,686	1.9	436,147	1.9	450,424	2.0	460,108	2.0	453,376	1.9
法人税割	1,949,524	8.5	1,376,446	6.1	1,505,968	6.7	1,611,735	6.9	1,575,013	6.6
固定資産税	9,286,049	40.6	9,380,072	41.8	9,322,079	41.4	9,665,969	41.5	9,896,031	41.7
土地	3,485,345	15.2	3,479,313	15.5	3,512,037	15.6	3,559,965	15.3	3,647,415	15.4
家屋	3,957,813	17.3	4,040,303	18.0	3,937,814	17.5	4,157,761	17.8	4,268,002	18.0
償却資産	1,755,643	7.7	1,773,944	7.9	1,784,630	7.9	1,859,275	8.0	1,891,894	8.0
純固定資産税小計	9,198,802	40.2	9,293,560	41.4	9,234,482	41.0	9,577,001	41.1	9,807,311	41.4
交付金	87,247	0.4	86,512	0.4	87,598	0.4	88,968	0.4	88,720	0.4
軽自動車税	269,231	1.2	285,425	1.3	294,323	1.3	310,411	1.3	317,034	1.3
軽自動車税(～R1.9)	266,176	1.2	—	—	—	—	—	—	—	—
環境性能割	3,056	0.0	10,393	0.0	11,608	0.1	18,448	0.1	17,728	0.1
種別割	—	—	275,032	1.2	282,715	1.3	291,962	1.3	299,306	1.3
市町村たばこ税	853,879	3.7	817,068	3.6	871,125	3.9	921,002	3.9	927,469	3.9
鉱産税	1,770	0.0	1,802	0.0	1,627	0.0	1,605	0.0	2,093	0.0
特別土地保有税	192	0.0	82	0.0	90	0.0	74	0.0	18	0.0
法定外普通税	2,334	0.0	2,570	0.0	2,870	0.0	2,723	0.0	3,114	0.0
旧法による税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0
入湯税	22,498		12,357		14,109		19,438		21,914	
事業所税	386,702		384,463		397,283		397,579		404,318	
都市計画税	1,317,728	7.6	1,329,627	7.7	1,325,708	7.7	1,373,957	7.7	1,410,188	7.7
水利地益税	25		25		25		25		25	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	7,041	0.0	4,193	0.0	4,946	0.0	8,029	0.0	11,842	0.0
計	22,867,795	100.0	22,456,957	100.0	22,522,117	100.0	23,316,999	100.0	23,714,431	100.0
地方税	41,211,450	—	40,825,620	—	42,408,938	—	44,052,157	—	44,620,935	—

(単位 百万円)

令和6年度		区 分
税 額	比率	
	%	道 府 県 税
5,976,262	26.8	道 府 県 民 税
93,752	0.4	個 人 均 等 割
4,452,998	20.0	所 得 割
163,884	0.7	法 人 均 等 割
426,217	1.9	法 人 税 割
39,153	0.2	利 子 割
334,475	1.5	配 当 割
465,783	2.1	株 式 等 譲 渡 所 得 割
6,134,978	27.5	事 業 税
240,581	1.1	(個 人 分)
5,894,397	26.4	(法 人 分)
6,914,286	31.0	地 方 消 費 税
4,700,867	21.1	譲 渡 割
2,213,419	9.9	貨 物 割
454,585	2.0	不 動 産 取 得 税
149,134	0.7	道 府 県 た ば こ 税
43,106	0.2	ゴ ル フ 場 利 用 税
—	—	自 動 車 取 得 税
899,920	4.0	軽 油 引 取 税
1,663,070	7.5	自 動 車 税
		自 動 車 税 (~ R1.9)
161,642	0.7	環 境 性 能 割
1,501,428	6.7	種 別 割
308	0.3	鉱 区 税
57,638		法 定 外 普 通 税
6,039	0.0	道 府 県 固 定 資 産 税
440		旧 法 に よ る 税
701	0.0	狩 猟 税
18,669	0.1	法 定 外 目 的 税
22,319,135	100.0	計
		市 町 村 税
10,733,358	44.8	市 町 村 民 税
200,574	0.8	個 人 均 等 割
8,187,266	34.2	所 得 割
466,726	1.9	法 人 均 等 割
1,878,793	7.8	法 人 税 割
10,079,510	42.1	固 定 資 産 税
3,769,969	15.7	土 地
4,282,879	17.9	家 屋
1,938,237	8.1	償 却 資 産
9,991,085	41.7	純 固 定 資 産 税 小 計
88,424	0.4	交 付 金
328,299	1.4	軽 自 動 車 税
—	—	軽 自 動 車 税 (~ R1.9)
22,588	0.1	環 境 性 能 割
305,711	1.3	種 別 割
913,230	3.8	市 町 村 た ば こ 税
2,328	0.0	鉱 産 税
2	0.0	特 別 土 地 保 有 税
3,465	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0.0	旧 法 に よ る 税
22,952	7.8	入 湯 税
410,469		事 業 所 税
1,442,621		都 市 計 画 税
27		水 利 地 益 税
—		共 同 施 設 税
13,701	0.1	法 定 外 目 的 税
23,949,962	100.0	計
46,269,097	—	地 方 税

11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度		昭和40年度		昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度	
	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比
道府県税		%		%		%		%		%		%		%		%
道府県民税	220	128	742	116	1,727	125	4,175	97	8,321	113	12,457	108	21,479	117	18,826	100
個人均等割	150	109	881	125	108	108	11	102	542	160	828	139	907	101	1,006	102
所得割					126	126	373	107	709	112	1,052	106	1,232	106	1,335	108
法人均等割	321	144	543	100	106	106	144	102	1,355	105	8,083	125	10,412	108	17,896	111
法人税割					125	125	199	76	438	116	637	111	749	87	548	107
利子割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	186	186	113	81
配当割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等譲渡所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業税	234	140	409	101	1,203	124	1,864	76	3,622	117	4,886	109	8,118	100	5,567	101
(個人分)	75	117	125	114	289	122	238	95	370	117	643	103	1,232	118	1,241	102
(法人分)	287	143	504	100	1,509	125	2,407	76	4,708	117	6,304	109	10,420	99	7,013	101
地方消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貨物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得税	262	127	793	126	1,820	138	3,477	104	5,409	116	8,332	109	11,430	94	15,100	119
道府県たばこ税	260	111	458	110	918	110	1,413	106	2,385	103	3,262	102	3,757	114	3,942	101
ゴルフ場利用税	225	121	642	119	1,926	129	3,386	106	5,034	109	7,325	103	6,116	119	6,609	99
特別地方消費税	187	125	370	111	816	115	1,770	108	2,631	108	3,148	106	1,287	130	880	97
自動車取得税	-	-	-	-	107	107	245	114	379	96	487	105	859	106	857	105
軽油引取税	299	134	1,126	111	2,502	114	3,366	101	7,757	104	9,644	105	14,464	109	23,116	102
自動車税	187	121	699	153	2,183	121	4,698	112	9,942	106	13,220	102	16,253	107	20,215	104
{ 軽自動車税(～R1.9)	187	121	699	153	2,183	121	4,698	112	9,942	106	13,220	102	16,253	107	20,215	104
{ 種別割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環境性能割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱区	196	115	174	100	173	95	125	95	213	98	188	95	146	99	125	97
狩猟者登録税	-	-	115	111	196	111	584	101	996	95	804	96	669	98	593	96
法定外税及び旧法による	78	104	112	107	11	98	33	93	885	112	4,363	172	5,543	23	3,747	89
道府県固定資産税	190	132	183	89	164	126	96	80	354	159	570	146	699	127	462	74
入猟税	-	-	109	107	172	109	509	101	848	95	658	95	545	98	475	96
狩猟税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	237	132	532	110	1,436	122	2,631	91	5,025	112	6,939	107	10,639	106	9,458	102
市町村税																
市町村民税	173	122	412	112	956	126	2,678	100	5,662	117	8,986	111	13,079	104	11,907	104
個人均等割	118	102	147	105	165	102	183	97	688	126	974	133	1,077	102	1,190	102
所得割	140	114	419	117	866	125	2,700	107	5,692	117	8,884	109	12,824	109	12,923	104
法人均等割	149	110	192	91	412	107	554	100	4,132	103	24,724	124	31,129	106	39,539	104
法人税割	309	143	534	102	1,668	129	3,970	88	8,120	115	12,357	111	18,784	94	12,327	103
固定資産税	156	108	268	111	522	117	1,402	122	2,522	110	3,909	109	5,455	106	7,635	106
土地	119	102	151	102	349	126	1,510	131	2,751	108	4,133	111	5,475	102	8,057	107
家屋	146	110	261	115	486	112	1,091	118	2,140	113	3,450	108	5,058	108	6,934	106
償却資産	196	113	440	113	814	118	1,596	114	2,416	110	3,791	110	6,074	109	8,005	102
交付金	149	107	257	109	614	116	1,302	112	2,396	112	3,513	106	4,575	108	6,381	107
納付金	248	105	380	111	601	108	1,018	112	1,738	111	2,405	102	-	-	-	-
軽自動車税	184	137	613	119	1,168	114	1,348	99	2,117	106	3,420	107	4,315	104	5,165	104
{ 軽自動車税(～R1.9)	184	137	613	119	1,168	114	1,348	99	2,117	106	3,420	107	4,315	104	5,165	104
{ 種別割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環境性能割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村たばこ税	178	111	381	111	805	111	1,239	106	2,091	103	2,869	103	3,307	113	3,480	101
電気	-	-	-	-	-	-	-	101	148	105	-	-	-	-	-	-
(電気ガス税)	190	121	251	108	455	114	750	99	1,796	148	2,449	105	-	-	-	-
ガス	-	-	-	-	-	-	-	80	153	99	-	-	-	-	-	-
鉱産	133	107	140	102	140	95	161	115	261	114	266	98	155	91	127	97
木材引取	132	108	168	107	169	97	193	102	218	100	140	91	-	-	-	-
特別土地保有	-	-	-	-	-	-	96	96	60	99	51	94	110	123	112	97
税及び旧法による	75	91	88	103	192	125	460	103	778	109	1,084	108	1,623	11	65	51
入湯	181	116	387	113	621	106	2,044	159	3,721	99	3,988	103	5,263	107	5,949	104
事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	173	123	246	105	359	109	383	98
都市計画	321	112	604	113	2,233	133	6,208	106	14,896	110	22,867	110	29,924	104	41,425	106
水利地益	89	101	95	98	101	107	83	102	99	107	90	102	62	77	58	100
共同施設	84	100	137	100	16	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	169	114	327	111	699	120	1,828	108	3,627	114	5,593	109	7,595	104	8,431	104
地方税	195	122	406	111	983	121	2,138	99	4,166	113	6,112	108	8,768	105	8,827	103

(注) 1 この調は、各年度とも決算額による。

2 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画税については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税（環境性能割を除く）については昭和33年度分を、狩猟者登録税及び入猟税については昭和38年度分を、自動車取得税については昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度からの納付金については平成16年度分を、自動車税・軽自動車税環境性能割については令和2年度を100とした。

なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人税分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。

また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入猟税の合計値を100とした。

平成12年度		平成17年度		平成22年度		平成27年度		令和2年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		区 分		
指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比			
18,995	125	15,133	105	23,116	95	25,792	99	23,225	97	23,485	100	24,398	104	25,225	103	道 府 県 税		
1,460	99	1,667	114	2,397	99	3,522	102	3,809	101	3,808	100	3,822	100	2,916	76	道 府 県 民 税		
1,187	97	1,116	104	2,239	93	2,374	102	2,268	101	2,298	103	2,338	102	2,259	97	個 人 均 等 割		
19,548	103	21,316	102	21,757	102	22,009	100	22,707	98	23,898	101	23,821	100	24,351	102	所 得 割		
554	109	658	114	489	113	556	85	316	59	291	104	286	98	341	119	法 人 均 等 割		
147	334	20	65	17	89	11	85	4	133	2	67	3	150	4	133	法 人 税 割		
—	—	180	180	133	125	434	78	348	91	474	93	550	116	765	139	利 子 割		
—	—	238	238	44	92	412	133	385	179	345	59	586	170	1,017	174	配 当 割		
5,139	105	6,099	113	3,025	84	4,596	116	5,335	94	6,827	111	6,930	102	7,614	110	株 式 等 譲 渡 所 得 割		
1,105	97	1,069	100	912	90	961	104	1,070	102	1,290	116	1,158	90	1,192	103	事 業 税		
6,488	106	7,780	114	3,731	83	5,811	116	6,760	93	8,677	110	8,859	102	9,760	110	(個 人 分)		
99	102	100	98	104	109	195	160	213	113	252	104	246	98	271	110	(法 人 分)		
98	101	93	95	94	108	168	187	184	115	191	94	187	98	214	114	地 方 消 費 税		
103	107	144	109	162	112	362	113	392	108	635	131	613	97	633	103	譲 渡 割		
10,865	98	9,139	104	7,264	94	7,223	101	7,177	93	8,023	107	8,448	105	8,715	103	貨 物 割		
2,934	102	2,867	97	2,669	103	1,595	99	1,391	96	1,568	106	1,578	101	1,554	98	不 動 産 取 得 税		
5,510	93	4,197	97	3,697	94	3,216	99	2,663	91	3,025	101	2,974	98	2,917	98	道 府 県 た ば こ 税		
77	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98	ゴ ル フ 場 利 用 税	
651	100	635	100	269	83	192	159	0	0	1	0	7	700	1	14	特 別 地 方 消 費 税		
20,954	96	18,843	99	15,928	101	16,043	99	15,793	96	15,961	99	15,771	99	15,615	99	99	自 動 車 取 得 税	
22,471	101	22,322	102	20,574	98	19,649	99	20,675	102	21,059	102	21,099	100	21,180	100	100	軽 油 引 取 税	
22,471	101	22,322	102	20,574	98	19,649	99	19,488	99	19,445	100	19,286	99	19,122	99	100	自 動 車 税	
—	—	—	—	—	—	—	—	100	204	136	135	153	113	173	113	99	{ 自 動 車 税 (~ R1.9)	
100	99	86	100	83	100	69	99	67	97	65	98	65	100	65	100	110	種 別 割	
511	98	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	113	環 境 性 能 割
4,024	113	8,832	104	8,331	111	8,365	122	9,118	92	10,723	112	11,486	107	13,134	114	114	鉦 区 税	
518	82	762	100	241	28	105	133	435	117	205	58	222	108	280	126	126	狩 猟 者 登 録 税 及 び 法 定 外 税 及 び 旧 法 に よ る 税	
415	99	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	道 府 県 固 定 資 産 税
—	—	385	98	292	94	146	63	117	98	112	97	110	98	110	100	100	入 猟 税	
10,598	107	10,354	105	9,538	96	12,255	115	12,491	100	14,100	104	14,216	101	15,177	107	107	狩 猟 税	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計
11,116	98	11,028	106	11,829	96	12,910	100	13,845	96	14,355	103	14,496	101	14,513	100	100	市 町 村 税	
1,525	99	1,983	111	2,332	99	2,780	101	2,958	101	2,962	100	2,976	100	2,608	88	88	市 町 村 民 税	
11,892	96	11,127	104	13,273	92	14,064	102	16,451	101	16,686	103	16,980	102	16,427	97	97	個 人 均 等 割	
42,973	103	43,998	102	45,047	103	45,758	100	47,614	98	50,230	102	49,495	99	50,953	103	103	所 得 割	
11,495	106	13,246	114	9,937	112	12,286	94	8,876	71	10,394	107	10,157	98	12,116	119	119	法 人 均 等 割	
8,189	97	8,027	101	8,117	101	7,930	100	8,496	101	8,755	104	8,964	102	9,130	102	102	法 人 税 割	
8,652	99	7,865	98	8,027	100	7,840	100	8,034	100	8,221	101	8,423	102	8,706	103	103	固 定 資 産 税	
7,465	94	8,103	104	8,139	103	7,944	99	8,696	102	8,949	106	9,186	103	9,218	100	100	土 地 税	
8,431	99	7,676	99	7,790	98	7,646	102	8,598	101	9,011	104	9,169	102	9,394	102	102	家 屋 税	
8,191	108	9,194	109	9,199	101	8,704	98	8,263	99	8,497	102	8,474	100	8,446	100	100	償 却 資 産 税	
—	—	115	115	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	交 付 金
6,119	105	7,417	104	8,696	102	9,807	103	13,978	106	15,201	105	15,526	102	16,077	104	104	納 付 金	
6,119	105	7,417	104	8,696	102	9,807	103	13,469	103	14,298	103	14,657	103	14,971	102	102	軽 自 動 車 税	
—	—	—	—	—	—	—	—	100	345	178	159	171	96	217	127	127	{ 軽 自 動 車 税 (~ R1.9)	
4,500	100	4,397	97	4,097	103	4,869	99	4,250	96	4,791	106	4,824	101	4,750	98	98	種 別 割	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	環 境 性 能 割
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	市 町 村 た ば こ 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	電 気 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(電 気 ガ ス 税)
90	97	90	110	101	89	120	105	104	102	93	99	121	130	134	111	111	ガ ス 税	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鉦 産 税
39	89	4	57	3	150	3	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	木 材 引 取 税
51	90	300	120	339	127	331	102	726	72	1,154	138	1,605	139	1,842	115	115	特 別 土 地 保 有 税	
6,680	101	6,962	101	6,385	98	6,498	102	3,531	55	5,554	138	6,261	113	6,558	105	105	法 定 外 税 及 び 旧 法 に よ る 税	
404	101	371	102	411	100	451	102	480	100	496	100	504	102	512	102	102	入 湯 税	
41,854	96	39,156	100	39,869	102	39,518	100	42,224	101	43,632	104	44,782	103	45,812	102	102	102	事 業 所 税
49	98	17	58	11	92	9	100	8	100	8	100	8	100	9	113	113	都 市 計 画 税	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水 利 地 益 税
8,515	98	8,351	103	8,655	99	8,990	100	9,579	98	9,946	104	10,116	102	10,216	101	101	共 同 施 設 税	
9,318	101	9,123	104	8,995	98	10,249	106	10,702	99	11,547	104	11,696	101	12,128	104	104	計	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	地 方 税

- 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。
- 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。平成16年度における狩猟税の前年度比は、狩猟者登録税と入猟税の合計値との比較である。
- 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。
- 平成12年度において特別地方消費税が廃止された。
- 平成21年度において、自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税に変更された。平成21年度以降の自動車取得税と軽油引取税の前年度比は、普通税分と目的税分の合計値との比較である。
- 令和元年度において自動車取得税が廃止された。また、従来の自動車税、軽自動車税を自動車税・軽自動車税種別割とするほか、自動車税・軽自動車税環境性能割が創設された。

11 伸 地 方 税 率 収 入 の 推 移 別

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

区 分		年 度							
		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均 等 割		26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人	41,047,866人	45,441,915人
所 得 割		13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337	45,691,945	51,050,417

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、令和7年度にお
 2 昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条例で定
 3 平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の非課税措置が平成16年度
 同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。
 4 所得割の納税義務者数については、平成6年度から平成8年度及び平成10年度は、特別減税前に納税義務のある者、平成11年度から平成18

(2) 個人事業税

区 分		年 度							
		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
事第 一 業種	所得税課税者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人	1,464,048人	1,319,743人
	所得税失格者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546	13,187	11,115
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486	1,477,235	1,330,858
事第 二 業種	所得税課税者	4,838人	6,716人	5,930人	2,023人	1,728人	1,683人	2,119人	1,601人
	所得税失格者	1,656	1,926	1,815	28	7	9	26	59
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692	2,145	1,660
事第 三 業種	所得税課税者	83,549人	109,529人	166,452人	72,232人	116,766人	163,550人	227,493人	218,623人
	所得税失格者	22,817	38,661	43,664	263	200	575	2,377	2,429
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125	229,870	221,052
総 計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303	1,709,250	1,553,570

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による納税義務者数である。ただし、令和6年度においては速報値である。

(3) 法人事業税

区 分		年 度							
		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
法普 人通	分割法人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人	102,099人	114,527人
	県内法人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395	2,002,180	2,298,605
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714	2,104,279	2,413,132
特 別 法 人 公 益 法 人 等 人 格 な き 社 団 等 清 算 法 人 特 定 信 託	法人	19,816人	43,775人	48,534人	55,356人	61,581人	64,283人	69,397人	77,022人
	等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764	24,730	28,114
	等	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887	4,384	5,565
	等	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884	11,553	18,003
課取 税入 法金 人額	分割法人	93人	103人	113人	115人	119人	118人	116人	116人
	県内法人	91	140	154	209	243	264	282	269
	計	184	243	267	324	362	382	398	385
総 計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914	2,214,741	2,542,221

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による納税義務者数である。ただし、令和6年度においては速報値である。
 2 事業年度が年2回の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

区 分		年 度							
		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
法 人 均 等 割		616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人	2,810,888人	3,339,390人
法 人 税 割		585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708	2,737,275	3,238,327
固 定 資 産 税		18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147	38,154,255	39,469,959

- (注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、令和7年度においては速報値である。

12	17	22	27	令和2年度	3	4	5	6	7
46,570,162人	55,400,971人	59,359,667人	60,589,276人	64,195,908人	64,249,644人	64,498,120人	64,866,586人	65,650,358人	66,816,028人
51,634,930	51,361,677	54,773,740	55,877,140	59,398,579	59,513,518	59,786,993	60,177,450	57,151,834	62,206,393

いは速報値である。

める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。

分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度以降の均等割の納税義務者数は、昭和50年度以前と

年度は、定率減税による税額控除後に納税義務のある者、令和6年度及び令和7年度は、定額減税後に納税義務のある者の数である。

12	17	22	27	令和2年度	3	4	5	6
1,030,237人	909,915人	684,352人	766,012人	822,690人	846,481人	949,989人	834,486人	853,595人
32,695	21,033	20,950	16,333	19,249	20,645	21,527	20,926	21,206
1,062,932	930,948	705,302	782,345	841,939	867,126	971,516	855,412	874,801
1,355人	1,021人	898人	1,357人	1,270人	1,274人	1,415人	1,510人	1,534人
81	34	20	23	26	30	23	20	23
1,436	1,055	918	1,380	1,296	1,304	1,438	1,530	1,557
194,654人	181,613人	159,715人	170,487人	200,094人	222,216人	216,093人	221,277人	228,832人
6,450	4,406	5,151	4,115	5,487	5,683	5,777	6,030	6,246
201,104	186,019	164,866	174,602	205,581	227,899	221,870	227,307	235,078
1,265,472	1,118,022	871,086	958,327	1,048,816	1,096,329	1,194,824	1,084,249	1,111,436

12	17	22	27	令和2年度	3	4	5	6
122,128人	126,662人	128,048人	133,850人	145,578人	149,539人	151,762人	155,474人	159,357人
2,354,731	2,381,754	2,366,730	2,399,020	2,512,387	2,565,525	2,620,034	2,660,800	2,696,894
2,476,859	2,508,416	2,494,778	2,532,870	2,657,965	2,715,064	2,771,796	2,816,274	2,856,251
87,289人	89,462人	92,726人	95,611人	99,610人	100,415人	98,956人	99,456人	99,366人
31,792	43,080	52,503	59,490	67,578	68,846	69,505	70,477	70,556
7,158	12,151	12,820	16,036	22,148	23,131	25,272	26,821	26,569
30,692	34,111	37,272	33,923	36,234	36,410	35,858	40,524	42,362
	416					3	4	0
149人	142人	186人	301人	747人	1,098人	1,023人	949人	974人
950	1,218	1,674	6,260	17,002	19,971	21,449	21,215	21,863
1,099	1,360	1,860	6,561	17,749	21,069	22,472	22,164	22,837
2,634,889	2,688,996	2,691,959	2,744,491	2,901,284	2,964,935	3,023,862	3,075,720	3,117,941

12	17	22	27	令和2年度	3	4	5	6	7
3,563,841人	3,670,576人	3,741,322人	3,770,523人	4,101,092人	4,170,148人	4,261,003人	4,330,738人	4,409,546人	4,479,225人
3,412,841	3,508,610	3,586,740	3,653,441	3,897,439	3,957,471	4,037,167	4,103,105	4,181,623	4,233,837
43,096,333	45,551,292	47,530,329	48,610,079	49,696,701	49,485,188	50,107,017	50,205,990	50,241,199	50,283,692

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和7年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%又は8%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	1	1,739	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(令和7年4月1日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(注) 3 令和7年4月1日現在の所得割超過税率採用団体
豊岡市6.1%(平成21年度から)

(注) 4 令和7年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体
名古屋市7.7%(平成24年度から5.7%としていたが、平成30年度から県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲分2.0%上乘せ)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	1	1,738	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1,2に同じ。

(注) 2 令和7年4月1日現在の均等割超過税率採用団体
横浜市3,900円(平成21年度から) 神戸市3,400円(令和元年度から)

(注) 3 令和7年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体
名古屋市2,800円(平成24年度から)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			6.1% ~6.8%	6.9% ~7.6%	7.7% ~8.3%	8.4%				
人口50万以上の市	—	2	—	—	—	4	4	21	27	
人口5万以上 50万未満の市	—	82	4	6	3	217	230	148	460	
人口5万未満の市	—	68	5	4	1	200	210	27	305	
町 村	—	553	6	11	16	313	346	27	926	
合 計	—	705	15	21	20	734	790	223	1,718	
構 成 比	0.0%	41.0%	0.9%	1.2%	1.2%	42.7%	46.0%	13.0%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			50,100円~ 54,900円	55,000円~ 57,900円	58,000円~ 59,900円	60,000円			
人口50万以上の市	—	22	1	—	—	4	5	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	347	—	—	—	113	113	—	460
人口5万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,338	1	1	—	378	380	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.9%	0.1%	0.1%	0.0%	22.0%	22.1%	0.0%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第312条第1項第2号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100円～ 131,900円	132,000円～ 138,900円	139,000円～ 143,900円	144,000円				
人口50万以上の市	—	22	1	—	—	4	5	—	27	
人口5万以上 50万未満の市	—	340	—	1	—	119	120	—	460	
人口5万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305	
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926	
合 計	—	1,331	1	2	—	384	387	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第312条第1項第3号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100円～ 142,900円	143,000円～ 149,900円	150,000円～ 155,900円	156,000円			
人口50万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	340	—	—	—	120	120	—	460
人口5万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,330	1	1	—	386	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第312条第1項第4号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100円～ 164,900円	165,000円～ 173,900円	174,000円～ 179,900円	180,000円			
人口50万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	340	—	—	—	120	120	—	460
人口5万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,330	1	1	—	386	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第312条第1項第5号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100円～ 175,900円	176,000円～ 184,900円	185,000円～ 191,900円	192,000円			
人口50万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	338	—	—	—	122	122	—	460
人口5万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,328	1	1	—	388	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第312条第1項第6号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27	
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	338	—	—	—	122	122	—	460	
人口 5 万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305	
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926	
合 計	—	1,328	1	1	—	388	390	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.7%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第312条第1項第7号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	338	—	—	—	122	122	—	460
人口 5 万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,328	1	1	—	388	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第312条第1項第8号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	338	—	—	—	122	122	—	460
人口 5 万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,328	1	1	—	388	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第312条第1項第9号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	338	—	—	—	122	122	—	460
人口 5 万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,328	1	1	—	388	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口 50 万以上の市	—	—	— %	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	19
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	434	94.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	26	5.7	460	100.0	248
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							小計	26	5.7			
人口 5 万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	248	81.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	54	17.7	305	100.0	238
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.0			
							小計	57	18.7			
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	861	93.0	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	50	5.4	926	100.0	357
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6			
							小計	65	7.0			
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,571	91.4	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	130	7.6	1,719	100.0	862
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	18	1.0			
							小計	148	8.6			

(注) 1 (1)の(注) 1に同じ。

2 東京都特別区は、1 団体として計上している。

3 比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

税目	昭和40年度 決算	昭和49年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	平成2年度 決算	平成7年度 決算	平成8年度 決算	平成9年度 決算	平成10年度 決算
	昭和48年度 決算	団体 数	超 過 課 税 額	団体 数	超 過 課 税 額	団体 数	超 過 課 税 額	団体 数	超 過 課 税 額	団体 数
道府県民税			4,616	79,876	124,869	141,428	89,412	112,484	106,428	93,786
個人均等割										
所得割										
法人均等割										
法人税割	1	(-)	20	4,616	44	79,876	46	124,869	45	141,428
事業税										
法人	1	11,335	2	38,453	7	129,712	7	185,518	7	232,968
自動車税			1	796	1	1,180				
合計		11,335		43,865		210,768		310,387		374,396
								186,735		228,958
										216,605
										187,439

税目	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算	平成27年度 決算	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算
	団体 数	超 過 課 税 額								
道府県民税	102,166	111,329	116,354	124,801	127,371	145,082	144,155	154,995	156,671	171,998
個人均等割	30	17,516	30	18,530	33	19,966	33	20,231	35	22,230
所得割	1	2,729	1	2,470	1	2,658	1	2,698	1	2,488
法人均等割	30	8,393	30	9,367	33	9,560	33	9,975	35	10,122
法人税割	46	73,528	46	82,400	46	85,987	46	92,617	46	94,467
事業税										
法人	8	77,191	8	91,047	8	97,418	8	115,502	8	131,806
自動車税	1	4	1	13	1	14	1	20	1	43
合計	179,360	209,040	207,414	222,232	242,893	276,932	286,640	315,016	288,260	331,569

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。
 2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。
 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都が独自の制度を実施しているが、平成13～15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

税目	昭和40年度 決算	昭和45年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	平成2年度 決算	平成7年度 決算	平成8年度 決算	平成9年度 決算	平成10年度 決算
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	309,964	282,903	253,361
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	43	35	24
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	14,702	14,709	14,290
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	295,219	268,159	239,047
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,683	39,969	41,068
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,025	12,092	12,337
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,590	16,763	17,571
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,068	11,114	11,160
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	385	411	436
釵産税	48	96	144	217	190	88	51	47	37	32
入湯税	4	141	35	24	61	30	30	30	27	28
合計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	351,109	323,347	294,925

税目	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算	平成27年度 決算	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算
市町村民税	202,011	220,749	227,951	244,809	248,474	280,551	287,469	300,880	306,732	335,278
個人均等割	1,498	1,690	1,617	1,619	1,633	1,646	1,648	1,683	1,691	1,712
所得割	75	70	67	69	69	69	69	70	51	51
法人均等割	14,601	15,314	15,416	15,259	15,858	16,209	15,621	16,356	16,389	16,335
法人税割	185,836	203,675	210,851	227,861	230,914	262,627	270,130	282,770	288,601	317,180
固定資産税	37,706	37,189	35,756	34,130	33,847	34,083	33,383	35,120	35,496	35,175
土地	12,339	12,071	11,156	10,829	10,454	10,334	9,923	10,249	10,127	10,003
家屋	15,813	16,068	15,821	14,557	14,688	15,106	14,482	15,471	15,747	15,428
償却資産	9,554	9,051	8,779	8,744	8,704	8,644	8,978	9,401	9,622	9,744
軽自動車税	666	715	729	679	687	693	588	433	492	436
釵産税	8	9	10	10	9	10	11	9	9	8
入湯税	23	23	24	23	23	23	23	22	34	33
合計	240,413	258,685	264,469	279,650	283,040	315,359	321,475	336,465	342,762	370,930

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

税目	昭和40年度 決算	昭和45年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	平成2年度 決算	平成7年度 決算	平成8年度 決算	平成9年度 決算	平成10年度 決算
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	580,067	539,952	482,364

税目	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算	平成27年度 決算	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算
合計	419,773	467,725	471,883	501,883	525,933	592,291	608,115	651,480	631,022	702,499

(単位 百万円)

平成11年度 決算		平成12年度 決算		平成13年度 決算		平成14年度 決算		平成15年度 決算		平成16年度 決算		平成17年度 決算		平成18年度 決算		平成19年度 決算		平成20年度 決算		税 目
団体 数	超 過 課税額																			
-	81,947	-	90,149	-	93,806	-	81,313	-	88,654	-	101,037	-	117,760	16	145,965	23	162,065	29	152,380	道府県民税
-	-	-	-	-	-	-	-	1	115	2	459	8	1,895	-	7,176	1	11,004	1	15,506	個人均等割
-	-	-	-	1	1,117	1	4,776	2	5,154	3	5,327	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	所得割
46	81,947	46	90,149	46	92,689	46	76,537	46	83,385	46	95,251	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	法人均等割
7	80,820	7	92,113	7	94,313	7	77,492	7	84,338	7	98,216	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	法人税割
-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	53	1	27	1	13	1	5	1	5	事業税
-	162,767	-	182,262	-	188,119	-	158,805	-	172,993	-	199,306	-	232,286	1	275,518	-	299,527	-	283,376	自動車税 合計

令和元年度 決算		令和2年度 決算		令和3年度 決算		令和4年度 決算		令和5年度 決算		令和6年度 決算		令和7年度 決算見込	
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額										
-	169,676	-	137,885	-	186,957	-	195,204	-	192,684	-	221,931	-	223,815
37	24,879	37	25,118	37	25,083	37	25,089	37	25,188	37	25,513	37	25,605
1	2,766	1	2,860	1	2,763	1	2,935	1	3,016	1	2,776	1	3,344
35	10,213	35	10,126	35	10,374	35	10,530	35	10,415	35	10,644	35	10,536
46	131,818	46	99,781	46	148,737	46	156,650	46	154,065	46	182,998	46	184,330
8	165,728	8	145,043	8	168,892	8	192,360	8	198,009	8	223,484	8	223,621
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	335,403	-	282,927	-	355,850	-	387,564	-	390,692	-	445,415	-	447,436

平成11年度 決算		平成12年度 決算		平成13年度 決算		平成14年度 決算		平成15年度 決算		平成16年度 決算		平成17年度 決算		平成18年度 決算		平成19年度 決算		平成20年度 決算		税 目
223,930	26	239,376	22	241,074	20	199,842	19	214,346	20	243,101	-	279,059	-	331,698	-	351,689	-	321,168	市町村民税	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	29	24	2	個人均等割
14,020	-	13,990	-	14,058	-	13,576	-	13,848	-	14,151	-	14,455	-	14,575	-	14,635	-	15,108	-	所得割
209,884	-	225,364	-	226,996	-	186,247	-	200,478	-	228,950	-	264,604	-	317,123	-	337,023	-	306,033	-	法人均等割
42,419	-	40,858	-	41,470	-	41,710	-	39,063	-	38,425	-	37,381	-	34,791	-	35,857	-	37,168	-	法人税割
12,614	-	12,733	-	12,820	-	12,809	-	12,582	-	12,331	-	11,730	-	11,598	-	11,913	-	12,092	-	固定資産税
18,351	-	17,067	-	17,684	-	18,238	-	16,380	-	16,473	-	16,259	-	14,448	-	15,046	-	15,736	-	土地
11,454	-	11,058	-	10,966	-	10,663	-	10,101	-	9,621	-	9,392	-	8,746	-	8,899	-	9,340	-	家屋
439	-	443	-	457	-	468	-	483	-	501	-	528	-	497	-	509	-	564	-	償却資産
11	-	11	-	13	-	5	-	9	-	9	-	9	-	9	-	9	-	7	-	軽自動車税
24	-	22	-	24	-	26	-	25	-	21	-	24	-	23	-	23	-	24	-	鉦産税
266,823	-	280,710	-	283,038	-	242,051	-	253,926	-	282,057	-	317,001	-	367,018	-	388,088	-	358,931	-	入湯税 合計

令和元年度 決算		令和2年度 決算		令和3年度 決算		令和4年度 決算		令和5年度 決算		令和6年度 決算		令和7年度 決算見込	
333,549	1,998	275,812	2,058	379,317	2,065	399,198	2,083	390,515	2,100	457,915	2,133	446,583	2,388
52	16,553	52	16,341	52	16,921	57	17,205	54	16,691	50	17,329	57	17,787
314,946	35,539	257,361	35,286	360,278	34,184	379,852	35,914	371,669	36,215	438,403	35,551	426,351	36,280
9,847	15,721	9,678	15,739	9,553	14,687	9,616	15,899	9,455	15,950	9,259	15,511	9,386	15,839
9,971	310	9,870	276	9,944	224	10,398	189	10,810	162	10,781	131	11,055	105
7	187	7	173	7	223	6	340	6	455	6	515	7	536
369,592	-	311,554	-	413,955	-	435,648	-	427,353	-	494,117	-	483,511	-

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
429,590	462,972	471,157	400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	合計

令和元年度 決算		令和2年度 決算		令和3年度 決算		令和4年度 決算		令和5年度 決算		令和6年度 決算		令和7年度 決算見込	
704,995	594,481	769,805	823,212	818,045	939,532	930,947							

15 法定外税の実施状況（令和7年度）

(1) 道府県法定外普通税

令和8年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格調整税	元売業者の揮発油の販売	揮発油の販売に係る数量から規則で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (R6.4.1) 966
2	福井県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51.11.10施行 (R3.11.10) 12,727
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②51,200円/千kW(3か月)(廃止措置中は2分の1)	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③375円/kg(3か月)	
3	愛媛県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.1.16施行 (R6.1.16) 1,927
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②59,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可後は29,500円/千kW/課税期間(3か月))	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③600円/kg	
4	佐賀県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.4.1施行 (R6.4.1) 3,996
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②59,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可日の翌月以降29,500円/千kW/課税期間(3か月))	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの			③750円/kg	
5	島根県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (R7.4.1) 1,244
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②42,700円/千kW(3か月)(発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間(3か月))	
6	静岡県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (R7.4.1) 1,240
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②29,500円/千kW(3か月)	
7	鹿児島県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58.6.1施行 (R6.7.4) 2,638
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②60,060円/千kW(3か月)	
8	宮城県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58.6.21施行 (R5.6.21) 1,128
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②22,300円/千kW(3か月)(廃止措置中は11,150円/千kW(3か月))	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
9	新潟県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の4.5	S59.11.15施行 (R6.11.15) 4,775
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②52,330円/千kW(3か月)	
10	北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S63.9.1施行 (R5.9.1) 900
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②37,750円/千kW(3か月)	
11	石川県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4.10.8施行 (R4.10.8) 770
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34,900円/千kW(3か月)	
12	茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	①34,000円/千kW(3か月)	S53.10.18施行 (R6.4.1) 1,322
			②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5	
			③使用済燃料の保管(原子炉施設)	③使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③原子炉設置者		③1,500円/kg	
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④60,100円/kg	
			⑤使用済燃料の保管(再処理施設)	⑤使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,500円/kg	
			⑥高放射性廃液の保管	⑥高放射性廃液の数量	⑥再処理事業者		⑥2,263,000円/m ³	
			⑦ガラス固化体の保管	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦再処理事業者		⑦1,219,000円/本 (420本超過分は1,401,000円/本)	
			⑧プルトニウムの保管	⑧プルトニウムの重量	⑧原子力事業者		⑧5,100円/kg	
			⑨放射性廃棄物の発生	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨106,000円/m ³	
			⑩放射性廃棄物の保管	⑩放射性廃棄物の容器の容量	⑩原子力事業者		⑩5,100円/m ³	
13	青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①36,500円/kg	H3.9.28施行 (R6.8.31) 24,004
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②38,250円/千kW(3か月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の8.5	
			④使用済燃料の貯蔵(中間貯蔵施設)	④使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④使用済燃料貯蔵事業者		④620円/kg	
			⑤使用済燃料の受入れ	⑤受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤19,400円/kg	
			⑥使用済燃料の貯蔵(再処理施設)	⑥使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑥再処理事業者		⑥1,300円/kg (当分の間8,300円/kg)	
			⑦廃棄物の埋設	⑦廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	⑦廃棄物埋設事業者		⑦96,500円/m ³	
			⑧廃棄物の管理	⑧ガラス固化体の容器の数量	⑧廃棄物管理事業者		⑧2,971,300円/本	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
14	宮城県	再生可能エネルギー地域共生促進税	再生可能エネルギー発電設備(太陽光、風力、バイオマスに限る。)ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される(地域との共生が図られている)場合等は除く。	総発電出力(再生可能エネルギー発電設備の再生可能エネルギー源ごとの定格出力の合計値)	再生可能エネルギー発電設備の所有者	普通徴収	① 太陽光発電設備：620円/kW ② 風力発電設備：2,470円/kW ③ バイオマス発電設備：1,050円/kW ただし、①、②については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備であつて、かつ、当該設備に係る同法第3条第2項に規定する調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額が一定の価格以上の場合は、当該額に応じて別に定める税率。	R6.4.1施行 0
15	青森県	再生可能エネルギー共生税	再生可能エネルギー発電施設(青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例第2条第1号に規定する再生可能エネルギー発電施設(その附属施設を除く。)であつてその事業の用に供しているものをいう。)※太陽光2,000kW以上、風力500kW以上の発電施設。	総発電出力(再生可能エネルギー発電施設の再生可能エネルギー源ごとの出力の合計)	再生可能エネルギー発電施設の所有者	普通徴収	(保護地域・保全地域) ① 太陽光発電施設：410円/kW ② 風力発電施設：1,990円/kW (調整地域) ① 太陽光発電施設：110円/kW ② 風力発電施設：300円/kW	R7.10.7施行

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 青森県再生可能エネルギー共生税は、令和7年10月7日に施行されたものであり、令和6年度の徴収実績はない。

(2) 市町村法定外普通税

令和8年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
1	静岡県熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51. 4. 1施行 (R3. 3. 31) 528
2	福岡県太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く)…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15. 5. 23施行 (R6. 5. 23) 75
3	鹿児島県薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を越える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	290,000円/体	H15. 11. 1施行 (R6. 1. 5) 602
4	愛媛県伊予町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	発電用原子炉の設置者	申告納付	550円/kg	H30. 4. 1施行 (R5. 4. 1) 409
5	新潟県柏崎市	使用済核燃料税	①発電用原子炉施設における使用済核燃料の保管	賦課期日において保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	①620円/kg	R2. 10. 1施行 747
			②発電用原子炉施設における搬出が可能になった年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料(ただし、保管開始から15年を経過しないものを除く。)				②使用済核燃料が使用済核燃料貯蔵施設等へ搬出されるまでの間、重量1kgにつき次の額を加算 1年目: 50円 2年目: 100円 3年目: 150円 4年目: 200円 5年目: 250円 (5年が上限)	
6	東京都豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(専用面積30㎡未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16. 6. 1施行 282
7	大阪府泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で通行して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で通行する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25. 3. 30施行 (R4. 8. 1) 426
8	広島県廿日市市	宮島訪問税	船舶により宮島町の区域に訪問(※)をする行為	船舶により宮島町の区域への訪問をする回数	訪問者(※) (※)訪問者とは、旅客船舶により訪問をする旅客その他の者(旅客船舶の乗員を除く。)又は旅客船舶以外の船舶により訪問をする者であって、宮島町の区域の住民その他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のものをいう。 (1)宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者 (2)宮島町の区域内にある学校、保育所等に通う児童、幼児等	特別徴収、申告納付	1人1回につき100円 1年分を一時に納付する場合は、1人1年につき500円	R5. 9. 1施行 394
9	青森県むつ市	使用済燃料税	使用済燃料の貯蔵(中間貯蔵施設)	使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	使用済燃料貯蔵事業者	申告納付	620円/kg	R6. 9. 24施行 2
10	京都市	非居住住宅利活用促進税	市街化区域内に所在する非居住住宅(住宅のうち、その所在地に住所を有する者がいないもの)	・家屋価値割: 非居住住宅に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 ・立地床面積割: 非居住住宅の敷地の用に供されている土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を当該土地の地積で除して得た額に当該非居住住宅の各階の床面積の合計面積を乗じて得た額	非居住住宅の所有者	普通徴収	・家屋価値割: 0.7% ・立地床面積割: 家屋価値割の課税標準が700万円未満である場合0.15% 700万円以上900万円未満である場合0.3% 900万円以上である場合0.6%	R12. 4. 1施行 (予定) 〔平年度見込額〕 954

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 京都市非居住住宅利活用促進税は、令和6年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の平年度税収見込額を記載している。

(3) 道府県法定外目的税

令和8年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/ト ※年間搬入量 1000ト未満は免税	H14.4.1施行 723
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/ト	H15.4.1施行 543
3	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/ト	H15.4.1施行 (R5.4.1) 591
4	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/ト	H15.4.1施行 (R5.4.1) 4
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/ト	H16.1.1施行 92
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/ト	H16.1.1施行 73
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/ト (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/ト)	H16.1.1施行 236
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/ト ※年間搬入量 500ト以下は免税	H16.1.1施行 51

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 145
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 160
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 118
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 100
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R7.4.1) 414
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R7.4.1) 387
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 197
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 150
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 138

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 351
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 177
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 340
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 107
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 490
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 336
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行 62
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 751
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 154

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付	1,000円/ト (自社処分の場合は500円/ト、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/ト)	H19.4.1施行 210
28	東京都	宿泊税	旅館・ホテルへの宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	旅館・ホテルへの宿泊数	旅館・ホテルの宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円以上15千円未満…100円 15千円以上…200円	H14.10.1施行 6,369
29	大阪府	宿泊税	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る施設	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用	大阪府内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る施設	大阪府内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る施設	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 5千円以上15千円未満…200円 15千円以上20千円未満…400円 20千円以上…500円	H29.1.1施行 (R7.9.1) 3,322
30	福岡県	宿泊税	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	福岡県内の宿泊施設における宿泊数	福岡県内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき200円 ただし、宿泊に対して税を課す市町村がある場合、当該市町村内に所在する宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円とする。 上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円とする。	R2.4.1施行 1,874
31	宮城県	宿泊税	宮城県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る施設	宮城県の観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用	宮城県内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る施設	宮城県内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る施設	特別徴収	【全県】 1人1泊につき300円 【仙台市内】 1人1泊につき100円	R8.1.13施行 平年度見込額 1,219
32	広島県	宿泊税	広島県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館、ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	地域資源の魅力向上や受入環境の充実など、旅行者の満足度や利便性を高めることなどにより、観光の振興を図る施策に要する費用	広島県内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館、ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	広島県内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館、ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定) (平年度見込額) 2,300

15 法定外税の実施状況

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
33	北海道	宿泊税	北海道内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化並びに災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化その他の地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用	北海道内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	北海道内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 2万円未満 …100円 2万円以上5万円未満 …200円 5万円以上 …500円	R8.4.1施行 (予定) (平年度見込額) 4,480
34	長野県	宿泊税	長野県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	長野県が世界水準の山岳高原観光地として発展することを旨とし、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光振興を図る施策に要する費用	長野県内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	長野県内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき300円 (制度開始後3年間は200円) ただし、松本市、軽井沢町、阿智村及び白馬村の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に係る税率は、1人1泊につき県宿泊税額に1/2を乗じて得た額とする。	R8.6.1施行 (予定) (平年度見込額) 3,290
35	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合バス以外 …3,000円/回 ・一般乗合バス …2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回	H15.4.1施行 6

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 宮城県宿泊税、広島県宿泊税、北海道宿泊税、長野県宿泊税は、令和6年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の平年度税収見込額を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

令和8年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
1	山梨県 富士河口 湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺 地域における環境の 保全、環境の美化及 び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行 9
2	福岡県 北九州市	環境未来 税	最終処分場において 行われる産業廃棄物の 埋立処分	廃棄物の適正な処理 の推進、廃棄物の再生 利用の促進に資する 事業の支援その他 環境に関する施策に 要する費用	最終処分場において埋立処 分される産業廃棄物の重量	最終処分場において 埋立処分される産業 廃棄物の最終処分業 者及び自家処分事業 者	申告納付	1,000円/トン	H15.10.1施行 1,261
3	佐賀県 玄海町	使用済核 燃料税	使用済核燃料の貯蔵	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	使用済核燃料に係る原子核 分裂をさせる前の核燃料物 質の重量 (使用済核燃料とした日か ら5年を経過したものに 限る。ただし、発電用原子炉 を廃止したものはこの限り ではない。)	発電用原子炉の設置 者	申告納付	550円/kg	H29.4.1施行 (R4.4.1) 483
4	沖縄県 伊是名村	環境協力 税	旅客船、飛行機等に より伊是名村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、飛行機等により伊 是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等に より伊是名村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、高校生以下は 課税免除)	H17.4.25施行 4
5	沖縄県 伊平屋村	環境協力 税	旅客船等により伊平 屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等により伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等により伊平 屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、高校生以下は 課税免除)	H20.7.1施行 3
6	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力 税	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等又はヘリコプター により渡嘉敷村へ入域する 回数	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、中学生以下は 課税免除)	H23.4.1施行 14
7	沖縄県 座間味村	美ら島税	旅客船、航空機等に より座間味村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、航空機等により座 間味村へ入域する回数	旅客船、航空機等に より座間味村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、中学生以下は 課税免除)	H30.4.1施行 11
8	大阪府 箕面市	開発事業 等緑化負 担税	事業として行う開発 行為等	良好な自然環境や住 環境をはじめとする 都市環境の維持、保 全及び向上に要する もの	開発行為等の行われる土地 の面積に0.9を乗じて得た 値に、当該土地に係る建築 基準法の規定による建築物 の容積率の最高限度の数値 を乗じて得た面積	開発行為等を行う事 業者	申告納付	250円/㎡	H28.7.1施行 68

15 法定外税の実施状況

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
9	京都府 京都市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上50千円未満 …500円 50千円以上 …1,000円 ※R8.3.1から 6千円未満 …200円 6千円以上20千円未満 …400円 20千円以上50千円未満 …1,000円 50千円以上100千円未満 …4,000円 100千円以上 …10,000円	H30.10.1施行 6,165
10	石川県 金沢市	宿泊税	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊数 ・旅館業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊数	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 5千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	H31.4.1施行 981
11	北海道 倶知安町	宿泊税	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	宿泊料金の2% ※R8.4.1から 宿泊料金の3%	R1.11.1施行 568
12	福岡県 福岡市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満 …150円 2万円以上 …450円	R2.4.1施行 3,204
13	福岡県 北九州市	宿泊税	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業（特区民泊）を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	北九州市内の宿泊施設における宿泊数	北九州市内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき150円	R2.4.1施行 407

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
14	長崎県 長崎市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が 10千円未満 …100円 10千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	R5.4.1施行 362
15	北海道 二セコ町	宿泊税	二セコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	二セコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	二セコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	二セコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が …200円 20千円以上50千円未満 …500円 50千円以上100千円未満 …1,000円 100千円以上 …2,000円 ※当分の間、宿泊料金が 5,001円未満 …100円	R6.11.1施行 129
16	愛知県 常滑市	宿泊税	常滑市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用	常滑市内に所在する次の宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	常滑市内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R7.1.6施行 32
17	静岡県 熱海市	宿泊税	熱海市内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用	熱海市内の宿泊施設における宿泊数	熱海市内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき200円	R7.4.1施行 (平年度見込額) 600
18	北海道 赤井川村	宿泊税	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てる	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 8千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	R7.11.1施行 (平年度見込額) 42

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
19	岐阜県 高山市	宿泊税	高山市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを進展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市飛騨高山」の実現に資する費用	高山市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	高山市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 1万円未満 …100円 1万円以上3万円未満 …200円 3万円以上 …300円	R7.10.1施行 (平年度見込額 400)
20	岐阜県 下呂市	宿泊税	下呂市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	・駅舎、景観整備など観光客の受入環境の整備充実 ・観光資源の魅力の増進、情報発信 ・その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策	下呂市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	下呂市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 5千円未満 …100円 5千円以上 …200円	R7.10.1施行 (平年度見込額 200)
21	島根県 松江市	宿泊税	松江市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたって持続可能な観光地として発展していくための施策に要する費用	松江市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	松江市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R7.12.1施行 (平年度見込額 330)
22	青森県 弘前市	宿泊税	弘前市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	弘前市の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費	弘前市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	弘前市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R7.12.1施行 (平年度見込額 120)
23	宮城県 仙台市	宿泊税	仙台市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る住宅	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の交流人口の拡大を図る施策に要する費用	仙台市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る住宅	仙台市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.1.13施行 (平年度見込額 1,020)
24	北海道 札幌市	宿泊税	札幌市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	札幌市が、国内外の旅行者に選ばれた持続可能な観光都市として発展することを目的として、都市の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	札幌市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	札幌市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 5万円未満 …200円 5万円以上 …500円	R8.4.1施行 (予定) (平年度見込額 2,730)

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
25	北海道 函館市	宿泊税	函館市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	観光資源の魅力の向上および発信、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用	函館市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	函館市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 2万円未満 …100円 2万円以上5万円未満 …200円 5万円以上10万円未満 …500円 10万円以上 …2,000円	R8.4.1施行 (予定) (平年度見込額 390)
26	北海道 小樽市	宿泊税	小樽市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	歴史遺産や個性ある景観の保全、観光インフラの整備、受入環境の整備、マーケティング等に基づく観光戦略策定とそれに基づく取組、観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための基金への積立など、小樽観光の振興を図る施策に要する費用	小樽市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	小樽市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定) (平年度見込額 220)
27	北海道 旭川市	宿泊税	旭川市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	旭川観光基本方針に基づいて本市が抱える課題「通過型観光から滞在型観光への転換」「閑散期と繁忙期の入込客数の格差解消」などを解決し、本市への宿泊者を増加させる取組や、宿泊者へ還元することを目的とした施策に要する費用	旭川市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	旭川市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定) (平年度見込額 380)
28	北海道 釧路市	宿泊税	釧路市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入れ環境の充実その他持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	釧路市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	釧路市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定) (平年度見込額 300)
29	北海道 帯広市	宿泊税	帯広市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	地域資源の魅力向上、受入環境の充実及び持続可能な観光振興その他の地域社会及び帯広市経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用	帯広市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	帯広市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定) (平年度見込額 219)
30	北海道 北見市	宿泊税	北見市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	地域資源の魅力向上、受入環境の充実及び持続可能な観光振興その他の地域社会及び北見市経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用	北見市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	北見市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定) (平年度見込額 140)

15 法定外税の実施状況

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
31	北海道 網走市	宿泊税	網走市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観光地づくり及び受入環境の充実その他の地域社会及び網走市経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用	網走市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	網走市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定) (平年度見込額 70)
32	北海道 富良野市	宿泊税	富良野市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	観光資源の魅力向上、受入環境の充実及び継続的な観光振興と情報発信、その他持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	富良野市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	富良野市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 2万円未満 …200円 2万円以上5万円未満 …300円 5万円以上 …500円	R8.4.1施行 (予定) (平年度見込額 150)
33	北海道 留寿都村	宿泊税	留寿都村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	留寿都村の観光振興を図る施策に要する費用	留寿都村内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	留寿都村内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 2万円未満 …100円 2万円以上5万円未満 …200円 5万円以上 …500円	R8.4.1施行 (予定) (平年度見込額 68)
34	北海道 占冠村	宿泊税	占冠村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	緑豊かな占冠村の魅力高め、北海道内でも誇れるリゾートを持つ自治体として、持続的に観光振興に取組む費用	占冠村内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	占冠村内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 2万円未満 …100円 2万円以上5万円未満 …200円 5万円以上 …500円	R8.4.1施行 (予定) (平年度見込額 70)
35	北海道 音更町	宿泊税	音更町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	滞在型及び通年型観光の推進、受入環境の充実、持続可能な観光振興の推進を図る施策に要する費用	音更町内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	音更町内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定) (平年度見込額 86)
36	北海道 新得町	宿泊税	新得町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	観光資源の魅力向上、情報発信の強化及び宿泊者をはじめとする来訪者の受入環境の充実など継続的な観光の振興を図る施策に要する費用	新得町内に所在する次の宿泊施設における宿泊者数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	新得町内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 5千円未満 …50円 5千円以上2万円未満 …100円 2万円以上5万円未満 …200円 5万円以上 …500円	R8.4.1施行 (予定) (平年度見込額 14)

No	団体名	税目	課税客体	収収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
37	神奈川県 湯河原町	宿泊税	湯河原町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実により、豊かで活力ある地域づくり、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用	湯河原町内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	湯河原町内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 5万円未満 …300円 5万円以上 …500円	R8.4.1施行 (予定) 〔平年度見込額〕 190
38	岐阜県 岐阜市	宿泊税	岐阜市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	①観光客に選ばれるまち—誘客促進・プロモーション事業— ②何度でも訪れたいなるまち—おもてなし向上事業— ③観光資源の創出—魅力向上事業— ④観光インフラ整備等	岐阜市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	岐阜市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定) 〔平年度見込額〕 140
39	三重県 鳥羽市	宿泊税	鳥羽市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	・宿泊促進(宿泊者の満足度向上)に関する事業 ・受け入れ体制の強化、観光インフラ整備に関する事業 ・伊勢志摩国立公園ならではの景観や地域資源等の保全・活用に関する事業 ・観光関連団体の組織強化に関する事業	鳥羽市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	鳥羽市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.4.1施行 (予定) 〔平年度見込額〕 329
40	長野県 軽井沢町	宿泊税	軽井沢町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	「国際親善文化観光都市」および「保健休養地」として、自然や文化等、観光資源の魅力を高めるとともに、来訪者の受け入れ環境の整備等、観光の振興を図るための費用	軽井沢町内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	軽井沢町内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 6千円以上1万円未満 …150円(制度開始3年間は100円) 1万円以上10万円未満 …200円(制度開始3年間は150円) 10万円以上 …650円(制度開始3年間は600円)	R8.6.1施行 (予定) 〔平年度見込額〕 320
41	長野県 阿智村	宿泊税	阿智村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	阿智村が観光による持続可能な地域づくりを目指し、観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の整備、屋神温泉リゾート新時代構想の実現をはじめとする観光振興を図る施策に要する費用	阿智村内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	阿智村内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.6.1施行 (予定) 〔平年度見込額〕 60
42	長野県 白馬村	宿泊税	白馬村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活と文化を守り、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	白馬村内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	白馬村内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 6千円以上2万円未満 …150円(制度開始3年間は100円) 2万円以上5万円未満 …350円(制度開始3年間は300円) 5万円以上10万円未満 …850円(制度開始3年間は800円) 10万円以上 …1,850円(制度開始3年間は1,800円)	R8.6.1施行 (予定) 〔平年度見込額〕 250

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 6年度決算額 (百万円)
43	熊本県 熊本市	宿泊税	熊本市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	熊本市の観光都市としての魅力向上、訪れる人に優しい滞在環境の構築及び戦略的な誘客促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用	熊本市内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	熊本市内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき200円	R8.7.1施行 (予定) (平年度見込額 700)
44	栃木県 那須町	宿泊税	那須町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	那須町の観光資源を磨き上げ、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用	那須町内に所在する次の宿泊施設における宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	那須町内に所在する次の宿泊施設における宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が 1万円未満 …100円 1万円以上2万円未満 …300円 2万円以上3万円未満 …500円 3万円以上5万円未満 …800円 5万円以上10万円未満 …1,500円 10万円以上 …3,000円	R8.10.1施行 (予定) (平年度見込額 300)

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 静岡県熱海市、北海道赤井川村、岐阜県高山市、岐阜県下呂市、島根県松江市、青森県弘前市、宮城県仙台市、北海道札幌市、北海道函館市、北海道小樽市、北海道旭川市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道北見市、北海道網走市、北海道富良野市、北海道留寿都村、北海道占冠村、北海道音更町、北海道新得町、神奈川県湯河原町、岐阜県岐阜市、三重県鳥羽市、長野県軽井沢町、長野県阿智村、長野県白馬村、熊本県熊本市、栃木県那須町は、令和6年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の平年度税収見込額を記載している。

16 政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（令和6年度）

（単位 百万円、％）

区分 団体名	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	1,239,449	356,657	28.8	153,237	12.4	381,845	30.8	95,419	7.7	252,291	20.4
仙台	624,903	233,179	37.3	38,071	6.1	161,857	25.9	54,178	8.7	137,618	22.0
さいたま	726,012	291,479	40.1	18,392	2.5	186,278	25.7	80,185	11.0	149,679	20.6
千葉	535,358	211,937	39.6	30,029	5.6	143,467	26.8	47,047	8.8	102,879	19.2
横浜	2,055,885	893,708	43.5	48,814	2.4	539,946	26.3	109,571	5.3	463,846	22.6
川崎	821,547	390,944	47.6	381	0.0	214,447	26.1	58,284	7.1	157,492	19.2
相模原	362,647	137,316	37.9	29,606	8.2	104,629	28.9	18,603	5.1	72,492	20.0
新潟	465,822	134,000	28.8	85,461	18.3	119,668	25.7	39,135	8.4	87,558	18.8
静岡	386,462	141,926	36.7	34,796	9.0	97,849	25.3	31,320	8.1	80,572	20.8
浜松	416,549	151,901	36.5	42,820	10.3	106,168	25.5	26,676	6.4	88,985	21.4
名古屋	1,488,889	635,823	42.7	8,601	0.6	361,820	24.3	146,042	9.8	336,603	22.6
京都	980,216	324,262	33.1	73,789	7.5	235,389	24.0	42,581	4.3	304,195	31.0
大阪	2,089,132	830,468	39.8	46,534	2.2	674,093	32.3	130,232	6.2	407,805	19.5
堺	480,020	156,531	32.6	56,600	11.8	158,278	33.0	28,854	6.0	79,757	16.6
神戸	1,005,170	324,373	32.3	99,916	9.9	267,057	26.6	80,253	8.0	233,572	23.2
岡山	407,872	134,225	32.9	51,482	12.6	107,599	26.4	36,419	8.9	78,147	19.2
広島	724,427	249,905	34.5	77,666	10.7	204,301	28.2	54,245	7.5	138,309	19.1
北九州	626,052	180,178	28.8	83,237	13.3	172,582	27.6	55,748	8.9	134,308	21.5
福岡	1,131,768	383,742	33.9	56,351	5.0	271,667	24.0	58,579	5.2	361,428	31.9
熊本	431,338	127,753	29.6	65,326	15.1	128,778	29.9	32,357	7.5	77,125	17.9
計	16,999,518	6,290,307	37.0	1,101,109	6.5	4,637,716	27.3	1,225,727	7.2	3,744,659	22.0

- （注） 1 普通会計における決算額である。
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

16 政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合に

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創設) 均等割 年額 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税 標準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年度 から適用すること とされたが、同年 度において再び法 改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税環境性能割、鉱区税、軽自動車税環境性能割、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税にあっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場合 1人目 11万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創 設(昭和42年1月 1日以後に支払を 受けるべき退職手 当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 46、47年度 1.3% (ロ) 48、49年度 1.6% (ハ) 50、51年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合 の課税短期譲渡所得金額に 対する税額の110%相当額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者がいない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 1人 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 1人目 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 1人目 19万円	
税率			所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域 農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50、51年度 1.6% (2) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事 業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多 い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算し た場合の課税事業 所得等の金額に対 する税額の110% 相当額	均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和50年度欄における所得割の税率は昭和49年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 1人目 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 1人目 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額 の4分の3を総合課税した場合の 当該2,000万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額 から2,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地 等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 の2分の1を総合課税した場合の当 該4,000万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額 から4,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 以外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 のうち、4,000万円を超え8,000万 円以下の額の2分の1の額と8,000 万円を超える金額の4分の3の額と の合計額を総合課税した場合の当該 4,000万円を超える部分に係る上積 み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

- 2 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
- 3 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。
- 4 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を 総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相 当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除し た金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分 の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額 の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する 金額との合計額	

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調 整される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61～63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額 の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以 下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金 額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超え る部分に係る上積み税額との合計額 ④ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万 円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長 期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優 良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税し た場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61～63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (昭和63～平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税 事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

- 3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。
4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。
5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものの、又は昭

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の 税率適用）

和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄については、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%) (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄については、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額(20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。)を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除 した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 3%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2% に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税 額の 110%相当額</p>

- 5 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その 15%相当額 (15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。
- 6 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度 (平成 6 年 12 月) 改正によるものである。
- 7 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち (イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（平成11年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用（～平成13年度） (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。
 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税 率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成15年1月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例(平成15～17年) 1%</p> <p>※ (イ)について、税率1%の特例を創設(～平成20年度) (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成21年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成21年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成16年度欄において、所得割(1)(※を除く。)については平成13年度(平成13年11月)改正、それ以外については平成15年度改正によるものである。
- 2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正によるものである。
- 3 平成11年度分以降継続して実施している定率減税を2分の1に縮減し、平成18年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その7.5%相当額(7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正による。)。平成19年度分以降については定率減税を廃止する(平成18年度改正による。)

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成20年度） 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>④又は⑤のいずれか多い金額</p> <p>④ 4.8%</p> <p>⑤ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 （ただし、平成21年度まで特例不適用）</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>（平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%）</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5%</p> <p>（平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%）</p> <p>※ 3%軽減税率は、平成22年12月31日まで延長。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>（平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%）</p>

4 平成19年度欄において、所得割については平成18年度改正、それ以外については平成19年度改正によるものである。

5 平成20年度欄において、配当割（※を除く。）については平成19年度改正、それ以外については平成20年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成21年度) 1.2%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成26年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を 控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成26年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成22年度～平成24年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率(平成22年度～平成24年度) 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した 特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)</p>	<p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12 月31日までの間に支払を受けるべ き上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉 徴収を選択した特定口座) 内の株式等 の譲渡による所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12 月31日までの間に支払を受ける源泉 徴収口座内の上場株式等の譲渡所得 等に係る税率 3%)</p>

- (注) 1 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。
 2 平成22年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成20年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成21年度改正によるものである。
 3 平成23年度欄については、平成23年度改正 (平成23年6月) によるものである。

24	25	26
同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
<p>扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止</p> <p>特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止</p> <p>同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>所得割</p> <p>退職所得に係る 10% 税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率 (平成 26 年度～令和 5 年度) 年額 1,500 円 〔 本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額 〕</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2% に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)</p>

4 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。

5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

6 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるもの、所得割については、平成 26 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	27	29
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～令和2年3月31日までの譲渡)</p>

- (注) 1 平成27年度欄において、所得割については、平成23年度改正によるもの、配当割については、平成25年度改正によるものである。
2 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

30	令和元年度
	<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて3段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕</p>
<p>所得割(指定都市の存する区域の場合)</p> <p>(1) 一律 2%</p> <p>(ただし、分離課税に係る退職所得については4%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 1%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000 万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000 万円を超える場合 16 万円と課税長期譲渡所得金額から2,000 万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000 万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から6,000 万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 1.8%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 1%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 1%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 2.4%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ただし、令和2年3月31日までの譲渡については特例不適用)</p>	

3 平成30年度欄については、平成29年度改正によるものである。

4 令和元年度欄については、平成29年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	2	3
基礎控除		43万円 基礎控除の額について、合計所得金額に応じて3段階で通減、2,500万円超の場合には消失 〔基礎控除の額 43、29、15万円〕
配偶者控除		同一生計配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。
扶養控除		扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和5年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (指定都市の存する区域の場合、0.8%)</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、16万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額）</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和5年3月31日までの譲渡）</p>	

- (注) 1 令和2年度欄については、令和2年度改正によるものである。
2 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

5	8 (一部改正案による)
	<p>同一生計配偶者の前年の合計所得金額要件を 58 万円以下に引き上げる。</p>
	<p>扶養親族の前年の合計所得金額要件を 58 万円以下に引き上げる。</p> <p>(新設) 特定親族特別控除 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等 (その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。) で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、親族等の前年の合計所得金額に応じて納税義務者の前年の総所得金額等から控除額を控除する。</p> <p>特定親族特別控除の額について、親族等の前年の合計所得金額に応じて 7 段階で逡減、123 万円超の場合には消失する。</p> <p style="text-align: center;">〔 控除額 45、41、31、21、11、6、3 万円 〕</p>
<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～令和 8 年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (指定都市の存する区域の場合、0.8%)</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (指定都市の存する区域の場合、16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額)</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～令和 8 年 3 月 31 日までの譲渡)</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～令和 11 年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (指定都市の存する区域の場合、0.8%)</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (指定都市の存する区域の場合、16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額)</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～令和 11 年 3 月 31 日までの譲渡)</p>

- 3 令和 5 年度欄については、令和 5 年度改正によるものである。
- 4 令和 6 年度改正により、令和 6 年度分に限り、合計所得金額が 1,805 万円以下の納税義務者について、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額 (本人 10,000 円、控除対象配偶者又は扶養親族 (国外居住者を除く。)) 1 人につき 10,000 円の合計額。ただし、令和 6 年度分の所得割額を限度とする。) を控除する。
- 5 令和 8 年度欄において、配偶者控除、扶養控除については、令和 7 年度改正によるもの、所得割については、令和 8 年度改正案によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	9 (改正案による)
基礎控除	
配偶者控除	同一生計配偶者の前年の合計所得金額要件を62万円以下に引き上げる。
扶養控除	扶養親族の前年の合計所得金額要件を62万円以下に引き上げる。
税率	

(注) 1 令和9年度欄については、令和8年度改正案によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均 等 割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する 事業年度から適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超える法人 年 1,000 円 (2) 上記法人以外の法人等 年 600 円

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額 資本の金額又は出資金額と資本積立金額と の合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000 円

45	49	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 2,000円

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	均等割 資本等の金額 資本の金額又は 出資金額と資本 積立金額又は連 結個別資本積立 金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等	均等割 資本金等の額 法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等

17 地方税の税率等の推移

均等割

資本金等の額

法人税法に規定する資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額（連結個別資本金等の額を削除）

法人税割

課税標準を法人税額とする（個別帰属法人税額を削除）

※上記は国税における連結納税制度の見直しに伴う改正

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円		
税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務のうち助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 第 3 種業務のうち助産婦業等 4%			第 1 種事業課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%	
事業専従者控除等				特別所得税が事業税の第 3 種事業とされた。				事業専従者控除 (青色) 年 80,000 円

年度 項目	昭和 46 年度	47	48	49	50	51	52	60
事業主控除等	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円	事業主控除 年 2,400,000 円
税率					制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.1 倍)			
事業専従者控除等		事業専従者控除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、本則は 年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、本則は 年 300,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 400,000 円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000 円

34	37	39	40	41	42	43	44	45
基礎控除 年 200,000 円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000 円	事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%							
	事業専従者控除 (白色) 年 50,000 円 (青色の 年 80,000 円 についても 法律に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000 円 (白色) 年 60,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000 円 (白色) 年 80,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円	

63	平成2年度	5	8	11
		事業主控除 年 2,700,000 円		事業主控除 年 2,900,000 円
事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000 円 その他の 事業専従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000 円 その他の 事業専従者 年 470,000 円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000 円 その他の 事業専従者 年 500,000 円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3 以上の道府 県に事務所等 を有する法人 で資本又は出 資の金額 500 万円以上の法 人の所得及び 清算所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は出 資の金額 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は 出資の金額 500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 又は出資の金額 500 万円以上の 法人の所得 8%	普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額 1,000 万円以上の 法人の所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県に事務 所等を有する法人で 資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人 の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円以下 9%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 150 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超 700 万円以下 9%</p> <p>年 700 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間に終了する法人については次による。</p> <p>普通法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超 600 万円以下 9%</p> <p>年 600 万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が設けられた。</p> <p>標準税率の 1.1 倍</p>	<p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 8.4%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 11%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な減税として法附則 40⑩に定められているものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16	20
税率	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本又は出資の金額1億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 3.8%</p> <p>年400万円超800万円以下 5.5%</p> <p>年800万円超及び清算所得 7.2%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 7.2%</p> <p>特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年10億円超 7.9%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額1,000万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年10億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収入割 1.3%</p> <p>※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則40⑩に定められているものであり、本則(法72の24の7)の税率とは異なる。制限税率が引き上げられた。[標準税率の1.2倍]</p>	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額1億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 1.5%</p> <p>年400万円超800万円以下 (3.8%)</p> <p>年800万円超及び清算所得 2.2%</p> <p>年800万円超及び清算所得 (5.5%)</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 (7.2%)</p> <p>特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年10億円超 7.9%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 5.3%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年10億円超 4.3%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年10億円超 4.3%</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収入割 0.7%</p> <p>(1.3%)</p>
	その他	<p>※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p> <p>下段()内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>

(注) 1 平成16年度欄については、平成15年3月改正によるものである。
 2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成18年度改正により平成19年4月1日から本則の税率となったものである。

22		26	
<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 1.5% (3.8%)</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 2.2% (5.5%)</p> <p>年 800 万円超 2.9% (7.2%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9% (7.2%)</p>	<p>所得課税法人 (特別法人を除く。) のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 2.7% (5%)</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 4.0% (7.3%)</p> <p>年 800 万円超 5.3% (9.6%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 5.3% (9.6%)</p> <p>特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 2.7% (5%)</p> <p>年 400 万円超 3.6% (6.6%)</p> <p>[一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)]</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% (6.6%)</p> <p>[一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)]</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収入割 0.7% (1.3%)</p>	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 2.2% (3.8%)</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 3.2% (5.5%)</p> <p>年 800 万円超 4.3% (7.2%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 4.3% (7.2%)</p>	<p>所得課税法人 (特別法人を除く。) のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 3.4% (5%)</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 5.1% (7.3%)</p> <p>年 800 万円超 6.7% (9.6%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 6.7% (9.6%)</p> <p>特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 3.4% (5%)</p> <p>年 400 万円超 4.6% (6.6%)</p> <p>[一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)]</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.6% (6.6%)</p> <p>[一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)]</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収入割 0.9% (1.3%)</p>
<p>※平成 22 年 10 月 1 日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。) 又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用 下段 () 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>		<p>※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段 () 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	27	28	令和元年度	
税 率	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
	付加価値割 0.72%	付加価値割 1.2%	付加価値割 1.2%	所得割
	資 本 割 0.3%	資 本 割 0.5%	資 本 割 0.5%	年 400 万円以下 3.5%
	所 得 割	所 得 割	所 得 割	年 400 万円超 800 万円以下 5.3%
	年 400 万円以下 1.6% (3.1%)	年 400 万円以下 0.3% (1.9%)	年 400 万円以下 0.4%	年 800 万円超 7%
	年 400 万円超 800 万円以下 2.3% (4.6%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.5% (2.7%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.7%	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得
	年 800 万円超 3.1% (6%)	年 800 万円超 0.7% (3.6%)	年 800 万円超 1%	7%
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	特別法人
	3.1% (6%)	0.7% (3.6%)	1%	所 得 割
				年 400 万円以下 3.5%
			年 400 万円超 4.9%	
			一定の協同組合等については年10億円超 5.7%	
			3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得	
			4.9%	
			一定の協同組合等については年10億円超 5.7%	
			収入金額課税法人	
			収 入 割 1%	
そ の 他	※平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	

2	4	
<p>電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）</p> <p>(1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の法人</p> <p>収入割 0.75%</p> <p>付加価値割 0.37%</p> <p>資本割 0.15%</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>収入割 0.75%</p> <p>所得割 1.85%</p>	<p>資本金の額又は出資金の額1億円超の法人（付加価値割、資本割及び所得割により課税される法人）</p> <p>付加価値割 1.2%</p> <p>資本割 0.5%</p> <p>所得割 1% (所得割の軽減税率の廃止)</p>	<p>ガス供給業（特定ガス供給業）を行う法人</p> <p>収入割 0.48%</p> <p>付加価値割 0.77%</p> <p>資本割 0.32%</p> <p>ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業（特定ガス供給業を除く。））</p> <p>(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人</p> <p>付加価値割 1.2%</p> <p>資本割 0.5%</p> <p>所得割 1%</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 3.5%</p> <p>年400万円超800万円以下 5.3%</p> <p>年800万円超 7%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 7%</p> <p>(3) 特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 3.5%</p> <p>年400万円超 4.9%</p> <p>〔一定の協同組合等については年10億円超 5.7%〕</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 4.9%</p> <p>〔一定の協同組合等については年10億円超 5.7%〕</p> <p>※一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を行う法人は、引き続き収入割1%が課される。</p>
<p>※令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	<p>※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	7・8	
税 率	○地方税法第72条の2第1項第1号イ 第1号ロに掲げる法人以外の法人	○地方税法第72条の2第1項第2号 電気供給業(第3号に掲げる事業を除く。)、一般ガス導 管事業及び特定ガス導管事業、保険業並びに貿易保険業 を行う法人
	付加価値割 1.2%	
	資 本 割 0.5%	
	所 得 割 1%	収 入 割 1%
	○地方税法第72条の2第1項第1号ロ 資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人(※1・2)、公 益法人等及び投資法人等(特別法人を除く。)	○地方税法第72条の2第1項第3号 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸 供給事業)を行う法人
	※1 当分の間、当該事業年度の前事業年度に第1号イに該当していた 法人であつて、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10 億円を超えるものを除く。	(イ)(ロ)に掲げる法人以外の法人
	※2 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人又は相互会 社・外国相互会社の100%子法人等であつて、資本金と資本剰余 金の合計額が2億円を超えるものを除く。	収 入 割 0.75%
	所 得 割	付加価値割 0.37%
	年400万円以下 3.5%	資 本 割 0.15%
	年400万円超800万円以下 5.3%	(ロ)第1号ロに掲げる法人
年800万円超 7%	収 入 割 0.75%	
3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額 又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得	所 得 割 1.85%	
7%	○地方税法第72条の2第1項第4号 ガス供給業(特定ガス供給業)を行う法人	
特別法人	収 入 割 0.48%	
所 得 割	付加価値割 0.77%	
年400万円以下 3.5%	資 本 割 0.32%	
年400万円超 4.9%		
〔 一定の協同組合等については年10 億円超 5.7% 〕		
3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額 又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得		
4.9%		
〔 一定の協同組合等については年10 億円超 5.7% 〕		
そ の 他	※1 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用。 ※2 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用。	

(注) 3 令和7年度及び令和8年度欄については、令和6年度改正によるものである(改正内容は下線部)。

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45	47
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の 数		各月の延従業者の数を 期末現在の従業者 の数とした。	資本金が 1 億円以上 の法人の本社管理部 門の従業者数につい ては 1/2	
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等						
製造業			資本金 1 億円以上の 法人の本社管理部門 の従業者数について は 1/2			
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価 額 他の 1/2 を従業者の 数	軌道の延長キロメー トル数				
ガス供給業 倉庫業						
電気供給業		固定資産の価額			1/2 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/2 を固定資産 の価額	

年度 区分	57	平成元年度	17	29	令和 4 年度
銀行業 保険業 (証券業)		証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の 数		
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等			本社管理部門の従業 者数 1/2 措置を廃止		
製造業		資本金 1 億円以上の 法人の工場の従業者 数については 1.5 倍	本社管理部門の従業 者数 1/2 措置を廃止		
鉄道業 軌道業					
ガス供給業 倉庫業					
電気供給業	3/4 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/4 を固定資産 の価額 ※激変緩和のため経 過措置を講じた。			(小売電気事業) 1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 (一般送配電事業・送電事業・ 特定送配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の 電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (発電事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額 昭和 57 年度改正で設けられた経 過措置を廃止	(配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の 電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (特定卸供給事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額

17 地方税の税率等の推移

3. 地方消費税

年度 項目	平成9年度	26	27	29
税 率 等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 (清算基準) 指定統計(商業統計・サービス基本調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数1:1で按分 (交付金) 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付 (交付基準) 人口と従業者数を1:1で按分	(税率) 一定税率 消費税額の63分の17 (交付基準) 従来分の地方消費税収については、人口と従業者数を1:1で按分 引上げ分の地方消費税収については、人口のみで按分 (使途) 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数3:2で按分	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数7:3で按分

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
 2 平成26年度欄については、平成24年8月改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成28年11月改正によるものである。
 4 譲渡割については、当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収し、貨物割については、国が消費税と併せて賦課徴収する。

30	令和元年度	6
(清算基準) 基幹統計（商業統計・ 経済センサス活動調査） ウェイト 50%、残り 50% を人口で按分	(税率) 一定税率 消費税額の 78 分の 22 (令和元年 10 月～) ※消費税率換算 2.2% (軽減税率適用時 1.76%)	(清算基準) 基幹統計（経済センサ ス活動調査）ウェイト 50%、残り 50%を人口 で按分

4. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）（平成12年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30	32
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 (非課税制度が免税点制度 に改められた。)	芸者の花代及びカフェ ・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下

年度 項目	昭和48年度	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

36	37	41	44	46
名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止

5. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税率等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率 4% ただし、昭和56年7月1日 から昭和61年6月30日まで に行われた住宅の取得につ いては3%とされた。 昭和56年7月1日から昭和 61年6月30日までの間に行 われた一定の住宅用土地の取 得については税額から4分の 1に相当する額を減額するこ ととされた。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置につい て、平成元年6月 30日まで3年間延 長された。

年度 項目	平成12年度	13	15	18
税率等	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成12年1月1日か ら平成14年12月 31日までに行われ た場合においては 課税標準を価格の 2分の1とする特 例措置が講じられ た。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置について 平成16年6月30 日まで3年間延長 された。	税率 4% ただし、平成15年4月1日から平 成18年3月31日までに行われた不動 産の取得については課税標準を3%と する特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15年 1月1日から平成17年12月31日までに行 われた場合においては課税標準を価格の2 分の1とする特例措置が講じられた。	税率 4% ただし、住宅及び土地に係る税率の 特例措置については平成21年3月31 日まで3年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措 置については平成18年4月1日から 平成20年3月31日までの2年間に限 り、標準税率を3.5%とする経過措置 が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税 標準の特例措置について平成21年3月31 日まで延長する。

年度 項目	令和6年度	8(改正案による)
税率等	税率 4% ただし、住宅及び 土地に係る税率の特 例措置については令 和9年3月31日まで 3年間延長する。 宅地及び宅地比準土地の取 得に係る課税標準の特例措置 について令和9年3月31日ま で延長する。	(免税点) 土地 16万円 家屋(建築) 66万円 家屋(その他) 34万円

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年中及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24	27	30	令和3年度
<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和3年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和3年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和6年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和6年3月31日まで延長する。</p>

6. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税 率 等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 [ただし、昭和61年5月から 昭和62年3月までの間に行われ た売渡し等分については、 特例措置として、1,000本に つき160円を加算。]

年度 項目	平成15年度	18	22	25
税 率 等	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円	平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円

年度 項目	令和2年度	3
税 率 等	令和2年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき 1,000円	令和3年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき 1,070円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
 2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
 3 平成30年度欄（下欄）については、平成30年度改正によるものである。
 4 令和元年度欄については、平成30年度改正によるものである。
 5 令和2年度欄については、平成30年度改正によるものである。
 6 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

28	29	30	令和元年度
平成28年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円	平成29年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円	平成30年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	令和元年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 930円
		平成30年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正及び令和7年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から令和4年10月1日までに段階的に移行することとされた。

また、令和7年度改正において、価格要素を廃止し、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本に換算する仕組みに、令和8年4月及び同年10月の2段階で移行することとされた。

※軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年度改正）について

軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、令和2年度改正において、当該軽量の葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方法に、令和2年10月1日から令和3年10月1日までに段階的に移行することとされた。

7. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	32	36	37	41	46
税 率 等	(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%	(入場税) 税率が従前 の 2 分の 1 に引き下げ られた。	入場税が国税に移譲 され、第 3 種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、 ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の 運動競技の 施設利用 10% (2) 外形課税(月額) 税率 ばちんこ場 1 台 150 円 まあじゃん場 1 卓 500 円 たまつき場 1 台 1,000 円	ゴルフ場 に対し料金課 税に加えて 定額課税も 採用された。 1 人 1 日 200 円	(1) 料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の 定額課税の 税率 1 人 1 日 400 円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課 税の税率 1 人 1 日 600 円 (2) ゴルフ場 所在市町 村に対し て 6 分の 1 を交付	ゴルフ場 所在市町 村に対し て 3 分の 1 を交付

8. 自動車取得税（令和元年 10 月 1 日廃止）

年度 項目	昭和 43 年度	44	49	51	53
税 率 等	自動車取得税(目的税)が 創設され、法定外普通税 としての自動車取得税が 廃止された。 税率 3% 免税点 10 万円 (交付金) 市町村に対して 10 分の 7 を交付(指定市に対し ては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15 万円	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動 車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30 万円 (2 年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置 が 2 年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置 がさらに 2 年度間延長さ れた。

年度 項目	平成 5 年度	10	15	20	21
税 率 等	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 10 年度間延 長された。	自動車取得税が目的税 から普通税に改められ た。

47	48	52	58	平成元年度	15	令和2年度
ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付	18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者の利用並びに国民体育大会のゴルフ競技及び学校の教育活動としての利用について、非課税措置が設けられた。	国民体育大会のゴルフ競技の公式練習及び2020年東京オリンピック競技大会を含む国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）としての利用について、非課税措置が設けられた。

55	58	60	63	平成2年度
自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)

22	26	30	令和元年度
自動車取得税に係る平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準（3%。自家用の自動車（軽自動車以外のものは5%）を維持することとされた。	自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車（軽自動車を除く） 3% 営業用自動車・軽自動車 2%	自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限が1年6月延長された。	令和元年10月1日に自動車取得税を廃止。

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51	53
税 率 等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に相 当する額を道路 面積等にあん分 して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。

年度 項目	平成22年度	23
税 率 等	平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、 当分の間、平成21年度の税率水準（1キロリットル32,100円） を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止され る場合には、軽油引取税についても本則税率（1キロリットル 15,000円）を上回る部分の課税措置を停止することとされた。 また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の 税率水準に還元される場合には、軽油引取税についても元の税 率水準に還元することとされた。	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用 停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を 勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止するこ ととされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5年11月 30日まで延長され、平 成5年12月1日から平 成10年3月31日までの 間適用する暫定税率が1 キロリットル当たり 32,100円とされた。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 10年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

令和8年度 (改正案による)
<p>軽油引取税の税率の特例が廃止され、1キロリットル当たり15,000円とされた。</p> <p>軽油引取税の税率の特例の廃止に伴い、揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置（以下「トリガー条項」という。）が廃止された。</p> <p>トリガー条項の廃止に伴い、トリガー条項の停止措置が廃止された。</p>

10. 自動車税
①環境性能割

年度 項目	令和元年度		
税率等	自動車税環境性能割の導入 令和元年10月1日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税。 〔平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年10月1日に変更された。〕		
	令和元年10月1日以後取得分 〔乗用車〕		
	区分		税率
			自家用 営業用
	電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車、 クリーンディーゼル車（H30規制適合又はH21規制適合）		非課税 非課税
	ガソリン車、LPG車 （ハイブリッド車を含む）		2020年度燃費基準+20%達成 2020年度燃費基準+10%達成 2020年度燃費基準達成 2015年度燃費基準+10%達成
上記以外の車		100分の3	100分の1 100分の2
(注) ガソリン車及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。			
※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。			

年度 項目	令和5年度			
税率等	令和6年1月1日以後取得分 〔乗用車〕			
	区分		税率	
			自家用 営業用	
	電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車		非課税 非課税	
	ガソリン車、LPG車、ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）		2030年度燃費基準85%達成 2030年度燃費基準80%達成 2030年度燃費基準70%達成 2030年度燃費基準60%達成	100分の1 100分の2 100分の1 100分の2
	上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車		100分の3	100分の1 100分の2
(注) ガソリン車及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。 ディーゼル車に適用する排ガス要件は、H30規制適合又はH21規制適合のものに限る。				
※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。				

年度 項目	令和8年度（改正案による）		
税率等	令和8年4月1日に環境性能割を廃止。		

令和3年4月1日以後取得分

〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
ガソリン車、LPG車、ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	2030年度燃費基準85%達成		
	2030年度燃費基準75%達成		
	2030年度燃費基準65%達成	100分の2	100分の1
	2030年度燃費基準60%達成		
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車		100分の3	100分の2

(注) ガソリン車及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。
ディーゼル車に適用する排ガス要件は、H30規制適合又はH21規制適合のものに限る。

※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

令和7年4月1日以後取得分

〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
ガソリン車、LPG車、ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	2030年度燃費基準95%達成		
	2030年度燃費基準90%達成		
	2030年度燃費基準85%達成		
	2030年度燃費基準80%達成	100分の2	100分の1
	2030年度燃費基準75%達成		
	2030年度燃費基準70%達成		
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車		100分の3	100分の2

(注) ガソリン車及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。
ディーゼル車に適用する排ガス要件は、H30規制適合又はH21規制適合のものに限る。

※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

- (注) 1 令和元年度欄において、自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成28年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。
2 令和3年度欄については、令和3年度改正によるものである。
3 令和5年度欄・令和7年度欄については、令和5年度改正によるものである。
4 令和8年度欄については、令和8年度改正案によるものである。

②自動車税（令和8年4月1日～）（旧自動車税、自動車税種別割（令和8年3月31日まで））

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率が「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げられ た。	二輪小型自動 車及び軽自動 車が市町村税 の軽自動車税 の課税客体と された。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			3.048メートル超 60,000円	1リットル超 14,000円
	トラック及びバス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			3.048メートル以下 15,000円	営業用 1.5リットル以下 14,000円
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	バス 観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			3.048メートル超 15,000円	1.5リットル超 16,000円
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円			3.048メートル超 30,000円	営業用 1リットル以下 6,000円
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	その他 23,000円			トラック 揮発油 14,000円	バス 観光用 30,000円
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	営業用 揮発油 14,000円			バス 観光用 揮発油 30,000円	その他 14,000円
	軽自動車 500円	三輪車 2,800円	その他 21,000円			その他 45,000円	小型自動車 四輪車 自家用 16,000円
		二輪車 1,400円	バス 観光用 揮発油 30,000円			その他 14,000円	営業用 8,000円
		軽自動車 700円	その他 21,000円			その他 揮発油 14,000円	三輪車 3,800円
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円			その他 揮発油 14,000円	
			営業用 8,000円			その他 21,000円	
			三輪車 自家用 4,300円				
			営業用 3,300円				
			二輪車 2,500円				
			軽自動車 1,500円				

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 乗車定員40人超50人以下 42,500円 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税つき)

年度 項目	14	18
税 率 等	トラック（三輪の小型自動車を除く。）	
	営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）	
	1 トン以下 6,500 円	5 トン超 6 トン以下 22,000 円
	1 トン超 2 トン以下 9,000 円	6 トン超 7 トン以下 25,500 円
	2 トン超 3 トン以下 12,000 円	7 トン超 8 トン以下 29,500 円
	3 トン超 4 トン以下 15,000 円	8 トン超 29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 18,500 円	ごとに 4,700 円を加算した額
	自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）	
	1 トン以下 8,000 円	5 トン超 6 トン以下 30,000 円
	1 トン超 2 トン以下 11,500 円	6 トン超 7 トン以下 35,000 円
	2 トン超 3 トン以下 16,000 円	7 トン超 8 トン以下 40,500 円
	3 トン超 4 トン以下 20,500 円	8 トン超 40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 25,500 円	ごとに 6,300 円を加算した額
	けん引自動車	
	営業用	
	小型自動車 7,500 円	
	普通自動車 15,100 円	
	自家用	
	小型自動車 10,200 円	
	普通自動車 20,600 円	
	被けん引自動車	
	営業用	
	小型自動車 3,900 円	
	普通自動車で 8 トン以下のもの 7,500 円	
	普通自動車で 8 トン超のもの 7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで	
	ごとに 3,800 円を加算した額	
自家用		
小型自動車 5,300 円		
普通自動車で 8 トン以下のもの 10,200 円		
普通自動車で 8 トン超のもの 10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで		
	ごとに 5,100 円を加算した額	
※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額を加算した額		
営業用	自家用	
1 リットル以下 3,700 円	1 リットル以下 5,200 円	
1 リットル超 1.5 リットル以下 4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下 6,300 円	
1.5 リットル超 6,300 円	1.5 リットル超 8,000 円	
バス（三輪の小型自動車を除く。）		
営業用		
一般乗合用	一般乗合用以外	
30 人以下 12,000 円	30 人以下 26,500 円	
30 人超 40 人以下 14,500 円	30 人超 40 人以下 32,000 円	
40 人超 50 人以下 17,500 円	40 人超 50 人以下 38,000 円	
50 人超 60 人以下 20,000 円	50 人超 60 人以下 44,000 円	
60 人超 70 人以下 22,500 円	60 人超 70 人以下 50,500 円	
70 人超 80 人以下 25,500 円	70 人超 80 人以下 57,000 円	
80 人超 29,000 円	80 人超 64,000 円	
自家用		
30 人以下 33,000 円		
30 人超 40 人以下 41,000 円		
40 人超 50 人以下 49,000 円		
50 人超 60 人以下 57,000 円		
60 人超 70 人以下 65,500 円		
70 人超 80 人以下 74,000 円		
80 人超 83,000 円		

令和元年度	8 (改正案による)
<p>自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年10月1日以後、従来の自動車税を自動車税種別割に名称変更。 令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、小型自動車を中心に全ての排気量において、標準税率が引き下げられた。</p> <p>乗用車 自家用 1リットル以下 25,000 円 1リットル超1.5リットル以下 30,500 円 1.5リットル超2リットル以下 36,000 円 2リットル超2.5リットル以下 43,500 円 2.5リットル超3リットル以下 50,000 円 3リットル超3.5リットル以下 57,000 円 3.5リットル超4リットル以下 65,500 円 4リットル超4.5リットル以下 75,500 円 4.5リットル超6リットル以下 87,000 円 6リットル超 110,000 円</p>	<p>自動車税環境性能割の廃止に伴い、令和8年4月1日以後、従来の自動車税種別割を自動車税に名称変更。</p>

(注) 令和元年度欄において、自動車税種別割への名称変更に係る部分については、平成28年度改正によるもの、標準税率の引下げに係る部分については、令和元年度改正によるものである。

税率の特例

年度 項目	平成 14 年度	16
税率等	<p>軽 減 (平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成</p> <p>標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 25%軽減 ☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 13%軽減</p> <p>重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車</p> <p>標準税率より概ね 10%重課</p>	<p>軽 減 (平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成</p> <p>標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車</p> <p>標準税率より概ね 10%重課</p>

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
 4 ☆☆は " 50%以上 "
 5 ☆は " 25%以上 "
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 21 年度	23
税率等	<p>軽 減 (平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +15%以上達成</p> <p>標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>" 25%軽減</p> <p>重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車</p> <p>標準税率より概ね 10%重課</p>	<p>軽 減 (平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成</p> <p>標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車</p> <p>標準税率より概ね 10%重課</p>

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。
 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

17	19
軽 減 (平成16年度・17年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))	軽 減 (平成18年度・19年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))
電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★★かつ2010年度燃費基準 +5%以上達成	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★★かつ2010年度燃費基準 +20%以上達成
} 標準税率より概ね50%軽減	} 標準税率より概ね50%軽減
★★★★★かつ2010年度燃費基準達成 ★★★ かつ2010年度燃費基準 +5%以上達成	★★★★★かつ2010年度燃費基準 +10%以上達成
} " 25%軽減	} " 25%軽減
重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車	重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車
} 標準税率より概ね10%重課	} 標準税率より概ね10%重課

- (注) 7 平成17年度欄については、平成16年度改正によるものである。
 8 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。
 9 ★★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車
 10 ★★★ は " 50%以上 "

25	27
軽 減 (平成24年度・25年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))	軽 減 (平成26年度・27年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))
電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ2015年度燃費基準 +10%以上達成	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★★かつ2015年度燃費基準 +20%達成 (2020年度燃費基準達成車)
} 標準税率より概ね50%軽減	} 標準税率より概ね75%軽減
★★★★★かつ2015年度燃費基準	★★★★★かつ2015年度燃費基準+20%達成 (2020年度燃費基準未達成車) ★★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成
} " 25%軽減	} " 50%軽減
重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車	重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車
} 標準税率より概ね10%重課	} 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)

- (注) 4 平成25年度欄については、平成24年度改正によるものである。
 5 平成27年度欄については、平成26年度改正によるものである。
 6 ★★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車

平成 29 年度	30
<p>軽 減 (平成 28 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準 +10%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +20%達成 // 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>	<p>軽 減 (平成 29 年度・30 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減又は平成 30 年排出ガス規制に適合しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準+30%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ 2020 年度燃費基準+10%達成 // 50%軽減</p> <p>※ 令和元年度・2 年度新車新規登録分は平成 30 年度新車新規登録分と同様の措置</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>

- (注) 1 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。
2 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。
3 平成 29 年度欄において、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車、平成 30 年度欄については、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車。

令和 9 年度 (改正案による)
<p>軽 減 (令和 8 年度・9 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減又は平成 30 年排出ガス規制に適合しているもの プラグインハイブリッド自動車</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>

- (注) 1 令和 9 年度欄については、令和 8 年度改正案によるものである。

令和4年度	8
<p>軽 減 〔 令和3年度・4年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 〕</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減又は平成30年排出ガス規制に適合しているもの プラグインハイブリッド自動車 } 標準税率より概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ2030年度燃費基準90%達成(営業用乗用車) } " 概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ2030年度燃費基準70%達成(営業用乗用車) } " 概ね50%軽減</p> <p>※ 令和5年度・6年度新車新規登録分は令和4年度新車新規登録分と同様の措置</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)</p>	<p>軽 減 〔 令和7年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 〕</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減又は平成30年排出ガス規制に適合しているもの プラグインハイブリッド自動車 } 標準税率より概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ2030年度燃費基準90%達成(営業用乗用車) } " 概ね75%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)</p>

- (注) 4 令和4年度欄について、自家用乗用車の電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車に係る軽減措置は、令和元年度改正によるもの(なお、当該措置の対象からクリーンディーゼル車を除くことについては、令和3年度改正によるもの)、それ以外は、令和3年度改正によるものである。
- 5 令和4年度・令和8年度欄については、★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車。
- 6 令和8年度欄については、令和5年度改正によるものである。

11. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33
税率等	<p>附加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。</p> <p>漁業権税 賃貸料の10%</p>	<p>附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。</p> <p>漁業権税は廃止された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税は廃止された。</p>	<p>大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。</p>	<p>狩猟者税の税率が改正された。</p>

年度 項目	昭和58年度	平成14年度	16
税率等	<p>鉾区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1倍程度に改正された。</p> <p>(鉾区税)</p> <p>1. 砂鉾を目的としない鉾業権の鉾区 試掘鉾区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉾区 面積100アールごとに 年額400円</p> <p>2. 砂鉾を目的とする鉾業権の鉾区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額200円 など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000円又は4,500円 (入) 6,500円</p> <p>2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300円 (入) 2,200円 など</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、</p> <p>甲種狩猟免許が 網・わな猟免許に、 乙種狩猟免許が 第一種銃猟免許に、 丙種狩猟免許が 第二種銃猟免許に 改正された。 (平成15年4月16日施行)</p>	<p>目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。</p> <p>1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など</p>

年度 項目	令和元年度	6
税率等	<p>対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が5年度間延長された。</p>	<p>対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が5年度間延長された。</p>

38	41	46	52	54
狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。	鉱区税について、石油又は天然ガスの鉱区に係る現行の税率（試掘 90 円、採掘 180 円）が、それぞれ3分の2（試掘 60 円、採掘 120 円）に引き下げられた。	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	鉱区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の 2 倍に改正された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

19	20	25	27
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。</p> <p>1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500 円 ・道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000 円 <p>2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200 円 ・道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500 円 <p>3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500 円 など</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を 2 分の 1 とする特例措置を講じた。</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が 3 年度間延長された。</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 3 狩猟者の登録をする日前 1 年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率 2 分の 1

II 市町村税
1. 市町村民税
① 個人

年度 項目	昭和25年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	<p>均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 800円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 600円 (3)その他の市町村 年額 400円 制限税率 上記区分による (1)年額1,000円 (2)年額 750円 (3)年額 500円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和25年度に限り (1)方式のみしかとれない。</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 700円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 500円 (3)その他の市町村 年額 300円 制限税率 上記区分による (1)年額 900円 (2)年額 650円 (3)年額 400円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 本文 } 但書 } 制限税率 10% (4)第三課税方式 本文 } 但書 } (5)第三課税方式 但書 } 制限税率 20%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の10% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20%</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 600円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 400円 (3)その他の市町村 年額 200円 制限税率 上記区分による (1)年額 800円 (2)年額 550円 (3)年額 300円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の7.5% (2)第二課税方式 本文 } 但書 } 制限税率 7.5% (4)第三課税方式 本文 } 但書 } (5)第三課税方式 但書 } 制限税率 15%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)以下左に同じ</p> <p>標準税率 15% 制限税率 18%</p> <p>準拠税率法定 3万円以下の金額 2.2% 3万円を超える金額 3.0% 8万円 " 3.7% 15万円 " 4.5% 30万円 " 5.2% 50万円 " 6.0% 80万円 " 6.7% 120万円 " 7.5% 200万円 " 8.2% 300万円 " 9.0% (4)第三課税方式 本文 } (5)第三課税方式 但書 } 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.6% 3万円を超える金額 3.7% 7万円 " 5.0% 12万円 " 6.4% 20万円 " 8.1% 35万円 " 10.0% 50万円 " 12.3% 80万円 " 15.0% 120万円 " 18.3% 160万円 " 22.5%</p>	

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者があ る場合 1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22 %</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円 を超える金額 3% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 } 本文 } (3) 第二課税方式 } 但書 } 準拠税率</p> <p>10万円 10万円 を超える金額 3% 10万円 以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 10万円 以下左に同じ</p> <p>(4) 第三課税方式 } 本文 } (5) 第三課税方式 } 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 を超える金額 3% 10万円 を超える金額 4% 以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準拠税率</p> <p>15万円以下の金額 2% 15万円 を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 以下左に同じ</p>	<p>所得割の 不均衡是正</p> <p>1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の 廃止) (2) 標準税率の法 定 (段階、税率 は左に同じ) (3) 制限税率の法 定 (標準税率の 1.5倍の率)</p> <p>2 39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所得 控除とした。 (2) 専従者の税額 控除の最低限の 法定</p> <p>3 上記1、2によ る減収について は市町村民税臨 時減税補てん償 により元利とも 補てんすること とされた。</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がない 場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者があ る場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がない 場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者がない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者がない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設 (昭和 42年1月1日以後に受け るべき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 46,47年度 2.7% (ロ) 48,49年度 3.4% (ハ) 50,51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算 した場合の課税短 期譲渡所得金額に 対する税額の110% 相当額

46	47	48	49	50
14 万円	15 万円	16 万円	18 万円	19 万円
13 万円	14 万円	15 万円	18 万円	19 万円
扶養親族 1 人 10 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 11 万円	扶養親族 1 人 11 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 12 万円	扶養親族 1 人 12 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 14 万円 (新設) 老人扶養親族 1 人 14 万円	扶養親族 1 人 14 万円 老人扶養親族 1 人 16 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 16 万円	扶養親族 1 人 17 万円 老人扶養親族 1 人 19 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 19 万円
		所得割 30 万円以下の金額 2% 30 万円を超える金額 3% 50 万円 " 4% 80 万円 " 5% 110 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% 1,000 万円 " 11% 2,000 万円 " 12% 3,000 万円 " 13% 5,000 万円 " 14%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 長期譲渡所得のうち 特定市街化区域農地等 の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (2) みなし法人所得 みなし法人税額相当所 得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多 い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した 場合の課税事業所得等 の金額に対する税額の 110%相当額

(注) 昭和50年度欄における所得割の税率は、昭和49年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 1人目 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 1人目 21万円
税率	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 1,700円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3)その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得(52～56年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22 万円	
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 2,000 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 1,000 円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,600 円</p> <p>(2) 年額 2,000 円</p> <p>(3) 年額 1,400 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 30 万円以下の金額 2%</p> <p>30 万円を超える金額 3%</p> <p>45 万円 " 4%</p> <p>70 万円 " 5%</p> <p>100 万円 " 6%</p> <p>130 万円 " 7%</p> <p>230 万円 " 8%</p> <p>370 万円 " 9%</p> <p>570 万円 " 10%</p> <p>950 万円 " 11%</p> <p>1,900 万円 " 12%</p> <p>2,900 万円 " 13%</p> <p>4,900 万円 " 14%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55~57 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和 56 年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超え 8,000 万円以下の金額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を超える金額の 4 分の 3 の額との合計額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58~60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58~60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 2,500円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円 (3)その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円 所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61～63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ③ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61～63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63～平成3年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

- 3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。
- 4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。
- 5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税 率	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4	5
31万円		
控除対象配偶者 31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円 配偶者特別控除 31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1人 31万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円 特定扶養親族 1人 36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円		
所得割 (1) 160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 〃 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（～平成10年度） (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成9年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成3年12月31日までの譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 162万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額

3 平成4年度欄及び平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7	8
基礎控除		33万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である 特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円	
税 率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 3,000円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円 (3)その他の市町村 年額 2,000円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,800円 (2) 年額 3,200円 (3) 年額 2,600円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円 以下である場合 5.5% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円 を超える場合 220万円と課税長期譲渡所得金額か ら4,000万円を控除した金額の6%に 相当する金額との合計額

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。
 4 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

9	10
<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ㊶又は㊷のいずれか多い金額</p> <p>㊶ 9% ㊷ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成15年度)</p> <p>㊶又は㊷のいずれか多い金額</p> <p>㊶ 12% ㊷ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>㊶ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ㊷ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 ㊸ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>㊶又は㊷のいずれか多い金額</p> <p>㊶ 9% ㊷ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>	<p>均等割 制限税率の廃止</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 制限税率の廃止</p>

- 5 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。
- 6 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。
- 7 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。
- 8 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	11	12
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 61万円	
扶養控除	同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円	特定扶養親族 1人 45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 68万円
税率	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 4%

- (注) 1 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 2 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

14	15	16
<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 16 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 16 年度） 4%</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日 までの取引に係る分） 4%</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成 16 年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 3.4%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 4,000 万円を控除した金額の 4%に 相当する金額との合計額</p>	<p>均等割 標準税率 年額 3,000 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （平成 15 年 1 月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4%</p> <p>(ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 （平成 15～17 年） 2%</p> <p>※ (イ)について、税率 2%の特例を創設 （～平成 20 年度） (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>

- 3 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。
- 4 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
- 5 平成 15 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
- 6 平成 16 年度欄において、均等割については平成 16 年度改正、(1)(※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	17	19
基礎控除		
配偶者控除	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 21 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.7%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除 した金額の 3.4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3.4%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （～平成 20 年度） 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>① 又は②のいずれか多い金額</p> <p>② 7.2%</p> <p>③ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用）</p>

- (注) 1 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 2 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。

21	22
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成 21 年度) 1.8%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した 金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p>

3 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

4 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	24	25	26
基礎控除			
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養控除	扶養親族のうち年齢16歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税率	所得割 退職所得に係る10%税額控除の廃止 (平成25年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.8% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.8%	均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額 3,500円 〔本則税率 年額3,000円に〕 年額500円を加算した額〕 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成29年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成29年3月31日までの譲渡)

- (注) 1 平成24年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成22年度改正によるもの、その他の記載については、平成23年度改正(平成23年12月)によるものである。
2 平成25年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。
3 平成26年度欄において、均等割については、平成23年度改正(平成23年12月)によるもの、その他の記載については、平成26年度改正によるものである。

27	29
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～令和2年3月31日までの譲渡)</p>

4 平成27年度欄については、平成23年度改正によるものである。

5 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	30	令和元年度
基礎控除		
配偶者控除		<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて3段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕</p>
扶養控除		
税 率	<p>所得割(指定都市の場合)</p> <p>(1) 一律 8%</p> <p>(ただし、分離課税に係る退職所得については6%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 4%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000 万円を超える場合 192 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 7.2%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 4%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 4%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 4%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9.6%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ただし、令和2年3月31日までの譲渡については特例不適用)</p>	

- (注) 1 平成30年度欄については、平成29年度改正によるものである。
2 令和元年度欄については、平成29年度改正によるものである。

2	3
	<p>43万円</p> <p>基礎控除の額について、合計所得金額に応じて3段階で通減、2,500万円超の場合には消失</p> <p>[基礎控除の額 43、29、15万円]</p>
	<p>同一生計配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p> <p>配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。</p>
	<p>扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p>
<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和5年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4%（指定都市の存する区域の場合、3.2%）</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合</p> <p>48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、64万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額）</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>特例不適用（～令和5年3月31日までの譲渡）</p>	

(注) 3 令和2年度欄については、令和2年度改正によるものである。
4 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	5	8 (一部改正案による)
基礎控除		
配偶者控除		同一生計配偶者の前年の合計所得金額要件を 58 万円以下に引き上げる。
扶養控除		<p>扶養親族の前年の合計所得金額要件を 58 万円以下に引き上げる。</p> <p>(新設) 特定親族特別控除 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等 (その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。) で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、親族等の前年の合計所得金額に応じて納税義務者の前年の総所得金額等から控除額を控除する。</p> <p>特定親族特別控除の額について、親族等の前年の合計所得金額に応じて 7 段階で逓減、123 万円超の場合には消失する。</p> <p style="text-align: center;">〔 控除額 45、41、31、21、11、6、3 万円 〕</p>
税 率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～令和 8 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (指定都市の存する区域の場合、3.2%) (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (指定都市の存する区域の場合、64 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額)</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～令和 8 年 3 月 31 日までの譲渡)</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～令和 11 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (指定都市の存する区域の場合、3.2%) (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (指定都市の存する区域の場合、64 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額)</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～令和 11 年 3 月 31 日までの譲渡)</p>

- (注) 1 令和 5 年度欄については、令和 5 年度改正によるものである。
- 2 令和 6 年度改正により、令和 6 年度分に限り、合計所得金額が 1,805 万円以下の納税義務者について、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額 (本人 10,000 円、控除対象配偶者又は扶養親族 (国外居住者を除く。)) 1 人につき 10,000 円の合計額。ただし、令和 6 年度分の所得割額を限度とする。) を控除する。
- 3 令和 8 年度欄において、配偶者控除、扶養控除については、令和 7 年度改正によるもの、所得割については、令和 8 年度改正案によるものである。

9 (改正案による)
同一年計配偶者の前年の合計所得金額要件を62万円以下に引き上げる。
扶養親族の前年の合計所得金額要件を62万円以下に引き上げる。

4 令和9年度欄については、令和8年度改正案によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率
	人口 50 万以上の市 2,400 円 (4,000 円)	15.0% 制限税率	12.5% 制限税率	7.5% 制限税率	8.1% 制限税率	8.4% 制限税率	8.9% 制限税率
	人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円)	16.0%	15.0%	9.0%	9.7%	10.1%	10.7%
	上記以外の市並びに町村 1,200 円 (2,000 円)			※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する事 業年度から適用	※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%		

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)
	(1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円)
	(2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円)
	(3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 160,000 円 (270,000 円)

42	45	49	51	52
均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 4,000円(7,000円) (2) 上記法人以外の法人等 年額 2,400円(4,000円)	法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000円(40,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円(20,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円(12,000円)	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円(134,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円(40,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円(13,000円)

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 400,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円	均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円 (5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円 (6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円 (8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円	均等割 資本金等の額 資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20	26	27	令和元年度
税率	均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本金等の額が1千万円以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円 (2) 資本金等の額が1千万円以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人超の法人 年額 150,000円 (5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人以下の法人 年額 160,000円 (6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人超の法人 年額 400,000円 (7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円 (8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であつて、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人超の法人 年額 1,750,000円 (9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円	法人税割 標準税率 9.7% 制限税率 12.1% ※平成26年10月1日以 後に開始する事業年度か ら適用	均等割 資本金等の額 法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額に、資本金 又は資本準備金を 欠損の填補又は損 失の填補に充てた 金額を控除すると ともに、剰余金又 は利益準備金を資 本金とした金額を 加算した額	法人税割 標準税率 6% 制限税率 8.4% ※令和元年10月1日以 後に開始する事業年度 から適用

均等割

資本金等の額

法人税法に規定する資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額（連結個別資本金等の額を削除）

法人税割

課税標準を法人税額とする（個別帰属法人税額を削除）

※上記は国税における連結納税制度の見直しに伴う改正

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公所有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和 39 年度～ 昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 m ² 以下の住宅用地（200 m ² を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 m ² までの住宅用地）について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課税する市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地（特定市街化区域農地を除く。） 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

(注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>

年度 項目	平成 24 年度	27
税 率		
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

18	21
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。 ・ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

30	令和2年度
<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち特定生産緑地の指定がされたもの（指定の期限の延長がされなかったものを除く。）に係る固定資産税について、現行制度と同様の措置が講ぜられた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち申出基準日までに特定生産緑地の指定がされなかったもの等に係る固定資産税について、宅地並み評価とした上で、一定の激変緩和措置の対象とされた。 	<p>(1) 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとされた。 <p>(2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとされた。（令和3年度分以後の固定資産税について適用。）

(固定資産税つづき)

年度 項目	令和3年度	4
税 率		
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・令和3年度限りの措置として、宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとされた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・令和3年度限りの措置として、農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとされた。 	<p>令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。）とすることとされた。</p>

(注) 令和9年度欄については、令和8年度改正案によるものである。

6	9(改正案による)
<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・ 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・ 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・ 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 	<p>免税点</p> <p>家屋 30万円</p> <p>償却資産 180万円</p>

3. 軽自動車税

①環境性能割

年度	令和元年度			
項目				
税率等	軽自動車税環境性能割の導入 令和元年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して、環境性能に応じて課税。 (平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年10月1日に変更された。)			
	令和元年10月1日以後取得分 〔乗用車〕			
	区分		税率	
			自家用	営業用
	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車 (H30 規制適合又はH21 規制から NOx10%低減)		非課税	非課税
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	2020 年度燃費基準+10%達成	100 分の 1	100 分の 0.5
		2020 年度燃費基準達成		
2015 年度燃費基準+10%達成		100 分の 2	100 分の 1	
上記以外の車			100 分の 2	
(注) ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50%低減 (★★★★) 又は H17 規制から NOx75%低減 (★★★★) のものに限る。				
※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。				

年度	令和5年度			
項目				
税率等	令和6年1月1日以後取得分 〔乗用車〕			
	区分		税率	
			自家用	営業用
	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車 (H30 規制適合又はH21 規制から NOx10%低減)		非課税	非課税
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	2030 年度燃費基準 80%達成	100 分の 1	100 分の 0.5
		2030 年度燃費基準 70%達成		
		2030 年度燃費基準 60%達成	100 分の 2	100 分の 1
上記以外の車又は2020 年度燃費基準未達成車			100 分の 2	
(注) ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50%低減 (★★★★) 又は H17 規制から NOx75%低減 (★★★★) のものに限る。				
※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。				

年度	令和8年度 (改正案による)		
項目			
税率等	令和8年4月1日に環境性能割を廃止。		

令和3年4月1日以後取得分
〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2030年度燃費基準75%達成 （2020年度燃費基準達成車に限る）		
	2030年度燃費基準60%達成 （2020年度燃費基準達成車に限る）		
	2030年度燃費基準55%達成	100分の2	100分の1
上記以外の車	100分の2		

（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）
又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

令和7年4月1日以後取得分
〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2030年度燃費基準80%達成		
	2030年度燃費基準75%達成		
	2030年度燃費基準70%達成	100分の2	100分の1
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車	100分の2		

（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）
又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

- （注） 1 令和元年度欄において、軽自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成28年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。
- 2 令和3年度欄については、令和3年度改正によるものである。
- 3 令和5年度欄・令和7年度欄については、令和5年度改正によるものである。
- 4 令和8年度欄については、令和8年度改正案によるものである。

② 軽自動車税（令和 8 年 4 月 1 日～）（自転車税、荷車税、自転車荷車税、旧軽自動車税、軽自動車種別割（令和 8 年 3 月 31 日まで））

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	33	36	40
税率等	自転車 200 円 荷積牛馬車 800 円 荷積大車 400 円 荷積小車 200 円 リヤカー 200 円	原動機付自転車 500 円 その他の自転車 200 円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 50cc 以下 500 円 50cc～90cc 800 円 90cc 超 1,000 円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500 円 軽自動車 1,500 円	軽自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。） 1,500 円 三輪のもの 2,000 円 四輪のもの 乗用 3,000 円 貨物用 2,500 円	四輪以上のもの 乗用 4,500 円

年度 項目	平成 18 年度	27	28	令和元年度
税率等	制限税率が引き上げられた。（標準税率の 1.5 倍）	標準税率 平成 27 年 4 月 1 日以後に新規取得される新車の四輪車等に適用される税率 三輪のもの 年額 3,900 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900 円 自家用 年額 10,800 円 貨物用 営業用 年額 3,800 円 自家用 年額 5,000 円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 2,000 円 50cc～90cc 年額 2,000 円 90cc 超 年額 2,400 円 ミニカー 年額 3,700 円 (2) 二輪の軽自動車（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000 円	軽自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年 10 月 1 日以後、従来の軽自動車税を軽自動車税種別割に名称変更。

- (注) 1 平成 27 年度欄については、平成 26 年度改正によるものである。
 2 平成 28 年度欄については、平成 27 年度改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。

51	54	59	60
<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc超 年額 1,300円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,900円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 6,500円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,650円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc以下 (ニ)に掲げるものを除く。 年額 1,000円 (ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200円 (ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円 (ニ) 三輪以上のもの、20cc超 (ミニカー) 年額 2,500円</p>

7	8 (改正案による)
<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 2,000円 50cc～90cc 年額 2,000円 125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のもの 年額 2,000円 90cc超 年額 2,400円 ミニカー 年額 3,700円</p>	<p>軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、令和8年4月1日以後、従来の軽自動車税種別割を軽自動車税に名称変更。</p>

税率の特例

年度 項目	平成 28 年度	29	30
税率等	平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、グリーン化特例（軽課）を導入（軽減は平成 28 年度分の軽自動車税）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 1 年延長（平成 28 年度に新規取得した軽四輪等に対して、平成 29 年度分の軽自動車税を軽減）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長（平成 29 年度・30 年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税を軽減）
	電気軽自動車 天然ガス軽自動車 ※ 1		電気軽自動車 天然ガス軽自動車 ※ 2
	★★★★かつ 2020 年度燃費基準+20%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成）		★★★★かつ 2020 年度燃費基準+30%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成）
	★★★★かつ 2020 年度燃費基準達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成）		★★★★かつ 2020 年度燃費基準+10%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成）
軽四輪等に対する経年車重課の導入			※ 令和元年度・2 年度新車新規登録分は平成 30 年度新車新規登録分と同様の措置
	最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪等		

- (注) 1 経年車重課の導入については、平成 26 年度改正によるものである。
 2 グリーン化特例（軽課）の導入については、平成 27 年度改正によるものである。
 3 平成 28 年度欄において、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車、平成 30 年度欄については、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車。
 4 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

※ 1 平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの。

※ 2 平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減又は平成 30 年排出ガス規制に適合しているもの。

令和4年度	8	9 (改正案による)
<p>令和3年度・4年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税種別割を軽減。</p> <p>電気軽自動車 } 標準税率より 天然ガス軽自動車 } 概ね75%軽減 ※2</p> <p>★★★★かつ2030年度 } 標準税率より 燃費基準90%達成 } 概ね50%軽減 (営業用乗用車)</p> <p>★★★★かつ2030年度 } 標準税率より 燃費基準70%達成 } 概ね25%軽減 (営業用乗用車)</p> <p>※ 令和5年度・6年度の新規取得分は令和4年度の新規取得分と同様の措置</p>	<p>令和7年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税種別割を軽減。</p> <p>電気軽自動車 } 標準税率より 天然ガス軽自動車 } 概ね75%軽減 ※2</p> <p>★★★★かつ2030年度 } 標準税率より 燃費基準90%達成 } 概ね50%軽減 (営業用乗用車)</p>	<p>令和8年度・9年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税種別割を軽減。</p> <p>電気軽自動車 } 標準税率より 天然ガス軽自動車 } 概ね75%軽減 ※2</p>

- (注) 5 令和4年度欄について、自家用乗用車の電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に係る軽減措置は、令和元年度改正によるもの、それ以外は、令和3年度改正によるものである。
- 6 令和4年度・令和8年度欄については、★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車。
- 7 令和8年度欄については、令和5年度改正によるものである。
- 8 令和9年度欄については、令和8年度改正によるものである。

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38	39	42	60
税 率 等		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円

年度 項目	平成9年度	11	15	18
税 率 等	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

年度 項目	平成30年度	令和元年度	2	3
税 率 等	平成30年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円	令和元年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき5,692円	令和2年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,122円	令和3年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,552円
	平成30年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円			

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
 2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
 3 平成30年度欄（下段）については、平成30年度改正によるものである。
 4 令和元年度欄については、平成30年度改正によるものである。
 5 令和2年度欄については、平成30年度改正によるものである。
 6 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

61	62	63	平成元年度
税率 従価割 14.3% 従量割 1,000 本につき 350 円 〔ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000 本につき 290 円を加算。〕	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和 62 年 12 月 31 日まで延長された。 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和 63 年 3 月 31 日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年 3 月 31 日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年 4 月 1 日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,997 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 948 円

22	25	28	29
平成 22 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 4,618 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,190 円	平成 25 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,495 円	平成 28 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,925 円	平成 29 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 3,355 円

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成 30 年度及び令和 7 年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量 1 グラムをもって紙巻たばこ 1 本に換算されていたところであるが、平成 30 年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成 30 年 10 月 1 日から令和 4 年 10 月 1 日までに段階的に移行することとされた。

また、令和 7 年度改正において、価格要素を廃止し、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ 1 本に換算する仕組みに、令和 8 年 4 月及び同年 10 月の 2 段階で移行することとされた。

※軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和 2 年度改正）について

軽量な葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1 グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量 1 グラムをもって紙巻たばこ 1 本に換算されていたところであるが、令和 2 年度改正において、当該軽量な葉巻たばこ 1 本をもって紙巻たばこ 1 本に換算する方法に、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 10 月 1 日までに段階的に移行することとされた。

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が 創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4%	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2%	電気税 免税点 2,400円 (6月以降)
	ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	ガス税 税率 3%	ガス税 税率 2% (昭和52年1月以降)	ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 5%	課税標準を容積とすることが できることとされた。	税率 4%	税率 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800 円	免税点 電気 月 500 円 ガス 月 1,000 円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600 円 ガス 月 1,200 円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700 円 ガス 月 1,400 円	免税点 電気 月 800 円 ガス 月 1,600 円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000 円 ガス 月 2,000 円

53	54	55	57	平成元年度
		電気税 免税点 3,600 円 (5 月以降)		電気税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止
ガス税 免税点 6,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 7,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 10,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 12,000 円 (6 月以降)	ガス税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和 25 年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1 人 1 日 10 円	税率 1 人 1 日 20 円	目的税と された。	税率 1 人 1 日 40 円	税率 1 人 1 日 100 円	税率 1 人 1 日 150 円 (53 年 1 月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45	47	48
税 率 等		都市計画税が創設された。 税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和47年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 63 年度	平成 3 年度	4	6
税 率 等	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)	(1) 小規模住宅用地（200 m ² を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 m ² までの住宅用地）の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。 (4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注 2)

年度 項目	平成 13 年度	15	16	17
税 率 等	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。

(注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。

2 平成 6 年度欄 ((3)の()内を除く)については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

51	53	54	57	60
昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3% に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

7	8	9	10
地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (3) 農地（特例市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。

18	21	24	27	30	令和 3 年度	4	6
固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。						

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和25年度	26	27	31	34	37	38
標準課税 総額等		国民健康保険税 が創設された。	課税限度額が 1万5千円から 3万円に引き上 げられた。	課税限度額が 5万円に引き上 げられた。	標準課税総額が療養給付 費の見込額から一部負担 金の総額の見込額を控除 した額の90%とされた。	標準課税総額が 80%とされた。	標準課税総額が 75%とされた。 低所得世帯の国 民健康保険税を 減額することと された。

年度 項目	昭和57年度	58	59	60
標準課税 総額等	課税限度額が 27万円に引き 上げられた。	課税限度額が28万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の 総額の見込額から療養の給付についての一部負 担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要す る費用の額から当該費用に係る国の負担金の見 込額を控除した額	課税限度額が 35万円に引き 上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療 養費及び療養費の支給に要する費用の総額の 見込額から療養の給付についての一部負担金 の総額の見込額を控除した額の75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要 する費用の額から当該費用に係る国の負担金 の見込額を控除した額

年度 項目	平成7年度	9	12	15	18	19	20
標準課税 総額等	課税限度額が 52万円に引き 上げられた。	課税限度額が 53万円に引き 上げられた。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額及び介 護納付金課税額の合算 額とされ、課税限度額 がそれぞれ53万円、7 万円とされた。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が8万円に 引き上げられ た。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が9万円に 引き上げられ た。	基礎課税額に 係る課税限度 額が56万円に 引き上げられ た。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額、後期 高齢者支援金等課税額 及び介護納付金課税額 の合算額とされ、基礎 課税額に係る課税限度 額が47万円、後期高 齢者支援金等課税額に 係る課税限度額が12 万円とされた。

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第77号による改正に係るものである。
2 平成12年度欄の前段の改正については、平成9年法律第124号による改正に係るものである。
3 平成20年度欄の前段の改正については、平成18年法律第83号による改正に係るものである。

43	46	49	51	52	53	54	55	56
標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。	課税限度額が24万円に引き上げられた。	課税限度額が26万円に引き上げられた。

61	62	63	平成元年度	3	4	5	6
課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。	課税限度額が46万円に引き上げられた。	課税限度額が50万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

21	22	23	26	27	28
介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が51万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が12万円に引き上げられた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が52万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が17万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が54万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が19万円に引き上げられた。

(国民健康保険税つづき)

年度 項目	平成30年度
標準課税 総額等	<p>基礎課税額に係る課税限度額が58万円に引き上げられた。</p> <p>標準基礎課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額 ・ 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 ・ 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 ・ 国民健康保険法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 ・ 保険事業に要する費用の額 ・ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額 <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険法第七十四条の規定による補助金の額 ・ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 ・ 国民健康保険法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金の額 ・ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 <p>標準後期高齢者支援金等課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</p> <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 ・ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 <p>標準介護納付金課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</p> <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 ・ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

- (注) 1 平成30年度欄については、平成29年法律第2号による改正に係るものである。
 2 令和5年度欄の後段の改正については、令和5年法律第31号による改正に係るものである。
 3 令和8年度欄の前段の改正については、令和6年法律第47号による改正に係るものである。
 4 令和8年度欄の後段の改正については、令和8年度改正案によるものである。

令和元年度	2	4	5	6	7	8 (一部改正案による)
基礎課税額に係る課税限度額が 61 万円に引き上げられた。	<p>基礎課税額に係る課税限度額が 63 万円に引き上げられた。</p> <p>介護納付金課税額に係る課税限度額が 17 万円に引き上げられた。</p>	<p>基礎課税額に係る課税限度額が 65 万円に引き上げられた。</p> <p>後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 20 万円に引き上げられた。</p> <p>未就学児に係る国民健康保険税を減額することとされた。</p>	<p>後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 22 万円に引き上げられた。</p> <p>産前産後期間に係る国民健康保険税を減額することとされた。</p>	<p>後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 24 万円に引き上げられた。</p>	<p>基礎課税額に係る課税限度額が 66 万円に引き上げられた。</p> <p>後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 26 万円に引き上げられた。</p>	<p>国民健康保険税の課税額が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額及び子ども・子育て支援納付金課税額の合算額とされた。</p> <p>基礎課税額に係る課税限度額が 67 万円、子ども・子育て支援納付金課税額が 3 万円とされた。</p>

10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	37	44	48
税 率 等	<p>鉱 産 税 税率 1%</p> <p>水利地益税 共同施設税 広 告 税 税率 10%</p> <p>10～50円</p> <p>接 客 人 税 1人 月額 100円</p>	<p>広告税及び接客人税は 廃止された。</p>	<p>鉱産税 軽減税率の創設 月 200 万円以下 0.7%</p>	<p>宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。</p>	<p>特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4%</p> <p>取得分 3%</p>

年度 項目	昭和60年度	61	63	平成2年度
税 率 等	<p>特別土地保有税 (1) 昭和44年1月1日から昭和57年3月31日までの間に取得された市街化区域内の土地を除き、保有期間10年を超える土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、昭和63年3月31日まで3年間に限り延長された。</p>	<p>事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき 600円</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成2年3月31日まで2年間に限り延長されるとともに、昭和63年4月1日以後に取得される土地について免税点が330㎡(特別区及び指定都市の区の区域にあっては200㎡)に引き下げられた。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成4年3月31日まで2年間に限り延長された。</p>

年度 項目	平成4年度	5	6	9
税 率 等	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成5年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成6年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例の対象となる土地の取得期限が、平成5年12月31日とされた。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、恒久的な建物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を時限的に除外する措置については、当該市の条例によりこれを適用しないこととすることができることとされた。</p>

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成 13 年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を 2 年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1 回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた (2 年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成 13 年 4 月 1 日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税 平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税 新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。</p>

18 都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（令和6年度）

都道府県	歳入総額		税収入			地方譲与税		地方交付税	
	金額 A (百万円)	金額 B (百万円)	B/A (%)	金額 C (百万円)	C/A (%)	金額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	2,825,929	780,186	27.6	125,240	4.4	660,375	23.4		
青森県	721,053	193,343	26.8	29,443	4.1	227,471	31.5		
岩手県	804,927	171,488	21.3	29,729	3.7	236,778	29.4		
宮城県	1,019,173	367,135	36.0	52,207	5.1	171,904	16.9		
秋田県	633,863	130,438	20.6	23,467	3.7	208,272	32.9		
山形県	674,210	147,232	21.8	25,915	3.8	197,141	29.2		
福島県	1,191,873	301,357	25.3	43,829	3.7	252,658	21.2		
茨城県	1,257,451	493,259	39.2	65,904	5.2	213,535	17.0		
栃木県	921,926	332,792	36.1	44,866	4.9	157,053	17.0		
群馬県	900,241	336,959	37.4	44,703	5.0	157,290	17.5		
埼玉県	2,167,885	1,084,793	50.0	162,705	7.5	302,833	14.0		
千葉県	2,127,665	997,755	46.9	139,576	6.6	262,833	12.4		
東京都	9,533,665	6,884,829	72.2	72,711	0.8	-	-		
神奈川県	2,342,945	1,459,016	62.3	201,942	8.6	160,604	6.9		
新潟県	1,119,990	331,322	29.6	51,649	4.6	268,636	24.0		
富山県	618,554	178,330	28.8	24,419	3.9	155,492	25.1		
石川県	1,045,971	197,894	18.9	26,552	2.5	226,966	21.7		
福井県	522,766	156,030	29.8	18,257	3.5	142,125	27.2		
山梨県	568,965	136,557	24.0	18,953	3.3	147,254	25.9		
長野県	1,047,873	323,847	30.9	48,111	4.6	226,414	21.6		
岐阜県	897,648	316,025	35.2	46,175	5.1	207,156	23.1		
静岡県	1,311,457	623,148	47.5	81,298	6.2	206,273	15.7		
愛知県	2,865,467	1,581,626	55.2	168,235	5.9	156,446	5.5		
三重県	811,550	315,474	38.9	41,118	5.1	170,720	21.0		
滋賀県	629,757	235,998	37.5	32,431	5.1	143,830	22.8		
京都府	1,047,275	393,262	37.6	57,472	5.5	203,872	19.5		
大阪府	3,316,968	1,591,643	48.0	194,577	5.9	367,217	11.1		
兵庫県	2,426,325	857,077	35.3	122,424	5.0	376,369	15.5		
奈良県	575,287	177,559	30.9	30,277	5.3	186,093	32.3		
和歌山県	662,036	126,575	19.1	21,998	3.3	194,276	29.3		
鳥取県	388,615	76,972	19.8	13,651	3.5	151,355	38.9		
島根県	537,599	97,624	18.2	16,896	3.1	189,675	35.3		
岡山県	742,640	291,056	39.2	43,546	5.9	183,936	24.8		
広島県	1,094,294	439,654	40.2	63,762	5.8	206,337	18.9		
山口県	726,908	207,079	28.5	31,761	4.4	190,939	26.3		
徳島県	536,936	107,814	20.1	17,303	3.2	159,916	29.8		
香川県	491,139	154,913	31.5	21,976	4.5	135,229	27.5		
愛媛県	770,750	209,878	27.2	31,542	4.1	182,997	23.7		
高知県	477,698	91,964	19.3	17,164	3.6	188,947	39.6		
福岡県	2,093,700	784,235	37.5	115,249	5.5	325,356	15.5		
佐賀県	540,929	125,821	23.3	18,982	3.5	160,914	29.7		
長崎県	742,791	165,997	22.3	30,216	4.1	243,231	32.7		
熊本県	922,220	239,929	26.0	40,291	4.4	233,818	25.4		
大分県	695,463	162,660	23.4	26,874	3.9	191,522	27.5		
宮崎県	691,666	144,731	20.9	25,566	3.7	202,254	29.2		
鹿児島県	895,409	213,043	23.8	37,704	4.2	294,346	32.9		
沖縄県	854,452	199,709	23.4	32,607	3.8	238,381	27.9		
合計	59,793,902	24,936,026	41.7	2,631,273	4.4	10,067,039	16.8		

(注) 1 人口は、令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
 3 この調は決算額による。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
 4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳 入 総 額	人 口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
396,362	14.0	300,601	10.6	563,165	19.9	47	41	1,227,636	49	北海道
120,573	16.7	50,794	7.0	99,429	13.8	12	10	351,071	14	青森県
114,508	14.2	53,361	6.6	199,063	24.7	13	9	362,095	15	岩手県
117,427	11.5	66,768	6.6	243,732	23.9	17	18	423,229	17	宮城県
105,072	16.6	68,852	10.9	97,762	15.4	11	7	303,242	12	秋田県
92,248	13.7	64,995	9.6	146,679	21.8	11	8	307,500	12	山形県
205,167	17.2	102,008	8.6	286,854	24.1	20	14	448,889	18	福島県
143,914	11.4	93,478	7.4	247,361	19.7	21	23	586,356	24	茨城県
109,139	11.8	67,552	7.3	210,524	22.8	15	15	400,814	16	栃木県
95,935	10.7	53,670	6.0	211,684	23.5	15	15	404,471	16	群馬県
199,547	9.2	177,098	8.2	240,909	11.1	36	59	1,108,945	45	埼玉県
203,345	9.6	122,780	5.8	401,376	18.9	36	51	980,710	39	千葉県
561,990	5.9	156,484	1.6	1,857,651	19.5	159	113	2,144,108	86	東京都
161,763	6.9	91,274	3.9	268,346	11.5	39	74	1,156,685	47	神奈川県
168,601	15.1	97,048	8.7	202,734	18.1	19	17	496,940	20	新潟県
76,353	12.3	55,432	9.0	128,528	20.8	10	8	281,370	11	富山県
305,816	29.2	145,305	13.9	143,438	13.7	17	9	284,038	11	石川県
79,750	15.3	56,708	10.8	69,896	13.4	9	6	243,282	10	福井県
76,191	13.4	58,212	10.2	131,798	23.2	10	6	249,013	10	山梨県
142,415	13.6	94,613	9.0	212,473	20.3	18	16	470,582	19	長野県
113,941	12.7	87,603	9.8	126,748	14.1	15	16	440,168	18	岐阜県
147,619	11.3	121,234	9.2	131,885	10.1	22	29	629,432	25	静岡県
262,736	9.2	278,363	9.7	418,061	14.6	48	60	1,180,363	48	愛知県
95,664	11.8	91,229	11.2	97,345	12.0	14	14	398,271	16	三重県
80,607	12.8	59,146	9.4	77,745	12.3	11	11	317,847	13	滋賀県
94,772	9.0	66,654	6.4	231,243	22.1	18	20	476,280	19	京都府
259,818	7.8	120,986	3.6	782,727	23.6	55	71	1,437,425	58	大阪府
212,093	8.7	164,458	6.8	693,904	28.6	41	43	985,777	40	兵庫県
70,099	12.2	37,824	6.6	73,435	12.8	10	10	316,040	13	奈良県
95,736	14.5	68,517	10.3	154,934	23.4	11	7	287,510	12	和歌山県
63,271	16.3	37,432	9.6	45,934	11.8	6	4	206,292	8	鳥取県
83,943	15.6	48,940	9.1	100,521	18.7	9	5	261,346	11	島根県
76,246	10.3	46,831	6.3	101,025	13.6	12	15	384,240	15	岡山県
121,745	11.1	88,848	8.1	173,948	15.9	18	22	513,370	21	広島県
88,409	12.2	46,434	6.4	162,286	22.3	12	10	343,150	14	山口県
72,434	13.5	50,661	9.4	128,808	24.0	9	6	239,870	10	徳島県
53,514	10.9	35,545	7.2	89,962	18.3	8	8	246,438	10	香川県
96,272	12.5	54,317	7.0	195,744	25.4	13	10	333,059	13	愛媛県
82,594	17.3	57,447	12.0	39,582	8.3	8	5	255,980	10	高知県
231,515	11.1	170,431	8.1	466,914	22.3	35	41	873,012	35	福岡県
70,869	13.1	49,394	9.1	114,949	21.3	9	6	250,883	10	佐賀県
130,233	17.5	74,888	10.1	98,226	13.2	12	10	366,262	15	長崎県
144,739	15.7	94,334	10.2	169,109	18.3	15	14	402,242	16	熊本県
110,654	15.9	67,161	9.7	136,592	19.6	12	9	311,090	13	大分県
107,066	15.5	76,181	11.0	135,868	19.6	12	8	310,802	13	宮崎県
164,281	18.3	73,909	8.3	112,126	12.5	15	13	450,785	18	鹿児島県
193,760	22.7	31,767	3.7	158,228	18.5	14	12	381,098	15	沖縄県
6,800,748	11.4	4,177,564	7.0	11,181,252	18.7	1,000	1,000	24,830,009	1,000	合 計

19 道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（令和6年度）

都道府県			道府県税	市町村税	地方税
			(百万円)	(百万円)	(百万円)
北	海	道	780,186	795,617	1,575,804
青	森	県	193,343	151,247	344,590
岩	手	県	171,488	159,339	330,827
宮	城	県	367,135	393,787	760,922
秋	田	県	130,438	113,894	244,332
山	形	県	147,232	136,685	283,916
福	島	県	301,357	282,810	584,167
茨	城	県	493,259	462,481	955,740
栃	木	県	332,792	323,226	656,018
群	馬	県	336,959	322,632	659,591
埼	玉	県	1,084,793	1,229,459	2,314,252
千	葉	県	997,755	1,112,362	2,110,117
東	京	都	4,267,939	4,659,543	8,927,481
神	奈	川	1,459,016	1,989,129	3,448,146
新	潟	県	331,322	336,285	667,607
富	山	県	178,330	172,947	351,277
石	川	県	197,894	184,372	382,266
福	井	県	156,030	134,651	290,681
山	梨	県	136,557	125,268	261,825
長	野	県	323,847	309,916	633,762
岐	阜	県	316,025	305,286	621,310
静	岡	県	623,148	670,747	1,293,894
愛	知	県	1,581,626	1,676,567	3,258,194
三	重	県	315,474	293,240	608,714
滋	賀	県	235,998	232,642	468,640
京	都	府	393,262	484,867	878,130
大	阪	府	1,591,643	1,798,787	3,390,431
兵	庫	県	857,077	982,154	1,839,231
奈	良	県	177,559	173,776	351,335
和	歌	山	126,575	126,589	253,164
鳥	取	県	76,972	67,366	144,338
島	根	県	97,624	90,089	187,712
岡	山	県	291,056	313,791	604,847
広	島	県	439,654	502,857	942,510
山	口	県	207,079	200,610	407,689
徳	島	県	107,814	101,885	209,699
香	川	県	154,913	136,624	291,536
愛	媛	県	209,878	188,104	397,982
高	知	県	91,964	83,752	175,716
福	岡	県	784,235	888,921	1,673,156
佐	賀	県	125,821	110,080	235,901
長	崎	県	165,997	163,046	329,043
熊	本	県	239,929	249,809	489,738
大	分	県	162,660	161,385	324,045
宮	崎	県	144,731	138,724	283,455
鹿	児	島	213,043	208,420	421,463
沖	縄	県	199,709	204,194	403,903
合		計	22,319,135	23,949,962	46,269,097

- (注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除して市町村税とした。
 3 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
 4 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ

人口 1 人当たりの税額						都道府県		
道府県税		市町村税		地方税				
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数			
154,651	86.1	157,710	81.9	312,360	83.9	北	海	道
163,053	90.8	127,552	66.2	290,605	78.1	青	森	県
148,616	82.8	138,087	71.7	286,703	77.0	岩	手	県
165,006	91.9	176,984	91.9	341,990	91.9	宮	城	県
143,719	80.1	125,490	65.1	269,209	72.3	秋	田	県
145,435	81.0	135,017	70.1	280,451	75.4	山	形	県
170,132	94.8	159,661	82.9	329,793	88.6	福	島	県
173,159	96.5	162,354	84.3	335,512	90.2	茨	城	県
174,770	97.4	169,746	88.1	344,516	92.6	栃	木	県
176,605	98.4	169,096	87.8	345,702	92.9	群	馬	県
147,105	81.9	166,722	86.5	313,827	84.3	埼	玉	県
158,083	88.1	176,242	91.5	334,325	89.8	千	葉	県
304,798	169.8	332,764	172.7	637,562	171.3	東		都
158,545	88.3	216,150	112.2	374,694	100.7	神	奈	川
156,968	87.4	159,320	82.7	316,288	85.0	新	潟	県
176,820	98.5	171,483	89.0	348,304	93.6	富	山	県
180,211	100.4	167,898	87.2	348,109	93.5	石	川	県
208,962	116.4	180,330	93.6	389,292	104.6	福	井	県
170,471	95.0	156,379	81.2	326,850	87.8	山	梨	県
160,926	89.6	154,003	79.9	314,929	84.6	長	野	県
161,957	90.2	156,453	81.2	318,410	85.6	岐	阜	県
174,273	97.1	187,584	97.4	361,857	97.2	静	岡	県
211,341	117.7	224,028	116.3	435,369	117.0	愛	知	県
181,175	100.9	168,406	87.4	349,581	93.9	三	重	県
167,940	93.6	165,553	85.9	333,493	89.6	滋	賀	県
159,086	88.6	196,143	101.8	355,229	95.5	京	都	府
181,447	101.1	205,061	106.5	386,508	103.9	大	阪	府
158,906	88.5	182,096	94.5	341,002	91.6	兵	庫	県
136,179	75.9	133,277	69.2	269,456	72.4	奈	良	県
140,453	78.2	140,468	72.9	280,921	75.5	和	歌	山
144,142	80.3	126,152	65.5	270,294	72.6	鳥	取	県
151,922	84.6	140,196	72.8	292,118	78.5	鳥	根	県
158,572	88.3	170,959	88.7	329,531	88.5	岡	山	県
161,118	89.8	184,280	95.7	345,397	92.8	広	島	県
160,159	89.2	155,156	80.5	315,315	84.7	山	口	県
153,930	85.7	145,465	75.5	299,396	80.5	徳	島	県
164,807	91.8	145,350	75.5	310,157	83.3	香	川	県
161,898	90.2	145,101	75.3	307,000	82.5	愛	媛	県
138,320	77.1	125,969	65.4	264,289	71.0	高	知	県
154,166	85.9	174,745	90.7	328,911	88.4	福	岡	県
158,414	88.2	138,596	71.9	297,010	79.8	佐	賀	県
130,258	72.6	127,943	66.4	258,200	69.4	長	崎	県
139,789	77.9	145,546	75.6	285,336	76.7	熊	本	県
147,591	82.2	146,434	76.0	294,024	79.0	大	分	県
138,056	76.9	132,326	68.7	270,383	72.7	宮	崎	県
136,661	76.1	133,695	69.4	270,356	72.6	鹿	児	島
134,567	75.0	137,590	71.4	272,157	73.1	沖	縄	県
179,514	100.0	192,631	100.0	372,145	100.0	合		計

フ場利用税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

20 道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）（令和6年度）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	145,268	28,796	66.5	13,752	2,726	57.4	159,021	31,522	65.6
青森県	33,834	28,533	65.9	2,614	2,204	46.4	36,448	30,738	63.9
岩手県	35,848	31,067	71.7	3,290	2,851	60.1	39,138	33,918	70.6
宮城県	64,686	29,072	67.1	9,239	4,153	87.5	73,925	33,225	69.1
秋田県	26,162	28,826	66.5	2,322	2,558	53.9	28,484	31,384	65.3
山形県	32,352	31,957	73.8	2,559	2,528	53.3	34,911	34,485	71.7
福島県	62,836	35,474	81.9	5,720	3,229	68.0	68,556	38,703	80.5
茨城県	119,964	42,113	97.2	10,131	3,557	74.9	130,096	45,670	95.0
栃木県	78,810	41,388	95.5	6,700	3,519	74.1	85,510	44,907	93.4
群馬県	76,025	39,846	92.0	8,597	4,506	94.9	84,622	44,352	92.3
埼玉県	320,690	43,488	100.4	18,155	2,462	51.9	338,846	45,950	95.6
千葉県	302,207	47,881	110.5	16,755	2,655	55.9	318,962	50,536	105.1
東京都	1,182,076	84,419	194.9	184,608	13,184	277.8	1,366,684	97,603	203.1
神奈川県	392,945	42,700	98.6	30,230	3,285	69.2	423,175	45,984	95.7
新潟県	60,579	28,700	66.2	6,293	2,981	62.8	66,872	31,681	65.9
富山県	42,088	41,732	96.3	3,893	3,860	81.3	45,981	45,592	94.9
石川県	44,531	40,552	93.6	4,491	4,090	86.2	49,022	44,642	92.9
福井県	30,482	40,823	94.2	2,852	3,819	80.5	33,334	44,642	92.9
山梨県	32,428	40,481	93.4	2,821	3,521	74.2	35,248	44,002	91.5
長野県	78,340	38,929	89.9	6,554	3,257	68.6	84,894	42,185	87.8
岐阜県	79,273	40,626	93.8	6,112	3,132	66.0	85,385	43,758	91.0
静岡県	133,136	37,233	85.9	10,184	2,848	60.0	143,319	40,081	83.4
愛知県	342,756	45,800	105.7	55,420	7,405	156.0	398,175	53,205	110.7
三重県	75,567	43,398	100.2	6,300	3,618	76.2	81,867	47,016	97.8
滋賀県	59,881	42,613	98.4	5,499	3,913	82.4	65,381	46,526	96.8
京都府	85,363	34,532	79.7	10,125	4,096	86.3	95,488	38,628	80.4
大阪府	340,382	38,803	89.6	54,766	6,243	131.5	395,148	45,047	93.7
兵庫県	232,840	43,170	99.7	16,819	3,118	65.7	249,660	46,288	96.3
奈良県	59,498	45,632	105.3	2,670	2,048	43.2	62,168	47,679	99.2
和歌山県	32,811	36,409	84.0	2,344	2,601	54.8	35,155	39,010	81.2
鳥取県	17,539	32,844	75.8	1,438	2,693	56.7	18,977	35,537	73.9
島根県	21,510	33,474	77.3	1,969	3,065	64.6	23,479	36,539	76.0
岡山県	58,506	31,875	73.6	6,280	3,421	72.1	64,786	35,297	73.4
広島県	91,128	33,395	77.1	10,690	3,918	82.6	101,818	37,313	77.6
山口県	48,529	37,534	86.6	4,255	3,291	69.3	52,784	40,825	84.9
徳島県	27,525	39,299	90.7	2,250	3,213	67.7	29,775	42,512	88.4
香川県	36,661	39,003	90.0	3,779	4,020	84.7	40,440	43,023	89.5
愛媛県	44,849	34,596	79.9	4,478	3,454	72.8	49,327	38,050	79.2
高知県	21,836	32,842	75.8	1,545	2,323	48.9	23,380	35,166	73.2
福岡県	150,208	29,528	68.2	18,453	3,628	76.4	168,662	33,156	69.0
佐賀県	25,451	32,044	74.0	2,333	2,937	61.9	27,784	34,981	72.8
長崎県	39,789	31,222	72.1	3,044	2,389	50.3	42,833	33,611	69.9
熊本県	42,897	24,993	57.7	4,729	2,756	58.1	47,626	27,748	57.7
大分県	35,589	32,292	74.5	3,084	2,798	59.0	38,673	35,091	73.0
宮崎県	31,189	29,751	68.7	2,422	2,310	48.7	33,611	32,061	66.7
鹿児島県	45,194	28,991	66.9	3,744	2,401	50.6	48,938	31,392	65.3
沖縄県	44,102	29,717	68.6	3,793	2,556	53.9	47,895	32,273	67.1
合計	5,386,160	43,321	100.0	590,101	4,746	100.0	5,976,262	48,067	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除した。
 3 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。
 4 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡

事業税									都道府県
個人			法人			計			
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
5,885	1,167	60.3	157,180	31,157	65.7	163,065	32,323	65.5	北海道
1,079	910	47.0	29,202	24,627	51.9	30,281	25,537	51.8	青森県
1,256	1,089	56.3	30,346	26,299	55.5	31,603	27,388	55.5	岩手県
3,433	1,543	79.7	93,635	42,083	88.8	97,068	43,626	88.4	宮城県
919	1,013	52.4	24,210	26,675	56.3	25,129	27,688	56.1	秋田県
1,219	1,204	62.2	25,394	25,084	52.9	26,613	26,288	53.3	山形県
1,992	1,125	58.1	65,416	36,931	77.9	67,408	38,055	77.1	福島県
3,857	1,354	70.0	109,720	38,517	81.2	113,577	39,871	80.8	茨城県
2,569	1,349	69.7	71,762	37,687	79.5	74,331	39,036	79.1	栃木県
2,619	1,373	71.0	79,631	41,736	88.0	82,250	43,109	87.4	群馬県
16,149	2,190	113.2	193,768	26,276	55.4	209,917	28,466	57.7	埼玉県
9,964	1,579	81.6	182,325	28,887	60.9	192,290	30,466	61.7	千葉県
60,891	4,349	224.8	1,640,147	117,132	247.1	1,701,038	121,481	246.2	東京都
21,036	2,286	118.1	346,105	37,610	79.3	367,141	39,896	80.9	神奈川県
2,562	1,214	62.7	75,662	35,846	75.6	78,224	37,060	75.1	新潟県
1,431	1,419	73.3	41,311	40,962	86.4	42,743	42,381	85.9	富山県
1,777	1,618	83.6	47,608	43,354	91.4	49,385	44,972	91.1	石川県
1,225	1,641	84.8	40,648	54,437	114.8	41,873	56,078	113.6	福井県
1,369	1,709	88.3	30,159	37,649	79.4	31,528	39,358	79.8	山梨県
2,619	1,302	67.3	69,748	34,659	73.1	72,367	35,961	72.9	長野県
3,154	1,617	83.6	63,714	32,652	68.9	66,868	34,269	69.4	岐阜県
6,505	1,819	94.0	159,944	44,731	94.4	166,448	46,550	94.3	静岡県
15,493	2,070	107.0	518,721	69,313	146.2	534,214	71,383	144.7	愛知県
2,772	1,592	82.3	73,222	42,051	88.7	75,994	43,643	88.4	三重県
1,900	1,352	69.9	58,041	41,303	87.1	59,941	42,655	86.4	滋賀県
4,640	1,877	97.0	106,143	42,938	90.6	110,783	44,815	90.8	京都府
17,772	2,026	104.7	501,397	57,159	120.6	519,169	59,185	119.9	大阪府
8,395	1,556	80.4	191,253	35,459	74.8	199,648	37,016	75.0	兵庫県
1,666	1,277	66.0	25,125	19,269	40.6	26,790	20,547	41.6	奈良県
1,246	1,383	71.5	22,345	24,795	52.3	23,591	26,178	53.1	和歌山県
564	1,056	54.6	14,657	27,448	57.9	15,221	28,503	57.8	鳥取県
798	1,241	64.1	22,358	34,793	73.4	23,155	36,035	73.0	島根県
2,181	1,188	61.4	67,348	36,692	77.4	69,529	37,881	76.8	岡山県
4,333	1,588	82.1	111,107	40,717	85.9	115,440	42,305	85.7	広島県
1,764	1,364	70.5	47,050	36,390	76.8	48,815	37,754	76.5	山口県
674	963	49.8	22,471	32,083	67.7	23,146	33,046	67.0	徳島県
1,037	1,104	57.1	34,860	37,086	78.2	35,897	38,190	77.4	香川県
1,447	1,116	57.7	50,170	38,700	81.6	51,616	39,816	80.7	愛媛県
893	1,344	69.5	15,180	22,832	48.2	16,073	24,175	49.0	高知県
8,434	1,658	85.7	197,909	38,905	82.1	206,342	40,563	82.2	福岡県
1,126	1,417	73.2	25,208	31,738	66.9	26,334	33,156	67.2	佐賀県
1,533	1,203	62.2	29,231	22,937	48.4	30,763	24,140	48.9	長崎県
1,951	1,137	58.8	48,088	28,018	59.1	50,039	29,154	59.1	熊本県
1,213	1,101	56.9	31,604	28,676	60.5	32,818	29,777	60.3	大分県
1,245	1,187	61.3	25,291	24,124	50.9	26,535	25,312	51.3	宮崎県
1,602	1,027	53.1	37,754	24,218	51.1	39,356	25,245	51.2	鹿児島県
2,391	1,611	83.3	40,229	27,107	57.2	42,621	28,719	58.2	沖縄県
240,581	1,935	100.0	5,894,397	47,409	100.0	6,134,978	49,344	100.0	合計

所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
6 軽油引取税については、旧法による税（目的税分）を含む。
7 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）（令和6年度）

都道府県	地方消費税			不動産取得税			道府県たばこ税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	293,525	58,183	104.6	18,982	3,763	102.9	7,674	1,521	126.9
青森県	67,991	57,339	103.1	2,175	1,834	50.2	1,738	1,466	122.3
岩手県	65,238	56,537	101.7	2,552	2,212	60.5	1,477	1,280	106.8
宮城県	125,066	56,210	101.1	8,384	3,768	103.1	2,946	1,324	110.4
秋田県	51,380	56,611	101.8	1,397	1,539	42.1	1,148	1,265	105.5
山形県	57,128	56,431	101.5	1,947	1,924	52.6	1,157	1,143	95.3
福島県	102,949	58,120	104.5	4,007	2,262	61.9	2,519	1,422	118.6
茨城県	150,888	52,969	95.2	6,476	2,273	62.2	3,767	1,322	110.3
栃木県	105,730	55,526	99.8	5,425	2,849	77.9	2,415	1,269	105.8
群馬県	106,077	55,596	100.0	7,368	3,862	105.6	2,346	1,230	102.6
埼玉県	361,153	48,975	88.1	20,929	2,838	77.6	8,176	1,109	92.5
千葉県	332,948	52,752	94.9	22,084	3,499	95.7	7,184	1,138	94.9
東京都	922,310	65,867	118.4	100,738	7,194	196.8	17,094	1,221	101.8
神奈川県	482,802	52,464	94.3	36,057	3,918	107.2	9,713	1,055	88.0
新潟県	120,357	57,021	102.5	4,293	2,034	55.6	2,440	1,156	96.4
富山県	57,526	57,039	102.6	2,495	2,474	67.7	1,136	1,126	93.9
石川県	64,362	58,611	105.4	3,253	2,962	81.0	1,305	1,189	99.2
福井県	43,256	57,931	104.2	1,767	2,366	64.7	855	1,145	95.5
山梨県	45,120	56,326	101.3	1,945	2,428	66.4	1,031	1,287	107.3
長野県	108,086	53,710	96.6	5,433	2,700	73.9	2,206	1,096	91.4
岐阜県	104,270	53,436	96.1	5,397	2,766	75.7	2,072	1,062	88.6
静岡県	200,789	56,154	101.0	11,658	3,260	89.2	4,069	1,138	94.9
愛知県	422,556	56,463	101.5	29,225	3,905	106.8	8,301	1,109	92.5
三重県	98,994	56,851	102.2	5,022	2,884	78.9	2,018	1,159	96.7
滋賀県	71,545	50,913	91.6	4,105	2,921	79.9	1,501	1,068	89.1
京都府	130,681	52,864	95.1	11,179	4,522	123.7	2,610	1,056	88.1
大阪府	486,766	55,491	99.8	38,705	4,412	120.7	12,001	1,368	114.1
兵庫県	275,556	51,089	91.9	17,770	3,295	90.1	5,575	1,034	86.2
奈良県	61,431	47,114	84.7	2,154	1,652	45.2	1,252	961	80.2
和歌山県	46,977	52,128	93.7	1,730	1,920	52.5	1,112	1,234	102.9
鳥取県	29,197	54,676	98.3	846	1,584	43.3	605	1,134	94.6
島根県	34,299	53,377	96.0	1,059	1,647	45.0	667	1,038	86.6
岡山県	102,580	55,887	100.5	4,205	2,291	62.7	2,126	1,158	96.6
広島県	151,755	55,613	100.0	7,938	2,909	79.6	3,037	1,113	92.8
山口県	69,059	53,411	96.0	3,073	2,377	65.0	1,482	1,146	95.6
徳島県	36,587	52,237	93.9	1,314	1,876	51.3	820	1,171	97.7
香川県	52,361	55,705	100.2	2,068	2,200	60.2	1,098	1,169	97.5
愛媛県	75,440	58,194	104.6	3,419	2,637	72.1	1,484	1,144	95.4
高知県	37,894	56,996	102.5	1,309	1,968	53.8	844	1,270	105.9
福岡県	276,221	54,300	97.6	19,123	3,759	102.8	6,611	1,300	108.4
佐賀県	43,689	55,006	98.9	2,357	2,967	81.2	1,065	1,341	111.8
長崎県	67,124	52,673	94.7	2,998	2,352	64.3	1,591	1,249	104.2
熊本県	96,043	55,958	100.6	5,298	3,087	84.4	2,144	1,249	104.2
大分県	62,349	56,572	101.7	2,901	2,633	72.0	1,375	1,247	104.0
宮崎県	56,740	54,124	97.3	2,753	2,626	71.8	1,372	1,309	109.2
鹿児島県	83,756	53,727	96.6	4,212	2,702	73.9	1,906	1,222	101.9
沖縄県	75,736	51,032	91.8	5,062	3,411	93.3	2,069	1,394	116.3
合 計	6,914,286	55,612	100.0	454,585	3,656	100.0	149,134	1,199	100.0

ゴルフ場利用税			軽油引取税			鉱区税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
1,528	303	87.3	53,341	10,573	146.1	32	6	300.0	北海道
142	119	34.3	12,517	10,556	145.8	2	2	100.0	青森県
265	229	66.0	12,901	11,180	154.5	16	14	700.0	岩手県
675	304	87.6	22,648	10,179	140.6	2	1	50.0	宮城県
137	150	43.2	8,624	9,502	131.3	8	9	450.0	秋田県
104	103	29.7	8,524	8,420	116.3	2	2	100.0	山形県
509	287	82.7	21,718	12,261	169.4	10	6	300.0	福島県
2,643	928	267.4	31,768	11,152	154.1	4	1	50.0	茨城県
2,195	1,153	332.3	20,476	10,753	148.6	8	4	200.0	栃木県
1,055	553	159.4	16,912	8,864	122.5	2	1	50.0	群馬県
2,253	306	88.2	51,468	6,979	96.4	5	1	50.0	埼玉県
4,396	696	200.6	39,121	6,198	85.6	40	6	300.0	千葉県
641	46	13.3	36,507	2,607	36.0	2	0	0.0	東京都
1,642	178	51.3	39,465	4,288	59.2	-	-	-	神奈川県
444	210	60.5	21,417	10,147	140.2	32	15	750.0	新潟県
263	261	75.2	10,576	10,487	144.9	1	1	50.0	富山県
450	410	118.2	10,555	9,612	132.8	1	1	50.0	石川県
208	278	80.1	6,948	9,305	128.6	2	2	100.0	福井県
792	989	285.0	7,079	8,838	122.1	0	0	0.0	山梨県
781	388	111.8	16,913	8,404	116.1	3	1	50.0	長野県
1,579	809	233.1	16,710	8,564	118.3	14	7	350.0	岐阜県
2,466	690	198.8	36,441	10,191	140.8	4	1	50.0	静岡県
1,366	183	52.7	58,228	7,781	107.5	2	0	0.0	愛知県
1,603	921	265.4	19,988	11,479	158.6	3	2	100.0	三重県
1,014	722	208.1	12,423	8,840	122.1	6	4	200.0	滋賀県
726	294	84.7	14,171	5,732	79.2	1	0	0.0	京都府
1,414	161	46.4	47,335	5,396	74.6	0	0	0.0	大阪府
3,435	637	183.6	38,030	7,051	97.4	5	1	50.0	兵庫県
809	621	179.0	6,605	5,066	70.0	1	1	50.0	奈良県
297	330	95.1	5,915	6,563	90.7	0	0	0.0	和歌山県
90	168	48.4	4,559	8,538	118.0	1	1	50.0	鳥取県
83	129	37.2	4,701	7,316	101.1	1	2	100.0	島根県
618	337	97.1	19,218	10,470	144.7	10	6	300.0	岡山県
660	242	69.7	22,368	8,197	113.2	4	2	100.0	広島県
439	340	98.0	12,365	9,563	132.1	8	6	300.0	山口県
234	335	96.5	5,377	7,677	106.1	1	2	100.0	徳島県
335	357	102.9	8,914	9,483	131.0	0	0	0.0	香川県
338	261	75.2	9,519	7,343	101.5	3	2	100.0	愛媛県
218	328	94.5	4,142	6,230	86.1	7	10	500.0	高知県
1,065	209	60.2	37,154	7,304	100.9	5	1	50.0	福岡県
298	376	108.4	8,789	11,066	152.9	0	0	0.0	佐賀県
292	229	66.0	6,595	5,175	71.5	4	3	150.0	長崎県
615	358	103.2	14,075	8,200	113.3	11	6	300.0	熊本県
331	300	86.5	8,676	7,872	108.8	13	11	550.0	大分県
393	375	108.1	8,529	8,136	112.4	8	7	350.0	宮崎県
398	256	73.8	12,406	7,958	109.9	16	10	500.0	鹿児島県
867	584	168.3	7,207	4,856	67.1	7	5	250.0	沖縄県
43,106	347	100.0	899,920	7,238	100.0	308	2	100.0	合計

20
都道府県
税別
収入
状況
の

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）（令和6年度）

都道府県	自動車税								
	環境性能割			種別割			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	7,709	1,528	117.5	73,608	14,591	120.8	81,317	16,119	120.5
青森県	1,441	1,215	93.5	15,849	13,366	110.7	17,290	14,581	109.0
岩手県	1,285	1,114	85.7	16,926	14,669	121.5	18,211	15,782	118.0
宮城県	2,770	1,245	95.8	32,100	14,427	119.5	34,870	15,672	117.2
秋田県	1,114	1,227	94.4	12,780	14,082	116.6	13,894	15,309	114.5
山形県	1,271	1,255	96.5	15,417	15,229	126.1	16,688	16,484	123.2
福島県	2,091	1,180	90.8	29,321	16,553	137.1	31,411	17,733	132.6
茨城県	3,783	1,328	102.2	48,903	17,168	142.2	52,686	18,496	138.3
栃木県	2,619	1,375	105.8	34,062	17,888	148.1	36,681	19,264	144.0
群馬県	3,196	1,675	128.8	33,114	17,356	143.7	36,310	19,031	142.3
埼玉県	9,054	1,228	94.5	82,972	11,251	93.2	92,026	12,479	93.3
千葉県	7,723	1,224	94.2	72,980	11,563	95.8	80,703	12,787	95.6
東京都	17,427	1,245	95.8	99,125	7,079	58.6	116,551	8,324	62.2
神奈川県	11,374	1,236	95.1	87,633	9,523	78.9	99,006	10,759	80.4
新潟県	2,479	1,174	90.3	29,861	14,147	117.1	32,340	15,321	114.5
富山県	1,337	1,325	101.9	16,267	16,129	133.6	17,604	17,455	130.5
石川県	1,662	1,513	116.4	17,120	15,590	129.1	18,782	17,103	127.9
福井県	1,137	1,523	117.2	11,809	15,815	131.0	12,946	17,338	129.6
山梨県	1,065	1,329	102.2	12,737	15,901	131.7	13,802	17,230	128.8
長野県	2,718	1,350	103.8	30,434	15,123	125.2	33,152	16,474	123.2
岐阜県	3,109	1,593	122.5	30,599	15,681	129.9	33,708	17,275	129.1
静岡県	4,998	1,398	107.5	51,682	14,454	119.7	56,680	15,852	118.5
愛知県	14,240	1,903	146.4	113,218	15,129	125.3	127,458	17,031	127.3
三重県	2,783	1,598	122.9	26,462	15,197	125.8	29,245	16,795	125.6
滋賀県	1,988	1,415	108.8	18,031	12,831	106.3	20,019	14,246	106.5
京都府	3,215	1,300	100.0	24,290	9,826	81.4	27,505	11,127	83.2
大阪府	10,686	1,218	93.7	77,090	8,788	72.8	87,776	10,006	74.8
兵庫県	7,403	1,373	105.6	59,961	11,117	92.1	67,364	12,490	93.4
奈良県	1,597	1,225	94.2	14,597	11,195	92.7	16,193	12,419	92.8
和歌山県	1,028	1,141	87.8	10,756	11,935	98.8	11,784	13,076	97.8
鳥取県	635	1,189	91.5	6,831	12,793	105.9	7,466	13,982	104.5
島根県	698	1,086	83.5	7,838	12,198	101.0	8,536	13,283	99.3
岡山県	2,274	1,239	95.3	25,151	13,703	113.5	27,425	14,942	111.7
広島県	3,515	1,288	99.1	32,504	11,912	98.6	36,019	13,200	98.7
山口県	1,654	1,279	98.4	17,229	13,325	110.3	18,883	14,604	109.2
徳島県	768	1,097	84.4	9,779	13,961	115.6	10,547	15,058	112.6
香川県	1,040	1,107	85.2	12,754	13,569	112.4	13,794	14,676	109.7
愛媛県	1,319	1,017	78.2	15,253	11,766	97.4	16,572	12,784	95.6
高知県	606	912	70.2	7,473	11,240	93.1	8,079	12,152	90.8
福岡県	6,574	1,292	99.4	60,389	11,871	98.3	66,963	13,164	98.4
佐賀県	803	1,012	77.8	10,357	13,040	108.0	11,160	14,051	105.0
長崎県	1,021	801	61.6	12,631	9,911	82.1	13,651	10,712	80.1
熊本県	1,858	1,082	83.2	22,095	12,873	106.6	23,953	13,956	104.3
大分県	1,193	1,083	83.3	13,960	12,667	104.9	15,153	13,749	102.8
宮崎県	1,017	970	74.6	13,414	12,795	106.0	14,431	13,766	102.9
鹿児島県	1,319	846	65.1	17,900	11,482	95.1	19,218	12,328	92.2
沖縄県	1,050	708	54.5	16,164	10,891	90.2	17,214	11,599	86.7
合計	161,642	1,300	100.0	1,501,428	12,076	100.0	1,663,070	13,376	100.0

道府県固定資産税			狩 猟 税			その他の道府県税			都 道 府 県	
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		
-	-	-	51	10	166.7	1,651	327	53.0	北 海 道	
660	556	1,134.7	4	3	50.0	24,097	20,321	3,293.5	青 森 県	
-	-	-	14	12	200.0	73	64	10.4	岩 手 県	
-	-	-	9	4	66.7	1,541	693	112.3	宮 城 県	
-	-	-	2	2	33.3	236	260	42.1	秋 田 県	
-	-	-	3	3	50.0	154	152	24.6	山 形 県	
1,769	998	2,036.7	12	7	116.7	490	277	44.9	福 島 県	
-	-	-	33	12	200.0	1,322	464	75.2	茨 城 県	
-	-	-	21	11	183.3	-	0	0.0	栃 木 県	
-	-	-	16	8	133.3	-	-	-	群 馬 県	
-	-	-	19	3	50.0	-	-	-	埼 玉 県	
-	-	-	28	5	83.3	-	0	0.0	千 葉 県	
-	-	-	4	0	0.0	6,369	455	73.7	東 京 都	
-	-	-	15	2	33.3	-	0	0.0	神 奈 川 県	
-	-	-	10	5	83.3	4,893	2,318	375.7	新 潟 県	
-	-	-	5	5	83.3	-	-	-	富 山 県	
-	-	-	9	8	133.3	770	702	113.8	石 川 県	
2,105	2,820	5,755	9	12	200.0	12,727	17,045	2,762.6	福 井 県	
-	-	-	11	14	233.3	-	-	-	山 梨 県	
-	-	-	13	6	100.0	-	0	0.0	長 野 県	
-	-	-	15	8	133.3	6	3	0.5	岐 阜 県	
-	-	-	34	9	150.0	1,240	347	56.2	静 岡 県	
1,315	176	359.2	10	1	16.7	776	104	16.9	愛 知 県	
-	-	-	18	10	166.7	722	415	67.3	三 重 県	
-	-	-	12	9	150.0	51	36	5.8	滋 賀 県	
-	-	-	18	7	116.7	100	40	6.5	京 都 府	
-	-	-	8	1	16.7	3,322	379	61.4	大 阪 府	
-	-	-	35	6	100.0	-	-	-	兵 庫 県	
-	-	-	11	8	133.3	145	111	18.0	奈 良 県	
-	-	-	13	14	233.3	-	-	-	和 歌 山 県	
-	-	-	6	12	200.0	4	7	1.1	鳥 取 県	
-	-	-	11	18	300.0	1,631	2,538	411.3	島 根 県	
-	-	-	16	8	133.3	544	296	48.0	岡 山 県	
-	-	-	25	9	150.0	591	216	35.0	広 島 県	
-	-	-	11	8	133.3	160	124	20.1	山 口 県	
-	-	-	11	16	266.7	-	-	-	徳 島 県	
-	-	-	4	4	66.7	-	-	-	香 川 県	
-	-	-	23	18	300.0	2,136	1,648	267.1	愛 媛 県	
-	-	-	17	25	416.7	-	-	-	高 知 県	
-	-	-	19	4	66.7	2,071	407	66.0	福 岡 県	
191	240	490	8	10	166.7	4,146	5,220	846.0	佐 賀 県	
-	-	-	7	5	83.3	138	108	17.5	長 崎 県	
-	-	-	18	10	166.7	107	62	10.0	熊 本 県	
-	-	-	20	19	316.7	351	319	51.7	大 分 県	
-	-	-	19	18	300.0	340	324	52.5	宮 崎 県	
-	-	-	22	14	233.3	2,815	1,806	292.7	鹿 児 島 県	
-	-	-	3	2	33.3	1,028	693	112.3	沖 縄 県	
6,039	49	100.0	701	6	100.0	76,746	617	100.0	合 計	

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）（令和6年度）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	780,186	154,651	86.1	660,375	130,901	161.7
青森県	193,343	163,053	90.8	227,471	191,834	236.9
岩手県	171,488	148,616	82.8	236,778	205,198	253.4
宮城県	367,135	165,006	91.9	171,904	77,261	95.4
秋田県	130,438	143,719	80.1	208,272	229,477	283.4
山形県	147,232	145,435	81.0	197,141	194,735	240.5
福島県	301,357	170,132	94.8	252,658	142,639	176.2
茨城県	493,259	173,159	96.5	213,535	74,961	92.6
栃木県	332,792	174,770	97.4	157,053	82,478	101.9
群馬県	336,959	176,605	98.4	157,290	82,438	101.8
埼玉県	1,084,793	147,105	81.9	302,833	41,066	51
千葉県	997,755	158,083	88.1	262,833	41,643	51.4
東京都	4,267,939	304,798	169.8	-	-	-
神奈川県	1,459,016	158,545	88.3	160,604	17,452	21.6
新潟県	331,322	156,968	87.4	268,636	127,270	157.2
富山県	178,330	176,820	98.5	155,492	154,176	190.4
石川県	197,894	180,211	100.4	226,966	206,686	255.3
福井県	156,030	208,962	116.4	142,125	190,340	235.1
山梨県	136,557	170,471	95.0	147,254	183,825	227.0
長野県	323,847	160,926	89.6	226,414	112,510	139.0
岐阜県	316,025	161,957	90.2	207,156	106,163	131.1
静岡県	623,148	174,273	97.1	206,273	57,687	71.2
愛知県	1,581,626	211,341	117.7	156,446	20,905	25.8
三重県	315,474	181,175	100.9	170,720	98,044	121.1
滋賀県	235,998	167,940	93.6	143,830	102,352	126.4
京都府	393,262	159,086	88.6	203,872	82,472	101.9
大阪府	1,591,643	181,447	101.1	367,217	41,863	51.7
兵庫県	857,077	158,906	88.5	376,369	69,781	86
奈良県	177,559	136,179	75.9	186,093	142,724	176.3
和歌山県	126,575	140,453	78.2	194,276	215,577	266.2
鳥取県	76,972	144,142	80.3	151,355	283,434	350.0
島根県	97,624	151,922	84.6	189,675	295,173	364.5
岡山県	291,056	158,572	88.3	183,936	100,211	123.8
広島県	439,654	161,118	89.8	206,337	75,615	93.4
山口県	207,079	160,159	89.2	190,939	147,676	182.4
徳島県	107,814	153,930	85.7	159,916	228,318	282.0
香川県	154,913	164,807	91.8	135,229	143,866	177.7
愛媛県	209,878	161,898	90.2	182,997	141,162	174.3
高知県	91,964	138,320	77.1	188,947	284,190	351.0
福岡県	784,235	154,166	85.9	325,356	63,959	79.0
佐賀県	125,821	158,414	88.2	160,914	202,598	250.2
長崎県	165,997	130,258	72.6	243,231	190,863	235.7
熊本県	239,929	139,789	77.9	233,818	136,229	168.2
大分県	162,660	147,591	82.2	191,522	173,779	214.6
宮崎県	144,731	138,056	76.9	202,254	192,927	238.3
鹿児島県	213,043	136,661	76.1	294,346	188,814	233.2
沖縄県	199,709	134,567	75.0	238,381	160,625	198.4
合計	22,319,135	179,514	100.0	10,067,039	80,970	100.0

地方譲与税 C			合 計 A+B+C			都道府県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
125,240	24,825	117.3	1,565,801	310,378	110.2	北海道
29,443	24,831	117.3	450,257	379,718	134.8	青森県
29,729	25,764	121.7	437,995	379,578	134.8	岩手県
52,207	23,464	110.9	591,247	265,731	94.3	宮城県
23,467	25,857	122.2	362,177	399,052	141.7	秋田県
25,915	25,598	121.0	370,287	365,768	129.9	山形県
43,829	24,744	116.9	597,845	337,515	119.8	福島県
65,904	23,135	109.3	772,697	271,255	96.3	茨城県
44,866	23,562	111.3	534,712	280,811	99.7	栃木県
44,703	23,429	110.7	538,951	282,473	100.3	群馬県
162,705	22,064	104.3	1,550,331	210,234	74.6	埼玉県
139,576	22,114	104.5	1,400,164	221,841	78.8	千葉県
72,711	5,193	24.5	4,340,650	309,990	110.1	東京都
201,942	21,944	103.7	1,821,563	197,941	70.3	神奈川県
51,649	24,469	115.6	651,607	308,708	109.6	新潟県
24,419	24,212	114.4	358,241	355,209	126.1	富山県
26,552	24,179	114.3	451,411	411,076	146.0	石川県
18,257	24,450	115.5	316,411	423,752	150.5	福井県
18,953	23,660	111.8	302,764	377,956	134.2	山梨県
48,111	23,907	113.0	598,372	297,343	105.6	長野県
46,175	23,664	111.8	569,356	291,784	103.6	岐阜県
81,298	22,736	107.4	910,719	254,696	90.4	静岡県
168,235	22,480	106.2	1,906,307	254,726	90.4	愛知県
41,118	23,614	111.6	527,312	302,833	107.5	三重県
32,431	23,078	109.0	412,258	293,371	104.2	滋賀県
57,472	23,249	109.9	654,606	264,807	94.0	京都府
194,577	22,182	104.8	2,153,437	245,491	87.2	大阪府
122,424	22,698	107.3	1,355,869	251,385	89.3	兵庫県
30,277	23,221	109.7	393,930	302,124	107.3	奈良県
21,998	24,410	115.3	342,850	380,440	135.1	和歌山県
13,651	25,563	120.8	241,978	453,140	160.9	鳥取県
16,896	26,293	124.2	304,195	473,388	168.1	島根県
43,546	23,725	112.1	518,538	282,508	100.3	岡山県
63,762	23,367	110.4	709,753	260,100	92.3	広島県
31,761	24,565	116.1	429,779	332,400	118.0	山口県
17,303	24,705	116.7	285,034	406,953	144.5	徳島県
21,976	23,380	110.5	312,118	332,053	117.9	香川県
31,542	24,331	115.0	424,417	327,392	116.2	愛媛県
17,164	25,815	122.0	298,075	448,325	159.2	高知県
115,249	22,656	107.1	1,224,839	240,780	85.5	福岡県
18,982	23,899	112.9	305,716	384,911	136.7	佐賀県
30,216	23,711	112.0	439,444	344,832	122.4	長崎県
40,291	23,474	110.9	514,037	299,493	106.3	熊本県
26,874	24,384	115.2	381,056	345,754	122.8	大分県
25,566	24,387	115.2	372,551	355,370	126.2	宮崎県
37,704	24,186	114.3	545,093	349,661	124.1	鹿児島県
32,607	21,971	103.8	470,696	317,163	112.6	沖縄県
2,631,273	21,163	100.0	35,017,447	281,648	100.0	合 計

21 市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）（令和6年度）

都道府県	市 町 村 民 税					
	個 人			法 人		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指 数	税額(円)		指 数	
北海道	288,233	57,134	84.7	59,915	11,876	63.0
青森県	48,246	40,687	60.3	9,652	8,140	43.1
岩手県	50,321	43,610	64.6	11,294	9,788	51.9
宮城県	139,884	62,870	93.2	32,345	14,537	77.1
秋田県	36,497	40,213	59.6	8,262	9,103	48.3
山形県	44,745	44,199	65.5	9,246	9,133	48.4
福島県	85,459	48,246	71.5	18,509	10,449	55.4
茨城県	158,036	55,479	82.2	40,676	14,279	75.7
栃木県	105,128	55,209	81.8	27,451	14,416	76.4
群馬県	100,721	52,789	78.2	36,438	19,098	101.2
埼玉県	506,327	68,661	101.8	76,461	10,369	55.0
千葉県	450,693	71,407	105.8	68,140	10,796	57.2
東京都	1,497,765	106,964	158.5	762,595	54,461	288.7
神奈川県	880,210	95,648	141.8	125,581	13,646	72.3
新潟県	111,141	52,655	78.0	25,868	12,255	65.0
富山県	54,927	54,462	80.7	15,267	15,137	80.2
石川県	59,726	54,390	80.6	16,484	15,011	79.6
福井県	39,985	53,550	79.4	11,667	15,625	82.8
山梨県	43,231	53,968	80.0	9,827	12,267	65.0
長野県	105,556	52,453	77.7	24,146	11,999	63.6
岐阜県	103,045	52,808	78.3	21,248	10,889	57.7
静岡県	237,683	66,472	98.5	48,555	13,579	72.0
愛知県	559,681	74,786	110.9	206,923	27,650	146.6
三重県	95,464	54,824	81.3	21,230	12,192	64.6
滋賀県	78,004	55,509	82.3	21,813	15,522	82.3
京都府	173,374	70,135	104.0	42,317	17,118	90.7
大阪府	589,478	67,200	99.6	198,843	22,668	120.2
兵庫県	356,263	66,053	97.9	73,321	13,594	72.1
奈良県	70,176	53,821	79.8	9,957	7,637	40.5
和歌山県	40,631	45,086	66.8	8,233	9,136	48.4
鳥取県	22,994	43,059	63.8	4,914	9,201	48.8
島根県	29,086	45,263	67.1	7,651	11,907	63.1
岡山県	105,075	57,247	84.9	24,347	13,264	70.3
広島県	176,102	64,535	95.7	43,819	16,058	85.1
山口県	63,441	49,067	72.7	17,083	13,213	70.0
徳島県	33,359	47,628	70.6	9,128	13,032	69.1
香川県	46,521	49,493	73.4	13,992	14,886	78.9
愛媛県	58,649	45,241	67.1	17,646	13,612	72.2
高知県	29,143	43,834	65.0	5,578	8,390	44.5
福岡県	315,869	62,094	92.0	76,867	15,111	80.1
佐賀県	35,028	44,102	65.4	8,684	10,934	58.0
長崎県	54,504	42,770	63.4	11,199	8,788	46.6
熊本県	88,989	51,848	76.9	17,458	10,172	53.9
大分県	48,752	44,235	65.6	11,240	10,198	54.1
宮崎県	43,227	41,233	61.1	8,617	8,219	43.6
鹿児島県	63,037	40,436	59.9	13,433	8,617	45.7
沖縄県	63,433	42,742	63.4	11,602	7,818	41.4
合 計	8,387,840	67,464	100.0	2,345,519	18,865	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
計			土 地			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
348,148	69,011	79.9	76,220	15,108	49.8	北 海 道
57,898	48,828	56.6	17,783	14,997	49.5	青 森 県
61,615	53,397	61.9	20,851	18,070	59.6	岩 手 県
172,229	77,407	89.7	54,645	24,560	81.0	宮 城 県
44,759	49,316	57.1	13,061	14,391	47.5	秋 田 県
53,991	53,332	61.8	18,115	17,894	59.0	山 形 県
103,968	58,696	68.0	37,506	21,174	69.8	福 島 県
198,712	69,758	80.8	58,734	20,619	68.0	茨 城 県
132,579	69,626	80.7	44,442	23,339	77.0	栃 木 県
137,159	71,887	83.3	43,617	22,860	75.4	群 馬 県
582,789	79,030	91.5	206,360	27,984	92.3	埼 玉 県
518,834	82,203	95.2	155,755	24,678	81.4	千 葉 県
2,260,359	161,425	187.0	962,778	68,757	226.8	東 京 都
1,005,791	109,295	126.6	300,494	32,653	107.7	神 奈 川 県
137,009	64,910	75.2	43,094	20,416	67.3	新 潟 県
70,193	69,599	80.6	22,755	22,562	74.4	富 山 県
76,210	69,401	80.4	25,265	23,008	75.9	石 川 県
51,652	69,175	80.1	16,089	21,547	71.1	福 井 県
53,058	66,235	76.7	16,874	21,065	69.5	山 梨 県
129,702	64,451	74.7	41,562	20,653	68.1	長 野 県
124,292	63,697	73.8	44,873	22,996	75.8	岐 阜 県
286,238	80,051	92.7	100,573	28,127	92.8	静 岡 県
766,604	102,436	118.7	278,150	37,167	122.6	愛 知 県
116,694	67,017	77.6	36,446	20,931	69.0	三 重 県
99,816	71,031	82.3	31,110	22,139	73.0	滋 賀 県
215,691	87,253	101.1	84,062	34,006	112.1	京 都 府
788,321	89,868	104.1	294,682	33,594	110.8	大 阪 府
429,584	79,647	92.3	142,093	26,345	86.9	兵 庫 県
80,133	61,458	71.2	28,232	21,652	71.4	奈 良 県
48,864	54,222	62.8	18,066	20,046	66.1	和 歌 山 県
27,907	52,260	60.5	9,381	17,566	57.9	鳥 取 県
36,737	57,170	66.2	11,628	18,095	59.7	島 根 県
129,421	70,511	81.7	43,417	23,654	78.0	岡 山 県
219,921	80,593	93.4	71,870	26,338	86.9	広 島 県
80,524	62,279	72.1	25,051	19,375	63.9	山 口 県
42,487	60,660	70.3	14,670	20,945	69.1	徳 島 県
60,514	64,379	74.6	18,374	19,547	64.5	香 川 県
76,294	58,853	68.2	29,595	22,829	75.3	愛 媛 県
34,722	52,224	60.5	13,099	19,701	65.0	高 知 県
392,735	77,204	89.4	129,129	25,384	83.7	福 岡 県
43,713	55,036	63.8	14,298	18,002	59.4	佐 賀 県
65,703	51,557	59.7	18,103	14,206	46.9	長 崎 県
106,447	62,019	71.8	32,083	18,692	61.6	熊 本 県
59,991	54,434	63.1	20,058	18,200	60.0	大 分 県
51,844	49,453	57.3	18,096	17,261	56.9	宮 崎 県
76,470	49,053	56.8	26,273	16,853	55.6	鹿 児 島 県
75,034	50,559	58.6	40,557	27,328	90.1	沖 縄 県
10,733,358	86,329	100.0	3,769,969	30,322	100.0	合 計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）（令和6年度）

都道府県	固定資産税					
	家屋			償却資産		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	174,397	34,569	100.4	70,092	13,894	89.1
青森県	36,199	30,528	88.6	21,646	18,254	117.1
岩手県	33,891	29,371	85.3	25,132	21,780	139.7
宮城県	74,026	33,271	96.6	36,425	16,371	105.0
秋田県	26,226	28,896	83.9	15,516	17,095	109.7
山形県	29,510	29,149	84.6	14,697	14,518	93.1
福島県	54,078	30,530	88.6	47,894	27,039	173.4
茨城県	94,643	33,224	96.4	58,634	20,584	132.0
栃木県	65,060	34,167	99.2	39,107	20,537	131.7
群馬県	62,687	32,855	95.4	37,686	19,752	126.7
埼玉県	216,153	29,312	85.1	69,321	9,400	60.3
千葉県	201,442	31,916	92.7	99,435	15,754	101.1
東京都	632,264	45,154	131.1	192,337	13,736	88.1
神奈川県	313,982	34,119	99.0	113,923	12,379	79.4
新潟県	68,511	32,458	94.2	42,571	20,169	129.4
富山県	37,082	36,768	106.7	23,260	23,063	147.9
石川県	37,679	34,312	99.6	17,013	15,492	99.4
福井県	26,710	35,772	103.8	25,692	34,408	220.7
山梨県	26,296	32,826	95.3	15,315	19,119	122.6
長野県	64,493	32,048	93.0	33,628	16,710	107.2
岐阜県	61,800	31,671	91.9	35,121	17,999	115.5
静岡県	126,073	35,258	102.4	65,378	18,284	117.3
愛知県	283,165	37,837	109.8	127,756	17,071	109.5
三重県	56,115	32,227	93.6	49,304	28,315	181.6
滋賀県	48,336	34,397	99.9	26,309	18,722	120.1
京都府	82,465	33,359	96.8	30,535	12,352	79.2
大阪府	331,139	37,750	109.6	101,674	11,591	74.4
兵庫県	185,661	34,422	99.9	82,867	15,364	98.6
奈良県	31,495	24,155	70.1	11,836	9,078	58.2
和歌山県	25,253	28,022	81.3	14,212	15,770	101.2
鳥取県	15,890	29,756	86.4	7,107	13,310	85.4
島根県	18,978	29,534	85.7	13,634	21,217	136.1
岡山県	56,160	30,597	88.8	36,947	20,129	129.1
広島県	88,863	32,565	94.5	50,032	18,335	117.6
山口県	38,916	30,098	87.4	30,579	23,650	151.7
徳島県	22,084	31,530	91.5	11,453	16,352	104.9
香川県	31,602	33,620	97.6	12,225	13,006	83.4
愛媛県	40,331	31,111	90.3	22,313	17,212	110.4
高知県	18,522	27,859	80.9	7,402	11,133	71.4
福岡県	172,057	33,823	98.2	63,820	12,546	80.5
佐賀県	23,415	29,480	85.6	15,552	19,581	125.6
長崎県	35,856	28,136	81.7	15,967	12,530	80.4
熊本県	52,135	30,375	88.2	25,571	14,898	95.6
大分県	33,739	30,614	88.9	22,245	20,185	129.5
宮崎県	30,155	28,764	83.5	19,185	18,300	117.4
鹿児島県	46,140	29,598	85.9	27,015	17,329	111.2
沖縄県	51,206	34,504	100.2	12,875	8,675	55.6
合計	4,282,879	34,447	100.0	1,938,237	15,589	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県	
交 付 金			計				
税 額	人 口 1 人 当 た り		税 額	人 口 1 人 当 た り			
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数		
3,019	599	84.2	323,728	64,170	79.2	北 海 道	
908	765	107.6	76,536	64,545	79.6	青 森 県	
1,461	1,266	178.1	81,335	70,487	86.9	岩 手 県	
1,180	530	74.5	166,276	74,732	92.2	宮 城 県	
1,524	1,679	236.1	56,327	62,062	76.6	秋 田 県	
1,017	1,005	141.4	63,339	62,566	77.2	山 形 県	
1,355	765	107.6	140,833	79,508	98.1	福 島 県	
978	343	48.2	212,989	74,770	92.2	茨 城 県	
1,388	729	102.5	149,997	78,773	97.2	栃 木 県	
1,774	930	130.8	145,763	76,397	94.2	群 馬 県	
2,860	388	54.6	494,695	67,084	82.7	埼 玉 県	
1,821	288	40.5	458,452	72,637	89.6	千 葉 県	
20,619	1,473	207.2	1,807,998	129,119	159.3	東 京 都	
4,644	505	71.0	733,042	79,656	98.3	神 奈 川 県	
1,044	495	69.6	155,221	73,538	90.7	新 潟 県	
542	538	75.7	83,638	82,931	102.3	富 山 県	
566	516	72.6	80,523	73,328	90.5	石 川 県	
421	564	79.3	68,913	92,292	113.8	福 井 県	
539	672	94.5	59,024	73,683	90.9	山 梨 県	
1,398	695	97.7	141,081	70,106	86.5	長 野 県	
316	162	22.8	142,109	72,828	89.8	岐 阜 県	
1,335	373	52.5	293,359	82,042	101.2	静 岡 県	
4,015	536	75.4	693,086	92,612	114.2	愛 知 県	
285	164	23.1	142,150	81,636	100.7	三 重 県	
280	199	28.0	106,035	75,456	93.1	滋 賀 県	
695	281	39.5	197,757	79,998	98.7	京 都 府	
6,279	716	100.7	733,774	83,650	103.2	大 阪 府	
3,359	623	87.6	413,980	76,754	94.7	兵 庫 県	
546	419	58.9	72,110	55,304	68.2	奈 良 県	
312	347	48.8	57,843	64,185	79.2	和 歌 山 県	
362	677	95.2	32,739	61,309	75.6	鳥 取 県	
586	912	128.3	44,825	69,757	86.0	島 根 県	
1,969	1,073	150.9	138,493	75,453	93.1	岡 山 県	
1,309	480	67.5	212,075	77,718	95.9	広 島 県	
938	726	102.1	95,484	73,850	91.1	山 口 県	
437	624	87.8	48,644	69,451	85.7	徳 島 県	
363	387	54.4	62,565	66,561	82.1	香 川 県	
1,262	974	137.0	93,501	72,126	89.0	愛 媛 県	
561	844	118.7	39,584	59,537	73.4	高 知 県	
3,768	741	104.2	368,773	72,494	89.4	福 岡 県	
366	461	64.8	53,631	67,524	83.3	佐 賀 県	
1,227	963	135.4	71,154	55,835	68.9	長 崎 県	
823	479	67.4	110,611	64,445	79.5	熊 本 県	
550	499	70.2	76,592	69,496	85.7	大 分 県	
1,077	1,028	144.6	68,513	65,353	80.6	宮 崎 県	
1,895	1,215	170.9	101,323	64,996	80.2	鹿 児 島 県	
4,451	2,999	421.8	109,089	73,506	90.7	沖 縄 県	
88,424	711	100.0	10,079,510	81,070	100.0	合 計	

21 都 道 府 村 税 別 所 在 状 況 の

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）（令和6年度）

都道府県	軽自動車税								
	環境性能割			種別割			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指数	税額(円)		指数	税額(円)		指数	
北海道	981	195	107.1	11,907	2,360	96.0	12,888	2,555	96.7
青森県	320	270	148.4	4,303	3,628	147.5	4,622	3,898	147.6
岩手県	339	294	161.5	4,350	3,770	153.3	4,690	4,064	153.9
宮城県	377	169	92.9	6,148	2,763	112.4	6,525	2,933	111.1
秋田県	299	330	181.3	3,370	3,713	151.0	3,670	4,043	153.1
山形県	323	319	175.3	3,866	3,818	155.3	4,189	4,138	156.7
福島県	420	237	130.2	6,255	3,532	143.6	6,675	3,768	142.7
茨城県	515	181	99.5	9,165	3,217	130.8	9,680	3,398	128.7
栃木県	400	210	115.4	6,178	3,245	132.0	6,578	3,455	130.8
群馬県	475	249	136.8	6,839	3,584	145.8	7,314	3,833	145.1
埼玉県	1,177	160	87.9	14,283	1,937	78.8	15,460	2,097	79.4
千葉県	895	142	78.0	11,935	1,891	76.9	12,830	2,033	77.0
東京都	812	58	31.9	9,538	681	27.7	10,350	739	28.0
神奈川県	1,029	112	61.5	11,289	1,227	49.9	12,318	1,339	50.7
新潟県	571	270	148.4	8,037	3,808	154.9	8,608	4,078	154.4
富山県	259	257	141.2	3,568	3,537	143.8	3,826	3,794	143.7
石川県	291	265	145.6	3,420	3,114	126.6	3,711	3,379	127.9
福井県	204	273	150.0	2,640	3,535	143.8	2,843	3,808	144.2
山梨県	232	290	159.3	3,252	4,060	165.1	3,485	4,350	164.7
長野県	733	364	200.0	8,214	4,082	166.0	8,947	4,446	168.3
岐阜県	551	282	154.9	6,427	3,294	134.0	6,978	3,576	135.4
静岡県	950	266	146.2	11,953	3,343	135.9	12,904	3,609	136.7
愛知県	1,408	188	103.3	16,839	2,250	91.5	18,247	2,438	92.3
三重県	512	294	161.5	6,258	3,594	146.2	6,770	3,888	147.2
滋賀県	357	254	139.6	4,518	3,215	130.7	4,875	3,469	131.4
京都府	433	175	96.2	5,141	2,080	84.6	5,574	2,255	85.4
大阪府	965	110	60.4	12,009	1,369	55.7	12,974	1,479	56.0
兵庫県	873	162	89.0	10,840	2,010	81.7	11,713	2,172	82.2
奈良県	243	186	102.2	3,494	2,679	108.9	3,737	2,866	108.5
和歌山県	261	290	159.3	3,731	4,141	168.4	3,993	4,431	167.8
鳥取県	164	308	169.2	2,133	3,995	162.5	2,298	4,303	162.9
島根県	206	321	176.4	2,618	4,074	165.7	2,824	4,394	166.4
岡山県	454	248	136.3	6,873	3,744	152.3	7,327	3,992	151.2
広島県	590	216	118.7	8,028	2,942	119.6	8,617	3,158	119.6
山口県	311	240	131.9	4,505	3,484	141.7	4,816	3,725	141.0
徳島県	156	222	122.0	2,796	3,992	162.3	2,952	4,214	159.6
香川県	223	237	130.2	3,655	3,889	158.2	3,878	4,126	156.2
愛媛県	288	222	122.0	4,974	3,837	156.0	5,262	4,059	153.7
高知県	177	266	146.2	2,813	4,231	172.1	2,990	4,497	170.3
福岡県	862	169	92.9	12,845	2,525	102.7	13,707	2,695	102.0
佐賀県	201	253	139.0	3,172	3,994	162.4	3,373	4,247	160.8
長崎県	288	226	124.2	4,758	3,734	151.9	5,047	3,960	149.9
熊本県	405	236	129.7	6,344	3,696	150.3	6,749	3,932	148.9
大分県	283	256	140.7	4,151	3,767	153.2	4,434	4,023	152.3
宮崎県	214	204	112.1	4,204	4,010	163.1	4,418	4,214	159.6
鹿児島県	344	221	121.4	6,303	4,043	164.4	6,647	4,264	161.5
沖縄県	216	146	80.2	5,770	3,888	158.1	5,987	4,034	152.7
合計	22,588	182	100.0	305,711	2,459	100.0	328,299	2,641	100.0

市町村たばこ税			鉱産税			特別土地保有税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
46,988	9,314	126.8	130	26	136.8	-	-	-	北海道
10,644	8,977	122.2	14	12	63.2	-	-	-	青森県
9,043	7,837	106.7	9	8	42.1	1	1	1,000.0	岩手県
18,038	8,107	110.4	3	1	5.3	-	-	-	宮城県
7,029	7,745	105.4	68	75	394.7	-	-	-	秋田県
7,084	6,998	95.3	8	7	36.8	-	-	-	山形県
15,425	8,708	118.6	1	0	0.0	-	-	-	福島県
23,068	8,098	110.3	0	0	0.0	-	-	-	茨城県
14,791	7,768	105.8	19	10	52.6	1	0	100.0	栃木県
14,366	7,530	102.5	3	1	5.3	-	-	-	群馬県
50,067	6,789	92.4	27	4	21.1	-	-	-	埼玉県
43,990	6,970	94.9	65	10	52.6	-	-	-	千葉県
104,669	7,475	101.8	3	0	0.0	-	-	-	東京都
59,474	6,463	88.0	-	-	-	-	-	-	神奈川県
14,943	7,079	96.4	1,186	562	2,957.9	-	-	-	新潟県
6,966	6,907	94.0	0	0	0.0	-	-	-	富山県
7,993	7,278	99.1	0	0	0.0	-	-	-	石川県
5,234	7,010	95.4	1	1	5.3	-	-	-	福井県
6,311	7,879	107.3	-	-	-	-	-	-	山梨県
13,526	6,721	91.5	0	0	0.0	-	-	-	長野県
12,691	6,504	88.6	8	4	21.1	-	-	-	岐阜県
24,917	6,969	94.9	0	0	0.0	-	-	-	静岡県
50,827	6,792	92.5	5	1	5.3	-	-	-	愛知県
12,357	7,097	96.6	10	6	31.6	-	-	-	三重県
9,189	6,539	89.0	8	5	26.3	-	-	-	滋賀県
15,983	6,466	88.0	0	0	0.0	-	-	-	京都府
73,484	8,377	114.1	-	-	-	-	-	-	大阪府
34,137	6,329	86.2	2	0	0.0	-	-	-	兵庫県
7,669	5,882	80.1	-	-	-	-	-	-	奈良県
6,810	7,557	102.9	-	-	-	-	-	-	和歌山県
3,707	6,942	94.5	-	-	-	-	-	-	鳥取県
4,086	6,358	86.6	0	1	5.3	-	-	-	島根県
13,017	7,092	96.6	5	3	15.8	-	-	-	岡山県
18,594	6,814	92.8	0	0	0.0	-	-	-	広島県
9,074	7,018	95.5	48	37	194.7	-	-	-	山口県
5,022	7,171	97.6	2	2	10.5	-	-	-	徳島県
6,726	7,155	97.4	-	-	-	-	-	-	香川県
9,085	7,008	95.4	0	0	0.0	-	-	-	愛媛県
5,170	7,776	105.9	28	42	221.1	-	-	-	高知県
40,482	7,958	108.3	31	6	31.6	-	-	-	福岡県
6,522	8,212	111.8	-	-	-	-	-	-	佐賀県
9,743	7,645	104.1	2	2	10.5	-	-	-	長崎県
13,129	7,650	104.2	0	0	0.0	-	-	-	熊本県
8,417	7,637	104.0	43	39	205.3	-	-	-	大分県
8,402	8,014	109.1	-	-	-	-	-	-	宮崎県
11,669	7,485	101.9	543	349	1,836.8	-	-	-	鹿児島県
12,671	8,538	116.2	53	36	189.5	-	-	-	沖縄県
913,230	7,345	100.0	2,328	19	100.0	2	0	100.0	合計

21
都道府県別
市町村税
収入等
状況の

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）（令和6年度）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,868	569	307.6	10,315	2,045	62.0
青森県	190	160	86.5	0	0	0.0
岩手県	419	363	196.2	-	-	-
宮城県	514	231	124.9	5,803	2,608	79.0
秋田県	388	428	231.4	1,541	1,698	51.4
山形県	453	448	242.2	-	-	-
福島県	667	376	203.2	4,525	2,554	77.4
茨城県	348	122	65.9	-	-	-
栃木県	822	432	233.5	3,663	1,924	58.3
群馬県	813	426	230.3	4,862	2,548	77.2
埼玉県	77	10	5.4	9,732	1,320	40.0
千葉県	473	75	40.5	12,144	1,924	58.3
東京都	519	37	20.0	126,432	9,029	273.5
神奈川県	1,029	112	60.5	36,972	4,018	121.7
新潟県	727	345	186.5	4,731	2,242	67.9
富山県	231	229	123.8	3,882	3,849	116.6
石川県	342	311	168.1	2,758	2,511	76.1
福井県	417	558	301.6	-	-	-
山梨県	766	956	516.8	-	-	-
長野県	1,227	610	329.7	2,362	1,174	35.6
岐阜県	748	383	207.0	1,604	822	24.9
静岡県	1,643	460	248.6	9,983	2,792	84.6
愛知県	258	34	18.4	33,838	4,522	137.0
三重県	517	297	160.5	3,918	2,250	68.2
滋賀県	230	164	88.6	1,456	1,036	31.4
京都府	398	161	87.0	7,954	3,218	97.5
大阪府	538	61	33.0	42,457	4,840	146.6
兵庫県	802	149	80.5	21,496	3,986	120.8
奈良県	89	68	36.8	1,029	789	23.9
和歌山県	421	467	252.4	2,321	2,576	78.0
鳥取県	169	317	171.4	-	-	-
島根県	200	311	168.1	-	-	-
岡山県	182	99	53.5	8,759	4,772	144.6
広島県	205	75	40.5	10,774	3,948	119.6
山口県	244	189	102.2	-	-	-
徳島県	42	59	31.9	-	-	-
香川県	140	149	80.5	2,373	2,525	76.5
愛媛県	207	159	85.9	2,046	1,579	47.8
高知県	62	94	50.8	1,196	1,798	54.5
福岡県	245	48	25.9	17,195	3,380	102.4
佐賀県	172	217	117.3	-	-	-
長崎県	251	197	106.5	1,785	1,401	42.4
熊本県	379	221	119.5	2,571	1,498	45.4
大分県	883	802	433.5	3,153	2,861	86.7
宮崎県	169	161	87.0	1,590	1,517	46.0
鹿児島県	292	187	101.1	2,099	1,346	40.8
沖縄県	176	119	64.3	1,151	776	23.5
合 計	22,952	185	100.0	410,469	3,301	100.0

都 市 計 画 税			その他の市町村税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
49,856	9,883	85.2	697	138	100.0	北 海 道		
1,340	1,130	9.7	2	2	1.4	青 森 県		
2,226	1,930	16.6	-	-	-	岩 手 県		
24,397	10,965	94.5	1	0	0.0	宮 城 県		
113	124	1.1	-	-	-	秋 田 県		
7,621	7,528	64.9	-	-	-	山 形 県		
10,717	6,050	52.1	-	-	-	福 島 県		
17,684	6,208	53.5	-	-	-	茨 城 県		
14,775	7,759	66.9	-	-	-	栃 木 県		
12,352	6,474	55.8	-	-	-	群 馬 県		
76,613	10,389	89.5	-	-	-	埼 玉 県		
65,574	10,389	89.5	-	-	-	千 葉 県		
348,932	24,919	214.8	282	20	14.5	東 京 都		
140,502	15,268	131.6	-	-	-	神 奈 川 県		
13,113	6,213	53.5	747	354	256.5	新 潟 県		
4,210	4,175	36.0	-	-	-	富 山 県		
11,856	10,796	93.0	981	893	647.1	石 川 県		
5,591	7,487	64.5	-	-	-	福 井 県		
2,615	3,265	28.1	9	12	8.7	山 梨 県		
13,070	6,495	56.0	-	-	-	長 野 県		
16,829	8,625	74.3	27	14	10.1	岐 阜 県		
41,174	11,515	99.2	528	148	107.2	静 岡 県		
113,669	15,189	130.9	32	4	2.9	愛 知 県		
10,824	6,216	53.6	-	-	-	三 重 県		
11,034	7,852	67.7	-	-	-	滋 賀 県		
35,346	14,298	123.2	6,165	2,494	1,807.2	京 都 府		
146,745	16,729	144.2	494	56	40.6	大 阪 府		
70,439	13,060	112.6	-	-	-	兵 庫 県		
9,010	6,910	59.6	-	-	-	奈 良 県		
6,336	7,031	60.6	-	-	-	和 歌 山 県		
546	1,022	8.8	-	-	-	鳥 取 県		
1,417	2,205	19.0	-	-	-	島 根 県		
16,587	9,037	77.9	-	-	-	岡 山 県		
32,277	11,828	101.9	394	144	104.3	広 島 県		
10,419	8,058	69.4	-	-	-	山 口 県		
2,736	3,907	33.7	-	-	-	徳 島 県		
428	456	3.9	-	-	-	香 川 県		
1,300	1,002	8.6	409	315	228.3	愛 媛 県		
-	-	-	0	0	0.0	高 知 県		
50,806	9,987	86.1	4,947	972	704.3	福 岡 県		
2,186	2,752	23.7	483	608	440.6	佐 賀 県		
8,999	7,061	60.9	362	284	205.8	長 崎 県		
9,923	5,781	49.8	-	-	-	熊 本 県		
7,871	7,141	61.5	-	-	-	大 分 県		
3,789	3,614	31.1	-	-	-	宮 崎 県		
8,775	5,629	48.5	602	386	279.7	鹿 児 島 県		
-	-	-	32	22	15.9	沖 縄 県		
1,442,621	11,603	100.0	17,193	138	100.0	合 計		

市町村収入等の都道府県別所在状況（その5）（令和6年度）

都道府県	市町村税			地方交付税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	795,617	157,710	81.9	962,453	190,780	240.4
青森県	151,247	127,552	66.2	230,132	194,079	244.5
岩手県	159,339	138,087	71.7	213,965	185,428	233.6
宮城県	393,787	176,984	91.9	213,900	96,136	121.1
秋田県	113,894	125,490	65.1	207,115	228,203	287.5
山形県	136,685	135,017	70.1	185,024	182,766	230.3
福島県	282,810	159,661	82.9	256,783	144,968	182.7
茨城県	462,481	162,354	84.3	200,269	70,305	88.6
栃木県	323,226	169,746	88.1	107,941	56,686	71.4
群馬県	322,632	169,096	87.8	139,708	73,223	92.3
埼玉県	1,229,459	166,722	86.5	246,971	33,491	42.2
千葉県	1,112,362	176,242	91.5	232,276	36,802	46.4
東京都	4,659,543	332,764	172.7	87,900	6,277	7.9
神奈川県	1,989,129	216,150	112.2	154,703	16,811	21.2
新潟県	336,285	159,320	82.7	335,342	158,873	200.2
富山県	172,947	171,483	89.0	109,511	108,584	136.8
石川県	184,372	167,898	87.2	165,982	151,151	190.4
福井県	134,651	180,330	93.6	85,074	113,934	143.6
山梨県	125,268	156,379	81.2	109,973	137,285	173.0
長野県	309,916	154,003	79.9	304,301	151,213	190.5
岐阜県	305,286	156,453	81.2	197,395	101,161	127.5
静岡県	670,747	187,584	97.4	179,166	50,107	63.1
愛知県	1,676,567	224,028	116.3	132,607	17,719	22.3
三重県	293,240	168,406	87.4	151,071	86,759	109.3
滋賀県	232,642	165,553	85.9	113,751	80,947	102.0
京都府	484,867	196,143	101.8	206,093	83,370	105.0
大阪府	1,798,787	205,061	106.5	403,376	45,985	57.9
兵庫県	982,154	182,096	94.5	396,479	73,509	92.6
奈良県	173,776	133,277	69.2	162,927	124,957	157.4
和歌山県	126,589	140,468	72.9	148,384	164,653	207.5
鳥取県	67,366	126,152	65.5	103,974	194,708	245.3
島根県	90,089	140,196	72.8	155,981	242,738	305.8
岡山県	313,791	170,959	88.7	225,930	123,090	155.1
広島県	502,857	184,280	95.7	268,013	98,217	123.8
山口県	200,610	155,156	80.5	155,665	120,395	151.7
徳島県	101,885	145,465	75.5	107,291	153,184	193.0
香川県	136,624	145,350	75.5	103,653	110,273	138.9
愛媛県	188,104	145,101	75.3	170,299	131,367	165.5
高知県	83,752	125,969	65.4	151,252	227,493	286.6
福岡県	888,921	174,745	90.7	438,191	86,140	108.5
佐賀県	110,080	138,596	71.9	110,110	138,633	174.7
長崎県	163,046	127,943	66.4	210,135	164,893	207.8
熊本県	249,809	145,546	75.6	280,004	163,139	205.6
大分県	161,385	146,434	76.0	145,904	132,387	166.8
宮崎県	138,724	132,326	68.7	150,605	143,660	181.0
鹿児島県	208,420	133,695	69.4	285,735	183,290	230.9
沖縄県	204,194	137,590	71.4	164,264	110,684	139.5
合計	23,949,962	192,631	100.0	9,867,579	79,366	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
33,532	6,647	177.7	1,791,603	355,137	128.8	北海道
6,236	5,259	140.6	387,615	326,890	118.6	青森県
9,510	8,242	220.4	382,814	331,757	120.3	岩手県
9,821	4,414	118.0	617,507	277,534	100.7	宮城県
7,187	7,918	211.7	328,196	361,611	131.1	秋田県
5,300	5,235	140.0	327,009	323,018	117.1	山形県
10,727	6,056	161.9	550,320	310,685	112.7	福島県
13,793	4,842	129.5	676,543	237,500	86.1	茨城県
8,155	4,283	114.5	439,322	230,715	83.7	栃木県
9,031	4,733	126.6	471,371	247,053	89.6	群馬県
18,239	2,473	66.1	1,494,670	202,686	73.5	埼玉県
17,956	2,845	76.1	1,362,594	215,888	78.3	千葉県
23,167	1,655	44.3	4,770,610	340,696	123.6	東京都
19,899	2,162	57.8	2,163,732	235,123	85.3	神奈川県
11,385	5,394	144.2	683,012	323,587	117.4	新潟県
4,509	4,471	119.5	286,967	284,538	103.2	富山県
4,705	4,285	114.6	355,059	323,333	117.3	石川県
3,695	4,948	132.3	223,419	299,213	108.5	福井県
3,346	4,177	111.7	238,587	297,841	108.0	山梨県
12,096	6,011	160.7	626,313	311,227	112.9	長野県
10,056	5,153	137.8	512,737	262,768	95.3	岐阜県
14,578	4,077	109.0	864,492	241,768	87.7	静岡県
23,374	3,123	83.5	1,832,548	244,870	88.8	愛知県
8,218	4,719	126.2	452,529	259,885	94.3	三重県
4,516	3,213	85.9	350,909	249,713	90.6	滋賀県
7,568	3,062	81.9	698,528	282,575	102.5	京都府
19,128	2,181	58.3	2,221,291	253,226	91.8	大阪府
17,896	3,318	88.7	1,396,529	258,923	93.9	兵庫県
4,724	3,623	96.9	341,426	261,857	95.0	奈良県
4,715	5,231	139.9	279,688	310,353	112.6	和歌山県
2,806	5,255	140.5	174,146	326,115	118.3	鳥取県
5,005	7,789	208.3	251,075	390,724	141.7	島根県
9,588	5,224	139.7	549,309	299,273	108.5	岡山県
10,737	3,935	105.2	781,607	286,432	103.9	広島県
5,764	4,458	119.2	362,039	280,009	101.5	山口県
4,354	6,216	166.2	213,530	304,865	110.6	徳島県
3,149	3,351	89.6	243,426	258,974	93.9	香川県
6,349	4,898	131.0	364,752	281,367	102.0	愛媛県
5,098	7,667	205.0	240,101	361,129	131.0	高知県
20,054	3,942	105.4	1,347,166	264,827	96.0	福岡県
3,571	4,496	120.2	223,761	281,726	102.2	佐賀県
5,380	4,221	112.9	378,560	297,057	107.7	長崎県
9,021	5,256	140.5	538,835	313,940	113.9	熊本県
6,647	6,031	161.3	313,936	284,852	103.3	大分県
7,322	6,984	186.7	296,652	282,971	102.6	宮崎県
9,020	5,786	154.7	503,175	322,771	117.1	鹿児島県
4,044	2,725	72.9	372,502	250,998	91.0	沖縄県
464,973	3,740	100.0	34,282,515	275,737	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (令和6年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	1,560,242	309,276	85.3	420,456	83,344	80.3
青森県	314,930	265,592	73.3	79,813	67,309	64.9
岩手県	327,599	283,906	78.3	83,257	72,153	69.5
宮城県	745,154	334,904	92.4	195,380	87,812	84.6
秋田県	240,701	265,208	73.2	60,366	66,512	64.1
山形県	281,508	278,072	76.7	73,901	72,999	70.3
福島県	579,154	326,963	90.2	141,479	79,872	77.0
茨城県	945,850	332,041	91.6	261,854	91,924	88.6
栃木県	649,208	340,940	94.1	174,129	91,446	88.1
群馬県	648,287	339,777	93.7	166,818	87,432	84.2
埼玉県	2,304,867	312,554	86.2	782,794	106,152	102.3
千葉県	2,087,057	330,671	91.2	709,617	112,431	108.3
東京都	8,387,187	598,976	165.2	2,485,985	177,538	171.1
神奈川県	3,377,390	367,006	101.3	1,187,868	129,080	124.4
新潟県	656,121	310,847	85.8	162,903	77,178	74.4
富山県	341,210	338,322	93.3	90,939	90,170	86.9
石川県	373,621	340,236	93.9	98,958	90,116	86.8
福井県	273,597	366,414	101.1	66,232	88,700	85.5
山梨県	260,460	325,146	89.7	71,605	89,388	86.1
長野県	632,090	314,098	86.7	174,665	86,794	83.6
岐阜県	619,053	317,253	87.5	170,691	87,476	84.3
静岡県	1,281,000	358,251	98.8	345,402	96,597	93.1
愛知県	3,179,090	424,799	117.2	836,623	111,792	107.7
三重県	599,960	344,554	95.1	158,152	90,826	87.5
滋賀県	462,669	329,244	90.8	129,267	91,989	88.6
京都府	852,395	344,818	95.1	239,697	96,964	93.4
大阪府	3,266,895	372,425	102.7	860,067	98,047	94.5
兵庫県	1,804,453	334,554	92.3	539,631	100,050	96.4
奈良県	349,667	268,177	74.0	116,299	89,196	85.9
和歌山県	252,993	280,732	77.4	67,273	74,649	71.9
鳥取県	141,709	265,371	73.2	38,037	71,230	68.6
島根県	181,666	282,709	78.0	48,119	74,883	72.1
岡山県	597,607	325,587	89.8	152,639	83,160	80.1
広島県	930,415	340,965	94.1	252,023	92,358	89.0
山口県	406,181	314,149	86.7	105,066	81,260	78.3
徳島県	207,300	295,970	81.7	55,184	78,788	75.9
香川県	287,689	306,064	84.4	77,076	81,998	79.0
愛媛県	388,679	299,824	82.7	97,102	74,903	72.2
高知県	173,351	260,731	71.9	48,230	72,542	69.9
福岡県	1,639,788	322,352	88.9	442,286	86,945	83.8
佐賀県	229,325	288,731	79.7	57,964	72,979	70.3
長崎県	326,872	256,497	70.8	90,200	70,780	68.2
熊本県	483,798	281,875	77.8	126,529	73,719	71.0
大分県	320,231	290,564	80.2	80,707	73,230	70.6
宮崎県	278,775	265,919	73.4	71,500	68,203	65.7
鹿児島県	415,199	266,338	73.5	104,317	66,916	64.5
沖縄県	403,703	272,022	75.0	105,019	70,763	68.2
合 計	45,066,700	362,474	100.0	12,904,118	103,789	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 地方税収計の税額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税等を除いた額である。また、地方消費税は、令和6年度に適用される精算基準に基づき精算を行った場合の理論値である。
3 個人住民税の税額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計から超過課税

地 方 法 人 二 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
211,102	41,845	66.8	323,114	64,049	79.2	北海道
38,477	32,449	51.8	71,726	60,489	74.8	青森県
41,371	35,853	57.2	79,801	69,158	85.6	岩手県
118,197	53,123	84.8	166,276	74,732	92.5	宮城県
32,197	35,475	56.6	53,864	59,348	73.4	秋田県
33,876	33,463	53.4	62,914	62,146	76.9	山形県
84,519	47,715	76.2	141,514	79,892	98.8	福島県
147,492	51,777	82.7	212,989	74,770	92.5	茨城県
95,693	50,255	80.2	149,997	78,773	97.5	栃木県
110,679	58,009	92.6	145,763	76,397	94.5	群馬県
266,841	36,185	57.8	494,695	67,084	83.0	埼玉県
247,755	39,254	62.7	458,452	72,637	89.9	千葉県
2,155,919	153,966	245.8	1,807,998	129,119	159.7	東京都
447,527	48,631	77.6	732,529	79,601	98.5	神奈川県
99,181	46,988	75.0	155,221	73,538	91.0	新潟県
54,668	54,205	86.5	79,049	78,380	97.0	富山県
62,712	57,108	91.2	79,810	72,679	89.9	石川県
50,292	67,354	107.5	70,414	94,302	116.7	福井県
40,411	50,447	80.5	58,972	73,618	91.1	山梨県
92,986	46,207	73.8	140,778	69,955	86.5	長野県
85,660	43,899	70.1	141,115	72,319	89.5	岐阜県
203,945	57,036	91.1	293,359	82,042	101.5	静岡県
704,414	94,126	150.3	694,346	92,780	114.8	愛知県
95,675	54,945	87.7	142,150	81,636	101.0	三重県
76,940	54,752	87.4	106,035	75,456	93.3	滋賀県
136,739	55,315	88.3	195,798	79,206	98.0	京都府
646,393	73,689	117.6	733,774	83,650	103.5	大阪府
241,730	44,818	71.5	413,662	76,695	94.9	兵庫県
34,788	26,680	42.6	71,888	55,134	68.2	奈良県
30,192	33,503	53.5	57,550	63,859	79.0	和歌山県
19,253	36,055	57.6	30,904	57,872	71.6	鳥取県
29,134	45,339	72.4	42,417	66,010	81.7	島根県
89,527	48,776	77.9	138,493	75,453	93.3	岡山県
151,115	55,378	88.4	212,075	77,718	96.1	広島県
62,107	48,035	76.7	95,484	73,850	91.4	山口県
30,561	43,634	69.7	48,644	69,451	85.9	徳島県
47,780	50,831	81.1	62,565	66,561	82.3	香川県
65,462	50,497	80.6	93,501	72,126	89.2	愛媛県
20,308	30,545	48.8	38,164	57,401	71.0	高知県
267,860	52,656	84.1	365,978	71,944	89.0	福岡県
33,209	41,812	66.7	53,546	67,417	83.4	佐賀県
39,790	31,223	49.8	71,154	55,835	69.1	長崎県
64,686	37,688	60.2	108,983	63,496	78.6	熊本県
41,704	37,841	60.4	76,592	69,496	86.0	大分県
33,024	31,501	50.3	65,532	62,510	77.3	宮崎県
50,245	32,231	51.5	101,323	64,996	80.4	鹿児島県
54,070	36,433	58.2	109,089	73,506	90.9	沖縄県
7,788,206	62,641	100.0	10,049,998	80,833	100.0	合 計

(参考)
都道府県別
超過課税
及び法定
外税等を
除いた額
の状況

を除いた額である。
4 地方法人二税の税額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税等を除いた額である。
5 固定資産税の税額は、市町村分（土地、家屋、償却資産及び交付金）及び道府県分の合計から超過課税を除いた額である。
6 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得（分配）				県内総生産	
	実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）	
	令和3年度	4年度	令和3年度	4年度	令和3年度	4年度	令和3年度	4年度	令和3年度	4年度
北海道	14,338.1	14,497.2	1.5	1.1	14,597.2	14,862.7	1.6	1.8	20,596.1	20,889.3
青森県	3,189.4	3,124.8	0.9	-2.0	3,231.9	3,256.5	1.7	0.8	4,476.1	4,439.1
岩手県	3,117.2	3,099.1	-0.7	-0.6	3,197.2	3,197.7	-0.3	0.0	4,679.6	4,797.1
宮城県	6,275.3	6,157.4	0.4	-1.9	6,547.1	6,546.5	1.7	-0.0	9,597.5	9,614.7
秋田県	2,362.7	2,388.1	1.1	1.1	2,534.6	2,575.3	4.0	1.6	3,544.3	3,629.3
山形県	2,949.4	2,943.9	-0.1	-0.2	3,035.2	3,116.9	0.4	2.7	4,306.3	4,340.4
福島県	4,974.9	4,845.6	-1.0	-2.6	5,289.4	5,190.4	1.3	-1.9	7,856.4	7,865.0
茨城県	9,130.0	8,936.6	6.3	-2.1	9,844.0	9,883.5	9.3	0.4	14,549.0	14,585.6
栃木県	6,098.0	6,273.6	4.1	2.9	6,352.6	6,557.0	4.9	3.2	9,230.9	9,596.2
群馬県	6,092.9	6,459.5	6.5	6.0	6,232.4	6,633.5	6.4	6.4	9,148.9	9,762.0
埼玉県	15,750.9	16,080.5	4.3	2.1	22,382.9	23,020.2	6.0	2.8	24,057.8	24,665.6
千葉県	13,099.8	13,739.1	-1.9	4.9	18,872.5	19,821.3	0.9	5.0	20,766.2	21,414.3
東京都	84,903.2	89,047.3	4.5	4.9	80,275.8	84,745.6	9.9	5.6	114,419.5	120,219.9
神奈川県	22,762.3	22,100.6	1.7	-2.9	29,702.1	29,363.5	3.9	-1.1	35,354.7	35,159.4
新潟県	5,947.8	5,855.3	1.4	-1.6	6,382.0	6,315.8	4.1	-1.0	9,006.6	9,042.9
富山県	3,298.7	3,294.2	4.3	-0.1	3,363.6	3,402.7	4.7	1.2	4,862.0	4,927.6
石川県	3,042.0	3,096.5	2.7	1.8	3,268.9	3,326.7	3.8	1.8	4,636.4	4,717.3
福井県	2,314.0	2,160.4	-0.9	-6.6	2,453.0	2,330.4	2.0	-5.0	3,658.7	3,494.3
山梨県	2,489.9	2,512.1	4.5	0.9	2,634.7	2,696.2	8.6	2.3	3,689.8	3,715.0
長野県	5,831.8	6,082.5	4.4	4.3	6,010.4	6,278.3	4.3	4.5	8,647.1	8,918.2
岐阜県	5,470.0	5,595.1	3.7	2.3	6,050.5	6,210.4	6.1	2.6	7,966.8	8,225.2
静岡県	11,202.3	11,620.5	1.9	3.7	11,916.9	12,457.7	4.5	4.5	17,506.6	18,271.1
愛知県	25,843.3	27,318.7	1.6	5.7	27,089.8	28,623.8	4.7	5.7	40,517.3	43,083.1
三重県	5,065.3	5,118.1	0.9	1.0	5,504.3	5,621.2	4.0	2.1	8,497.3	8,490.6
滋賀県	4,327.0	4,334.9	1.2	0.2	4,517.5	4,638.6	2.4	2.7	6,889.7	7,006.0
京都府	7,415.4	7,593.9	4.7	2.4	7,734.3	7,979.1	7.5	3.2	10,876.7	11,107.6
大阪府	27,219.9	28,525.8	3.6	4.8	26,891.3	28,606.7	6.3	6.4	41,375.4	43,124.2
兵庫県	14,999.5	15,553.9	2.8	3.7	16,367.9	17,020.0	3.0	4.0	22,632.4	23,462.6
奈良県	2,592.3	2,647.0	2.1	2.1	3,515.7	3,600.0	2.9	2.4	3,811.8	3,921.0
和歌山県	2,663.8	2,856.4	7.2	7.2	2,846.0	3,048.3	11.6	7.1	3,815.5	3,996.1
鳥取県	1,342.0	1,286.0	6.5	-4.2	1,386.4	1,354.1	6.9	-2.3	1,937.2	1,912.2
島根県	1,919.0	1,952.1	3.3	1.7	1,945.1	1,994.3	4.3	2.5	2,669.3	2,752.7
岡山県	4,794.8	4,347.1	1.8	-9.3	5,164.9	4,754.4	3.7	-7.9	7,711.2	7,345.0
広島県	8,272.4	8,373.5	4.1	1.2	8,863.7	9,036.0	5.7	1.9	12,123.9	12,476.1
山口県	3,907.6	3,885.4	-0.1	-0.6	3,971.7	4,029.2	1.8	1.4	6,261.7	6,306.2
徳島県	2,266.7	2,147.7	4.6	-5.2	2,299.7	2,230.9	5.6	-3.0	3,353.3	3,265.8
香川県	2,633.5	2,719.5	4.5	3.3	2,685.7	2,806.4	2.6	4.5	3,850.2	3,972.2
愛媛県	3,368.2	3,353.2	6.2	-0.4	3,546.0	3,611.0	5.8	1.8	5,090.1	5,138.1
高知県	1,675.1	1,680.3	1.9	0.3	1,819.9	1,826.4	6.3	0.4	2,379.0	2,407.4
福岡県	13,373.5	13,351.3	4.0	-0.2	14,203.6	14,392.3	4.3	1.3	19,766.9	20,187.2
佐賀県	2,115.0	2,240.2	4.6	5.9	2,205.5	2,316.1	5.4	5.0	3,178.8	3,148.9
長崎県	3,247.2	3,150.7	2.4	-3.0	3,345.8	3,297.4	2.7	-1.4	4,624.9	4,653.6
熊本県	4,420.3	4,492.0	5.2	1.6	4,777.3	4,909.0	9.5	2.8	6,382.3	6,565.1
大分県	3,091.5	3,018.3	8.0	-2.4	3,198.8	3,178.2	8.3	-0.6	4,761.5	4,900.7
宮崎県	2,456.9	2,455.1	2.8	-0.1	2,577.6	2,581.3	4.9	0.1	3,717.5	3,766.9
鹿児島県	4,100.6	4,115.8	5.8	0.4	4,180.2	4,253.2	6.6	1.7	5,948.9	6,048.6
沖縄県	2,965.5	2,941.0	3.4	-0.8	3,289.8	3,302.0	4.0	0.4	4,370.2	4,461.5
合計	390,717.0	399,368.0	3.1	2.2	418,103.4	430,798.6	5.4	3.0	579,100.1	595,788.8

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の「県民経済計算」によるものである。
2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名目)		県内総生産(実質)				1人当たり県民所得				項目 県別
増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(1,000円)		増加率(%)		
令和3年度	4年度	令和3年度	4年度	令和3年度	4年度	令和3年度	4年度	令和3年度	4年度	
2.5	1.4	19,875.1	20,173.2	2.4	1.5	2,816	2,891	2.5	2.7	北海道
0.2	-0.8	4,332.4	4,255.4	-0.5	-1.8	2,646	2,704	3.1	2.2	青森県
-0.5	2.5	4,602.9	4,688.9	-0.2	1.9	2,672	2,709	0.9	1.4	岩手県
1.7	0.2	9,413.8	9,552.9	2.1	1.5	2,859	2,871	2.2	0.4	宮城県
2.4	2.4	3,499.6	3,610.5	2.7	3.2	2,682	2,769	5.6	3.2	秋田県
1.8	0.8	4,330.1	4,360.0	2.8	0.7	2,877	2,994	1.7	4.1	山形県
0.1	0.1	7,781.2	7,903.5	0.9	1.6	2,919	2,899	2.5	-0.7	福島県
6.1	0.3	14,402.0	14,499.7	6.9	0.7	3,452	3,481	9.9	0.8	茨城県
3.2	4.0	9,199.4	9,455.4	3.8	2.8	3,306	3,435	5.6	3.9	栃木県
5.4	6.7	9,164.0	9,605.3	5.5	4.8	3,235	3,467	7.1	7.2	群馬県
4.4	2.5	23,676.5	24,046.7	4.1	1.6	3,049	3,138	6.0	2.9	埼玉県
0.4	3.1	20,422.7	22,184.4	2.3	8.6	3,007	3,163	1.1	5.2	千葉県
4.8	5.1	110,447.0	114,807.7	3.8	3.9	5,730	6,037	10.2	5.4	東京都
3.1	-0.6	34,649.9	34,978.3	3.0	0.9	3,216	3,180	3.9	-1.1	神奈川県
1.9	0.4	8,869.3	8,933.0	2.2	0.7	2,931	2,934	5.3	0.1	新潟県
3.6	1.4	4,820.8	4,866.4	3.8	0.9	3,280	3,347	5.6	2.0	富山県
2.4	1.7	4,617.3	4,694.1	2.9	1.7	2,905	2,977	4.5	2.4	石川県
2.8	-4.5	3,677.1	3,608.6	4.3	-1.9	3,226	3,095	2.8	-4.0	福井県
3.9	0.7	3,678.3	3,675.9	4.3	-0.1	3,271	3,362	9.2	2.8	山梨県
4.3	3.1	8,627.2	8,809.6	4.6	2.1	2,956	3,108	5.0	5.1	長野県
3.8	3.2	7,884.4	8,075.7	4.2	2.4	3,085	3,192	7.0	3.4	岐阜県
1.6	4.4	17,633.3	18,222.2	2.5	3.3	3,303	3,478	5.2	5.3	静岡県
2.3	6.3	40,629.8	42,708.6	2.9	5.1	3,604	3,819	5.0	6.0	愛知県
2.0	-0.1	8,785.1	8,927.0	4.3	1.6	3,135	3,227	4.9	2.9	三重県
1.9	1.7	7,024.0	7,126.2	3.0	1.5	3,203	3,292	2.7	2.8	滋賀県
5.2	2.1	10,666.8	10,752.4	4.6	0.8	3,020	3,129	8.2	3.6	京都府
3.7	4.2	40,067.1	41,359.1	2.5	3.2	3,054	3,257	6.7	6.7	大阪府
3.2	3.7	22,373.6	23,067.4	3.5	3.1	3,013	3,150	3.6	4.6	兵庫県
3.2	2.9	3,753.6	3,834.7	3.2	2.2	2,673	2,757	3.7	3.1	奈良県
5.9	4.7	3,640.0	3,923.0	5.8	7.8	3,115	3,375	12.7	8.3	和歌山県
5.8	-1.3	1,904.9	1,881.8	6.0	-1.2	2,527	2,491	7.8	-1.4	鳥取県
3.2	3.1	2,620.7	2,701.7	2.9	3.1	2,925	3,031	5.3	3.6	島根県
2.2	-4.7	7,744.6	7,939.9	5.8	2.5	2,753	2,553	4.4	-7.3	岡山県
4.4	2.9	12,035.8	12,230.6	4.5	1.6	3,189	3,275	6.5	2.7	広島県
2.5	0.7	6,283.5	6,684.2	4.7	6.4	2,992	3,068	2.9	2.5	山口県
4.7	-2.6	3,343.9	3,263.4	4.1	-2.4	3,230	3,170	6.7	-1.9	徳島県
4.4	3.2	3,774.8	3,903.2	5.3	3.4	2,850	3,005	3.5	5.4	香川県
5.7	0.9	5,048.7	5,255.4	8.0	4.1	2,685	2,764	6.9	3.0	愛媛県
2.2	1.2	2,303.1	2,315.0	2.1	0.5	2,661	2,703	7.5	1.6	高知県
4.0	2.1	19,297.9	19,567.7	3.6	1.4	2,772	2,813	4.5	1.5	福岡県
4.3	-0.9	3,147.6	3,116.1	4.9	-1.0	2,737	2,892	6.1	5.7	佐賀県
1.9	0.6	4,527.3	4,581.0	1.8	1.2	2,580	2,570	4.0	-0.4	長崎県
5.3	2.9	6,272.7	6,414.1	5.4	2.3	2,764	2,857	10.1	3.4	熊本県
6.9	2.9	4,716.4	5,042.1	8.8	6.9	2,870	2,871	9.2	0.0	大分県
2.5	1.3	3,642.0	3,681.4	2.8	1.1	2,429	2,453	5.7	1.0	宮崎県
6.3	1.7	5,807.8	5,898.5	6.8	1.6	2,652	2,722	7.4	2.6	鹿児島県
4.0	2.1	4,231.0	4,347.1	3.7	2.7	2,240	2,249	3.9	0.4	沖縄県
3.5	2.9	569,172.1	585,462.5	3.6	2.9	3,331	3,448	6.0	3.5	合計

23 主要経済指標の推移

区 分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
平成2年度	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
7	5,347,062	102.4	1,267,199	104.1	933,647	105.1
12	5,458,445	101.7	1,230,230	108.0	941,720	105.5
13	5,353,987	98.1	1,139,069	92.6	884,069	93.9
14	5,305,473	99.1	1,089,354	95.6	838,426	94.8
15	5,324,111	100.4	1,099,621	100.9	831,109	99.1
16	5,346,032	100.4	1,128,637	102.6	846,106	101.8
17	5,388,724	100.8	1,179,210	104.5	902,914	106.7
18	5,428,157	100.7	1,211,707	102.8	929,160	102.9
19	5,438,160	100.2	1,186,725	97.9	926,238	99.7
20	5,224,717	96.1	1,132,626	95.4	877,433	94.7
21	5,008,420	95.9	898,264	79.3	756,795	86.3
22	5,091,794	101.7	964,930	107.4	754,002	99.6
23	5,042,047	99.0	1,003,682	104.0	780,101	103.5
24	5,045,383	100.1	1,005,287	100.2	789,929	101.3
25	5,191,542	102.9	1,069,690	106.4	847,120	107.2
26	5,337,461	102.8	1,134,561	106.1	903,927	106.7
27	5,519,449	103.4	1,193,325	105.2	945,117	104.6
28	5,562,733	100.8	1,190,400	99.8	945,385	100.0
29	5,676,681	102.0	1,241,946	104.3	982,895	104.0
30	5,699,444	100.4	1,272,148	102.4	1,017,268	103.5
令和元年度	5,706,189	100.1	1,264,255	99.4	1,017,009	100.0
2	5,543,423	97.1	1,176,263	93.0	962,875	94.7
3	5,765,540	104.0	1,290,031	109.7	1,021,641	106.1
4	5,916,513	102.6	1,385,490	107.4	1,102,517	107.9
5	6,193,904	104.7	1,405,804	101.5	1,144,007	103.8
6	6,424,147	103.7	1,468,062	104.4	1,191,865	104.2
7	6,692,000	104.2	1,522,000	103.7	1,246,000	104.5
8	6,919,000	103.4	1,591,000	104.5	1,305,000	104.8

区 分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
平成2年度	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
7	13,361	-	320,191	95.0	2,754,136	102.0
12	6,847	-	281,663	101.0	2,869,691	100.5
13	-10,396	-	265,396	94.2	2,879,762	100.4
14	-9,245	-	260,173	98.0	2,872,926	99.8
15	6,892	-	261,620	100.6	2,871,353	99.9
16	13,327	-	269,204	102.9	2,884,699	100.5
17	5,414	-	270,882	100.6	2,917,027	101.1
18	8,928	-	273,619	101.0	2,937,390	100.7
19	17,210	-	243,277	88.9	2,954,784	100.6
20	14,669	-	240,524	98.9	2,906,917	98.4
21	-46,446	-	187,915	78.1	2,836,806	97.6
22	12,850	-	198,078	105.4	2,849,897	100.5
23	17,328	-	206,253	104.1	2,854,747	100.2
24	1,775	-	213,583	103.6	2,888,240	101.2
25	-14,282	-	236,852	110.9	2,981,564	103.2
26	2,720	-	227,914	96.2	2,979,731	99.9
27	13,694	-	234,514	102.9	3,007,461	100.9
28	4,264	-	240,751	102.7	2,993,932	99.6
29	18,248	-	240,803	100.0	3,040,038	101.5
30	23,222	-	231,658	96.2	3,061,400	100.7
令和元年度	7,246	-	240,000	103.6	3,049,250	99.6
2	-11,764	-	225,152	93.8	2,921,986	95.8
3	23,103	-	245,287	108.9	3,051,419	104.4
4	23,297	-	259,676	105.9	3,238,652	106.1
5	-6,855	-	268,652	103.5	3,308,762	102.2
6	564	-	275,633	102.6	3,403,637	102.9
7	3,000	-	273,000	99.2	3,535,000	103.9
8	3,000	-	283,000	103.3	3,653,000	103.4

区 分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数2年=100	前年度比(%)	指数2年=100	前年度比(%)	指数2年=100	前年度比(%)
昭和45年度	54.7	110.8	54.6	101.7	31.4	-
50	59.6	95.6	84.3	102.3	54.2	110.4
55	80.4	102.2	111.1	112.5	74.4	107.7
60	95.6	102.5	109.2	98.3	84.2	101.9
平成2年度	120.5	105.0	105.0	101.2	90.4	103.1
7	114.2	102.1	100.1	98.9	95.8	99.8
12	119.0	104.3	96.2	99.4	97.2	99.4
13	108.1	90.9	93.8	97.5	96.3	99.1
14	111.3	102.8	92.2	98.3	95.7	99.4
15	114.5	103.5	91.7	99.4	95.5	99.8
16	118.9	103.9	93.2	101.7	95.4	99.9
17	120.8	101.6	94.8	101.7	95.2	99.8
18	126.3	104.6	96.8	102.0	95.4	100.2
19	129.9	102.7	99.0	102.3	95.8	100.4
20	113.6	87.3	102.1	103.2	96.8	101.0
21	102.8	90.5	96.9	94.9	95.2	98.3
22	111.9	108.8	97.3	100.4	94.7	99.5
23	111.1	99.3	98.6	101.3	94.6	99.9
24	108.1	97.1	97.6	99.0	94.4	99.8
25	111.7	103.4	99.4	101.8	95.2	100.8
26	111.1	99.4	102.2	102.8	98.0	102.9
27	110.3	99.3	98.8	96.7	98.2	100.2
28	111.2	100.8	96.4	97.6	98.2	100.0
29	114.3	102.9	99.0	102.7	98.9	100.7
30	114.2	99.9	101.2	102.2	99.6	100.7
令和元年度	110.2	96.5	101.3	100.1	100.1	100.5
2	99.7	90.5	99.9	98.5	99.9	99.8
3	105.2	105.5	107.0	107.1	100.0	100.1
4	104.9	99.7	117.2	109.5	103.2	103.2
5	102.9	98.1	120.1	102.4	106.3	103.0
6	101.5	98.6	124.1	103.3	109.5	103.0
7	-	100.3	-	102.3	-	102.6
8	-	101.2	-	101.4	-	101.9

(注) 令和6年度までは実績、令和7年度及び令和8年度は「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和8年1月23日閣議決定）による。

なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実額については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は令和2年基準(2008SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は令和2年基準(2008SNA)によるものである。

参 考

- I 地方財政計画(令和8年度)
- II 租税及び印紙収入予算額(令和8年度)
- III 税制改正(内国税関係)による増減収見込額
(令和8年度)
- IV 主要経済指標(令和8年度)

I 地方財政計画（令和8年度）

【通常収支分】

（単位：億円）

区 分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	478,185	454,493	23,692	5.2
II 地 方 譲 与 税	31,932	29,661	2,271	7.7
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,780	2,127	△ 347	△ 16.3
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	40	40	0	0.0
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,172	3,077	95	3.1
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	145	145	0	0.0
5 特 別 と ん 譲 与 税	113	113	0	0.0
6 森 林 環 境 譲 与 税	666	689	△ 23	△ 3.3
7 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	26,016	23,470	2,546	10.8
III 地 方 特 例 交 付 金 等	8,156	1,936	6,220	321.3
IV 地 方 交 付 税	201,848	189,574	12,274	6.5
V 国 庫 支 出 金	177,138	172,070	5,068	2.9
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	17,118	16,210	908	5.6
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	130,665	126,289	4,376	3.5
(ア) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	13,160	13,398	△ 238	△ 1.8
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	14,390	13,976	414	3.0
(ウ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	914	861	53	6.1
(エ) 児 童 保 護 費 負 担 金	1,621	1,543	78	5.0
(オ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	20,954	19,197	1,757	9.2
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	20,973	21,666	△ 693	△ 3.2
(キ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	5,720	4,004	1,716	42.9
(ク) 子 ど も の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	18,758	18,002	756	4.2
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	34,176	33,642	534	1.6
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	26,883	27,084	△ 201	△ 0.7
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	26,661	26,896	△ 235	△ 0.9
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	222	188	34	18.0
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	307	307	0	0.1
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	78	78	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	438	475	△ 37	△ 7.8
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,168	1,151	17	1.5
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	429	424	5	1.1
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	51	52	△ 1	△ 1.2
VI 地 方 債	61,448	59,620	1,828	3.1
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	15,016	15,044	△ 28	△ 0.2
VIII 雑 収 入	50,947	48,496	2,451	5.1
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 63	△ 33	△ 30	90.9
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 180	△ 217	37	△ 17.1
歳 入 合 計	1,024,427	970,644	53,783	5.5

(単位：億円)

区 分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	240,075	209,784	30,291	14.4
1 給 与 費 (退 職 手 当 を 除 く)	228,218	198,563	29,655	14.9
(7) 義 務 教 育 教 職 員	62,563	59,454	3,109	5.2
(4) 警 察 関 係 職 員	26,974	25,453	1,521	6.0
(9) 消 防 職 員	14,062	13,347	715	5.4
(5) 一 般 職 員 及 び 義 務 制 以 外 の 教 員 並 び に 特 別 職 等	105,044	100,309	4,735	4.7
(6) 会 計 年 度 任 用 職 員	19,575	-	19,575	皆増
2 退 職 手 当 費	11,837	11,196	641	5.7
3 恩 給 経 費	20	25	△ 5	△ 20.0
II 一 般 行 政 経 費	455,115	456,456	△ 1,341	△ 0.3
1 国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 う も の	279,689	266,375	13,314	5.0
(7) 生 活 保 護 費	37,951	37,646	305	0.8
(4) 児 童 保 護 費	13,738	13,028	710	5.4
(9) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	41,908	38,394	3,514	9.2
(5) 後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費	31,994	30,924	1,070	3.5
(6) 介 護 給 付 費	36,953	35,923	1,030	2.9
(8) 児 童 手 当 等 交 付 金	25,867	26,722	△ 855	△ 3.2
(3) 子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	33,478	32,244	1,234	3.8
(9) そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	57,800	51,494	6,306	12.2
2 国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 わ な い も の	144,037	158,881	△ 14,844	△ 9.3
3 国 民 健 康 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 関 係 事 業 費	15,689	15,000	689	4.6
4 地 方 創 生 推 進 費	10,000	10,000	0	0.0
5 地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	1,500	2,000	△ 500	△ 25.0
6 地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
III 地 域 未 来 基 金 経 費	4,000	-	4,000	皆増
IV 公 債 償 還 基 金 経 費	107,674	107,259	414	0.4
V 臨 時 財 政 対 策 債 償 還 基 金 経 費	8,376	-	8,376	皆増
VI 維 持 補 修 経 費	16,275	15,525	750	4.8
VII 投 資 的 経 費	124,568	121,133	3,435	2.8
1 直 轄 事 業 負 担 金	5,622	5,499	123	2.2
2 公 共 事 業 費	51,308	51,997	△ 689	△ 1.3
(7) 普 通 建 設 事 業 費	51,046	51,759	△ 713	△ 1.4
(4) 災 害 復 旧 事 業 費	262	238	24	10.1
(直轄、補助事業計)	56,931	57,496	△ 565	△ 1.0
3 一 般 事 業 費	34,333	30,392	3,941	13.0
(7) 普 通 建 設 事 業 費	34,020	30,090	3,930	13.1
(4) 災 害 復 旧 事 業 費	313	302	11	3.6
4 特 別 事 業 費	33,304	33,245	59	0.2
(7) 過 疎 対 策 事 業 費	12,610	12,379	231	1.9
(4) 地 域 活 性 化 事 業 費	820	820	0	0.0
(9) 旧 合 併 特 例 事 業 費	1,492	2,664	△ 1,172	△ 44.0
(5) 防 災 対 策 事 業 費	948	948	0	0.0
(6) 施 設 整 備 事 業 費 (一 般 財 源 化 分)	934	934	0	0.0
(8) 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
(3) 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
(9) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000	4,000	0	0.0
(8) 脱 炭 素 化 推 進 事 業 費	1,000	1,000	0	0.0
(3) こ ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 費	500	500	0	0.0
(9) 高 等 学 校 教 育 改 革 等 推 進 事 業 費	1,000	-	1,000	皆増
(地方単独事業計)	67,637	63,637	4,000	6.3
VIII 公 営 企 業 繰 出 金	23,545	22,787	758	3.3
1 収 益 勘 定 繰 出 金	11,523	10,829	694	6.4
2 資 本 勘 定 繰 出 金	12,022	11,958	64	0.5
IX 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	44,800	37,700	7,100	18.8
歳 出 合 計	1,024,427	970,644	53,783	5.5

(参 考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳 入

区 分	令和8年度		令和7年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	478,185	46.7	454,493	46.8
地 方 譲 与 税	31,932	3.1	29,661	3.1
地 方 特 例 交 付 金 等	8,156	0.8	1,936	0.2
地 方 交 付 税	201,848	19.7	189,574	19.5
国 庫 支 出 金	177,138	17.3	172,070	17.7
地 方 債	61,448	6.0	59,620	6.1
使 用 料 及 び 手 数 料	15,016	1.4	15,044	1.6
雑 収 入	50,947	5.0	48,496	5.0
歳 入 合 計	1,024,670	100.0	970,894	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない。

(2) 歳 出

区 分	令和8年度		令和7年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	240,075	23.4	209,784	21.6
一 般 行 政 経 費	455,115	44.4	456,456	47.0
地 域 未 来 基 金 費	4,000	0.4	-	-
公 債 費	107,674	10.5	107,259	11.1
臨 時 財 政 対 策 債 償 還 基 金 費	8,376	0.8	-	-
維 持 補 修 費	16,275	1.6	15,525	1.6
投 資 的 経 費	124,568	12.2	121,133	12.5
公 営 企 業 繰 出 金	23,545	2.3	22,787	2.3
地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費	44,800	4.4	37,700	3.9
歳 出 合 計	1,024,427	100.0	970,644	100.0

【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

(単位：億円)

区 分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 震災復興特別交付税	539	871	△ 332	△ 38.1
II 一般財源充当分	63	33	30	90.9
III 国庫支出金	1,552	1,731	△ 179	△ 10.3
IV 地方債	10	11	△ 1	△ 9.1
V 雑収入	53	58	△ 5	△ 8.6
歳 入 合 計	2,217	2,704	△ 487	△ 18.0
B 歳 出				
I 給与関係経費	40	49	△ 9	△ 18.4
II 一般行政経費	1,119	1,129	△ 10	△ 0.9
1 国庫補助負担金等を伴うもの	903	853	50	5.9
2 国庫補助負担金を伴わないもの	215	276	△ 61	△ 22.1
III 公債費	53	58	△ 5	△ 8.6
IV 投資的経費	1,005	1,468	△ 463	△ 31.5
1 公共事業費	1,005	1,468	△ 463	△ 31.5
2 一般事業費	0	0	△ 0	△ 0.0
V 公営企業繰出金	0	0	△ 0	△ 0.0
歳 出 合 計	2,217	2,704	△ 487	△ 18.0

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	令和8年度		令和7年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 震災復興特別交付税	539	24.3	871	32.2
II 一般財源充当分	63	2.8	33	1.2
III 国庫支出金	1,552	70.0	1,731	64.0
IV 地方債	10	0.5	11	0.4
V 雑収入	53	2.4	58	2.2
歳 入 合 計	2,217	100.0	2,704	100.0
B 歳 出				
I 給与関係経費	40	1.8	49	1.8
II 一般行政経費	1,119	50.5	1,129	41.8
III 公債費	53	2.4	58	2.1
IV 投資的経費	1,005	45.3	1,468	54.3
V 公営企業繰出金	0	0.0	0	0.0
歳 出 合 計	2,217	100.0	2,704	100.0

(全国防災事業)

(単位：億円)

区 分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入 充 当 分	180	217	△ 37	△ 17.1
I 一 般 財 源 収 入	180	217	△ 37	△ 17.1
II 雑 収 入	1	1	△ 0	△ 0.0
歳 入 合 計	181	218	△ 37	△ 17.0
B 歳 出 費	181	218	△ 37	△ 17.0
I 公 債 費	181	218	△ 37	△ 17.0
歳 出 合 計	181	218	△ 37	△ 17.0

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	令和8年度		令和7年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入 充 当 分	億円	%	億円	%
I 一 般 財 源 収 入	180	99.4	217	99.5
II 雑 収 入	1	0.6	1	0.5
歳 入 合 計	181	100.0	218	100.0
B 歳 出 費	181	100.0	218	100.0
I 公 債 費	181	100.0	218	100.0
歳 出 合 計	181	100.0	218	100.0

Ⅱ 租税及び印紙収入予算額（令和8年度）

（単位 億円）

税 目	令和7年度		令和8年度						
	当 子 算	初 額 予 算 後 額	前年度予算額に対する 現行法による増減 (△)収見込額		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減(△)収 見込額	改正法に よる収入見 込額(予算額)	前年度当初予算額に対する 増減(△)収見込額	
			対 当 初	対 補 正 後				対 当 初	対 補 正 後
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5) = (1) + (3) (2) + (4)	(6)	(7) = (5) + (6)	(8) = (7) - (1)	(9) = (7) - (2)
（一般会計）									
源 泉 分	182,290	200,770	30,360	11,880	212,650	△ 6,610	206,040	23,750	5,270
所得 申告 分	44,370	45,820	3,330	1,880	47,700	△ 490	47,210	2,840	1,390
税 計	226,660	246,590	33,690	13,760	260,350	△ 7,100	253,250	26,590	6,660
防衛特別所得税（仮称）	-	-	-	-	-	380	380	380	380
法 人 税	192,450	195,960	13,890	10,380	206,340	620	206,960	14,510	11,000
防衛特別法人税	-	-	5,760	5,760	5,760	-	5,760	5,760	5,760
相 続 税	34,610	36,930	3,570	1,250	38,180	-	38,180	3,570	1,250
消 費 税	249,080	255,430	17,800	11,450	266,880	-	266,880	17,800	11,450
酒 税	11,740	11,120	△ 270	350	11,470	-	11,470	△ 270	350
た ば こ 税	9,530	9,530	230	230	9,760	-	9,760	230	230
揮 発 油 税	19,760	18,000	△ 10,040	△ 8,280	9,720	-	9,720	△ 10,040	△ 8,280
石 油 ガ ス 税	40	40	0	0	40	-	40	0	0
航 空 機 燃 料 税	400	400	0	0	400	-	400	0	0
石 油 石 炭 税	6,010	6,010	△ 30	△ 30	5,980	-	5,980	△ 30	△ 30
電 源 開 発 促 進 税	3,070	3,070	70	70	3,140	-	3,140	70	70
自 動 車 重 量 税	4,070	4,070	140	140	4,210	-	4,210	140	140
国 際 観 光 旅 客 税	490	490	110	110	600	700	1,300	810	810
関 と ん 税	9,890	8,950	△ 860	80	9,030	-	9,030	△ 860	80
と ん 税	90	90	0	0	90	-	90	0	0
印 紙 収 入	5,040	5,040	△ 130	△ 130	4,910	-	4,910	△ 130	△ 130
現 金 収 入	5,260	5,260	630	630	5,890	-	5,890	630	630
計	10,300	10,300	500	500	10,800	-	10,800	500	500
合 計	778,190	806,980	64,560	35,770	842,750	△ 5,400	837,350	59,160	30,370
（交付税及び譲与税配付金特別会計）									
地 方 法 人 税	21,773	23,145	2,726	1,354	24,499	-	24,499	2,726	1,354
地 方 揮 発 油 税	2,114	2,034	△ 354	△ 274	1,760	-	1,760	△ 354	△ 274
石 油 ガ ス 税（譲与分）	40	40	0	0	40	-	40	0	0
航 空 機 燃 料 税（譲与分）	145	145	0	0	145	-	145	0	0
自 動 車 重 量 税（譲与分）	3,083	3,083	106	106	3,189	-	3,189	106	106
特 別 と ん 税	113	113	0	0	113	-	113	0	0
森 林 環 境 税	679	679	△ 13	△ 13	666	-	666	△ 13	△ 13
特 別 法 人 事 業 税	23,454	25,245	2,611	820	26,065	-	26,065	2,611	820
合 計	51,401	54,484	5,076	1,993	56,477	-	56,477	5,076	1,993
（国債整理基金特別会計）									
た ば こ 特 別 税	1,149	1,149	28	28	1,177	-	1,177	28	28
（東日本大震災復興特別会計）									
復 興 特 別 所 得 税	4,760	5,178	558	140	5,318	△ 380	4,938	178	△ 240
総 計	835,500	867,791	70,222	37,931	905,722	△ 5,780	899,942	64,442	32,151

（注） 自動車重量税及び自動車重量税（譲与分）の現行法による収入見込額は、令和8年度税制改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収見込額（自動車重量税140億円、自動車重量税（譲与分）106億円）を含めて計上している。これは、当該増収見込額が、令和5年度税制改正において燃費基準の達成度の切上げを順次行っており、現行の燃費基準の達成度が適用されるようになった令和7年度から令和8年度にかけて追加的に発生した減収見込額（自動車重量税△20億円、自動車重量税（譲与分）△15億円）に対応するものであることを勘案したものである。

Ⅲ 税制改正（内国税関係）による増減収見込額（令和8年度）

（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1)物価上昇局面における基礎控除等の対応	▲ 6,680	▲ 7,060
(2)ひとり親控除の控除額の引上げ	▲ 10	-
(3)住宅ローン控除の拡充等	▲ 90	0
(4)NISAの口座開設可能年齢の下限撤廃等	▲ 60	0
(5)極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し	2,870	-
(6)通勤手当の非課税限度額の引上げ等	▲ 20	▲ 20
(7)公的年金等控除の見直し	50	-
(8)食事の支給について非課税とされる使用者の負担額の上限の引上げ	▲ 20	▲ 20
個人所得課税 計	▲ 3,960	▲ 7,100
2. 法人課税		
(1)中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し	▲ 20	▲ 10
(2)大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設	▲ 4,100	▲ 2,840
(3)研究開発税制の見直し	90	120
(4)賃上げ促進税制の見直し	6,750	3,340
(5)特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し	20	10
法人課税 計	2,740	620
3. 消費課税		
(1)国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税対象の見直し	410	-
(2)国際観光旅客税の税率引上げ	1,200	700
消費課税 計	1,610	700
合 計	390	▲ 5,780

- (注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。
(注2) 揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率廃止による減収見込額は平年度▲1.0兆円程度。
(注3) 賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）の見直しによる増収見込額は、地方法人税等の増収見込額と合わせて平年度7,780億円程度。
(注4) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置（特定の基準所得金額の課税の特例）の現行制度部分の所得税の増収見込額は1,130億円であり、令和8年度税制改正による増収見込額と合わせて平年度4,000億円となる。
(注5) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（減収見込額▲170億円）の廃止（信託等可能期間を延長せずに終了）により、将来的に同措置による減収効果が消失するものと見込まれる。
(注6) 「1.(1)物価上昇局面における基礎控除等の対応」は、基礎控除の引上げ（平年度▲2,060億円、初年度▲2,390億円）、基礎控除等の特例の拡充（平年度▲4,490億円、初年度▲4,500億円）及び給与所得控除の引上げ等（平年度▲130億円、初年度▲170億円）である。
(注7) 住宅ローン控除の拡充等による平年度減収見込額は、令和8年から令和12年までの居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額の平均額を計上している。
(注8) 物品販売に係る消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる消費税額は、平年度150億円。
(注9) 令和8年度税制改正における自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収見込額は平年度280億円程度、初年度250億円程度（特別会計分を含む）。他方、令和5年度税制改正において燃費基準の達成度の切上げを順次行っており、現行の燃費基準の達成度が適用されるようになった令和7年度から令和8年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲40億円程度（特別会計分を含む）。

（備考）研究開発税制の見直しによる増減収見込額の内訳

（単位：億円）

改正事項	平年度
1. 戦略技術領域型（重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度）の創設等	▲ 980
2. インセンティブの更なる強化（一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し等）	1,070
合 計	90

(注) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

【別掲】防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による増収見込額

（単位：億円）

項 目	令和8年度	令和9年度	平年度
1. 防衛特別法人税の創設（令和8年4月施行）	5,760	9,230	8,690
2. たばこ税の見直し（令和8年4月施行）	440	1,160	2,120
3. 防衛特別所得税（仮称）の創設（令和9年1月施行）	380	2,630	2,560
合 計	6,580	13,020	13,370

- (注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。
(注2) 令和7年度税制改正及び令和8年度税制改正を踏まえた防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による現時点の増収見込額を記載したもの。計数は今後変動が有りうる。
(注3) 復興特別所得税の税率引下げによる特別会計分の減収見込額は、平年度▲2,560億円程度、初年度▲380億円程度。

IV 主要経済指標(令和8年度)

	令和6年度 (2024年度) (実績)	令和7年度 (2025年度) (実績見込み)	令和8年度 (2026年度) (見通し)	対前年度比増減率					
				令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
				兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	% (実質)	%程度 (実質)	% (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	642.4	669.2	691.9	3.7	0.5	4.2	1.1	3.4	1.3
民間最終消費支出	340.4	353.5	365.3	2.9	0.2	3.9	1.3	3.4	1.3
民間住宅	27.6	27.3	28.3	2.6	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 3.4	3.3	1.3
民間企業設備	119.2	124.6	130.5	4.2	0.9	4.5	1.9	4.8	2.8
民間在庫変動()内は寄与度	0.1	0.3	0.3	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
政府支出	161.0	164.8	170.0	4.6	2.0	2.3	0.5	3.1	1.1
政府最終消費支出	129.1	131.8	136.0	4.6	2.3	2.1	0.4	3.2	1.0
公的固定資本形成	32.0	33.0	34.0	3.8	0.1	3.1	0.5	2.9	1.3
財貨・サービスの輸出	141.7	145.5	151.4	6.8	1.7	2.8	2.5	4.0	2.0
(控除)財貨・サービスの輸入	147.4	146.9	153.9	6.3	3.3	▲ 0.4	2.7	4.8	2.9
内需寄与度				3.7	0.9	3.5	1.1	3.6	1.5
民需寄与度				2.5	0.4	2.9	1.0	2.8	1.3
公需寄与度				1.1	0.5	0.6	0.1	0.8	0.3
外需寄与度				0.0	▲ 0.4	0.7	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2
国民所得	452.0	477.6	496.1	2.4	▲ 5.7	5.7	▲ 3.9	3.9	▲ 1.7
雇用者報酬	314.2	326.2	338.1	4.1	▲ 3.8	3.8	▲ 3.7	3.7	▲ 1.7
財産所得	36.3	42.0	44.3	13.8	▲ 15.8	15.8	▲ 5.4	5.4	▲ 1.7
企業所得	101.6	109.5	113.8	▲ 5.8	7.7	7.7	4.0	4.0	▲ 1.7
国民総所得	682.1	711.1	737.4	4.0	1.1	4.3	1.7	3.7	1.7
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度	
労働力人口	6,968	7,005	7,010	0.5		0.5		0.1	
就業者数	6,793	6,831	6,841	0.5		0.6		0.1	
雇用者数	6,141	6,190	6,212	0.9		0.8		0.4	
完全失業率	%	%程度	%程度	2.5		2.5		2.4	
生産	%	%程度	%程度	▲ 1.4		0.3		1.2	
鉱工業生産指数・変化率	▲ 1.4	0.3	1.2						
物価	%	%程度	%程度	3.3		2.3		1.4	
国内企業物価指数・変化率	3.3	2.3	1.4	3.0		2.6		1.9	
消費者物価指数・変化率	3.0	2.6	1.9	3.2		3.1		2.0	
GDPデフレーター・変化率	3.2	3.1	2.0						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	▲ 6.6	▲ 2.1	▲ 2.9						
貿易収支	▲ 4.0	0.6	0.2						
輸出	106.3	108.6	113.8	4.1		2.2		4.8	
輸入	110.3	108.1	113.7	4.3		▲ 2.0		5.2	
経常収支	29.5	35.6	38.4						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度	4.6		5.3		5.5	

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率、円相場及び原油輸入価格については、以下の前提を置いている。これらは、作業のための想定であって、政府としての予測又は見通しを示すものではない。

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度
世界GDP(日本を除く。)の実質成長率(%)	3.1	2.8	2.8
円相場(円/ドル)	152.5	150.8	155.2
原油輸入価格(ドル/バレル)	82.8	71.3	68.0

(備考)

- 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率は、国際機関の経済見通しを基に算出。
- 円相場は、令和7年11月1日～11月30日の期間の平均値(155.2円/ドル)で同年12月以降一定と想定。
- 原油輸入価格は、令和7年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(68.0ドル/バレル)で、同年12月以降一定と想定。